

# 西南学院大学博物館研究紀要

## 第 9 号

### — 論 文 —

- 1830年12月 帰国したシーボルトが其扇<sup>そのき</sup>に送った手紙…………… 宮崎 克則 3
- キリシタン伝来のマリア観音の源流をめぐって  
—中国における聖母像の伝来とその変容— …………… 宮川 由衣 23
- 館守『毎日記』に見る草梁倭館の交奸事件  
—元禄三（一六九〇）年の事例をもとに— …………… 迫田ひなの 40(19)
- 史料紹介『除墨帳』（二）…………… 長屋 佳歩  
安高 啓明 60(23)

+ ————— + ————— +

### — 資料紹介 —

- 西南学院大学博物館所蔵「聖ロクス像」…………… 下園 知弥 83
- 西南学院大学博物館所蔵「オランダ製『ワインボトル』」…………… 鬼束 芽依 101

2021年3月

 西南学院大学

# 執 筆 要 項

---

1. 西南学院大学博物館（以下「博物館」という。）は、西南学院大学博物館研究紀要（以下「研究紀要」という。）を毎年1回刊行する。
2. 研究紀要の編集については、『西南学院大学博物館研究紀要』編集委員会（以下「編集委員会」という。）が、これに当る。
3. 編集委員会は、次の者をもって構成する。
  - (1)博物館長（委員長）
  - (2)博物館教員（学芸員）
  - (3)学芸研究員
  - (4)その他、館長が委嘱する者
4. 研究紀要に投稿できる者は、博物館に所属する教職員、学芸研究員、学芸調査員及び編集委員会が認めた者とする。
5. 研究紀要に投稿できる種別は、論文、研究ノート及び資料紹介とする。
6. 原稿枚数は、400字詰原稿用紙に換算して、次のとおりとする。ただし、図版については、枚数に換算しない。
  - (1)論文 60枚程度
  - (2)研究ノート 30枚程度
  - (3)資料紹介 特に定めない
7. 投稿希望者は、題名（英文タイトルを含む）及び種別を明示し、12月26日までに編集委員会宛に原稿を提出すること。
8. 提出原稿の体裁は、A4版、40字×30行とする。ただし、編集委員会において体裁を整えることがある。なお、形式は、縦書き・横書きを問わない。
9. 註は、末尾に通し番号で一括すること。
10. 図表・写真等は、掲載場所を指示すること。
11. 編集委員会は、査読したうえで、投稿者に修正を求めたり、編集委員会の責任において、文言、体裁等を統一するために原稿に修正を加えたりすることがある。

『西南学院大学博物館研究紀要』編集委員会



聖ロクス像

19世紀／フィリピン／木製，着色／西南学院大学博物館  
関連論文：下園知弥「西南学院大学博物館所蔵『聖ロクス像』」（83頁～99頁）



### ワインボトル

18世紀／オランダ／ガラス／西南学院大学博物館

関連論文：鬼束芽依「西南学院大学博物館所蔵『オランダ製「ワインボトル」』」（101頁～113頁）

# 1830年12月 帰国したシーボルトが<sup>そのぎ</sup>其扇に送った手紙

宮崎 克則

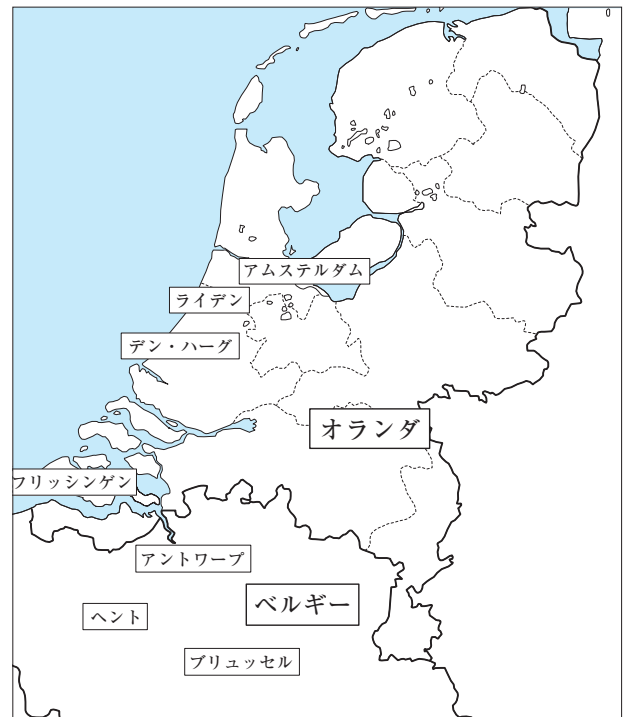
## はじめに

国外追放となったシーボルトは、帰国途中の1830年3月、インドネシアのバタヴィア（現ジャカルタ）から3通の手紙を日本妻の其扇（楠本たき：1807～69年）に送った。オランダ語で書かれた手紙は其扇に届いた。オランダ語を読めない其扇は、シーボルトの門人かオランダ通詞に翻訳してもらい、内容を忘れないように、文字の書ける女性に「女房詞」調の「くずし字」で和訳文を書いてもらった。現存するシーボルト自筆のオランダ語手紙、和訳文については前稿<sup>(1)</sup>を参照していただきたい。

本稿は、1830年7月、オランダへ帰り着いたシーボルトが12月に其扇へ出した2度目の手紙について検討する。手紙は2通ある。12月21日付の手紙は、和紙に筆で書かれており、シーボルトが送ったオランダ語手紙を、其扇が誰かに依頼して書いてもらった和訳文である。残念ながら、オランダ語で書かれた原文は残っていない。もう1通の12月23日付の手紙はカタカナで書かれており、包紙も残る。包紙には、漢字で「頼等」（ライデン）において「十二月廿四日」に封したことが書かれており、のり付の跡も残る。内容は12月21日付の手紙と重複する部分が多く、シーボルトは「苦勞」してカタカナの手紙を書いて送っている。

これまで部分紹介はあったが<sup>(2)</sup>、全文紹介のなかった2通の手紙について、包紙を含めて画像と翻刻文を掲載する。シーボルトがオランダに帰り着いて6ヶ月、12月の手紙には何が書かれているのだろうか。

## 1. シーボルトのオランダ着



〔図1〕 オランダ・ベルギーの関連図

1830年7月7日、オランダ南部のフリッシンゲン（Vlissingen）港に着いたシーボルトは、夕方にはふたたび乗船、翌朝にアントワープ（Antwerpen）に着いた（〔図1〕）。そして、10日にはデン・ハーグ（Den Haag）からドイツの母と伯父へ手紙を出した<sup>(3)</sup>。

ハーグにて、1830年7月10日

最愛のお二方に

7月7日に私はフリッシンゲンからお二方に手紙を出しました。…（中略）…ここにおいて私ははじめてヨーロッパの大地を踏んだのです。夕方には再び航行し、翌朝にはアントワープに到着いたしました。



上記の他に、オランダ政府から「月給は400グルデン」支給されること（したがって、年俸は4800グルデン、約400万円となる）<sup>(4)</sup>、「私が生きている間はもうお金の心配はないだろうと思います」とも書いている。シーボルトは日本で収集したコレクションにもとづく研究の開始に意欲満々であった。大学教授となることを勧める母親に対し、9月21日付の手紙では<sup>(5)</sup>、

母上様には小生が教授に就任致したき気持ちがあるとお考えになさっておられれば、思い違いをなさっておられます。若しかかる事を致しますと、小生の経歴では馬をロバに乗り換えることでしょう。日本に関する小生の著作を出版するには今後10年なすべきことがありますから、必要もないのに不馴れの仕事になぜ忙殺しなければならないのでしょうか。

と書いている。大学での講義は「馬の耳に念仏」を唱えるようなものであり、日本を研究すること、日本についての本を出すことが彼の目標であった。

ところが、1830年のオランダは政治的に不安定だった。この年の夏からアントワープを含むオランダ南部の地域で独立を目指す運動が活発となり、10月にはベルギー王国として独立した。そのため、今回の船でシーボルトが持ち帰ったコレクションはアントワープやヘント（Gentゲント）などベルギーの町に保管されていたため、それらをオランダ側のライデン（Leiden）へ移動させる必要が生じた。このことについて、後にシーボルト自身が書いている。彼が日本からの植物輸入・販売のために立ち上げた園芸協会の年報、1844年『オランダ王立園芸奨励協会年報』1号にシーボルト「1824年から1844年までの日本からの植物の輸入についての歴史的説明」が載っている<sup>(6)</sup>。それには、

生きた状態の植物のコレクションは、1829年の初めに日本から発送された。それは約500種にのぼり、その多くはひとつの品種でも複数の見本に

なっていた。このコレクションは、その年の6月にアムステルダムに到着した。それらは目撃者が述べているように、見事な状態であった。そしてコレクションは、ライデンにある植物園に渡されることになっていた。


ライデン大学の植物園が、この貴重な植物コレクションを受け取ったのは7月8日のことで、137本が引き渡された。ただし残念なことに、その内の57本はすでに枯れていた。…（中略）…

1830年7月8日にはアントワープに帰り着いたのである。…（中略）…

7月29日には約260種の植物や球根をヘントの植物園の管理事務所に引き渡し、園芸師として有名なムッス氏の世話を任せることにした。

我々は、引き渡した植物の世話をするために、2ヶ月ほどヘントに滞在したが、ベルギーとの間で例の事件が起きたのでオランダに帰国した。我々は、遠い極東から苦勞して運んできた植物が、ベルギーの大地に根付くのを見届けた後、コレクションの残りを無事にオランダに持ち帰った。

とある。1829年発送の日本の生きた植物（500種）はアムステルダムに着き、ライデン大学植物園に植えられていること（ $137 - 57 = 80$ 本）、1830年にシーボルトが持ち帰った植物は、ベルギー独立によって、ベルギーのヘント（ゲント）の植物園にそのまま根付いていること（260種）、残りをオランダに運んだことを記している。さらにシーボルトは、彼が残した日本の植物によって、「やがてヘントは『花の首都』と呼ばれるようになった」と自慢げに書いている。

当時のオランダはこのような混乱のなかにあったが、シーボルトは1830年11月頃にライデンに落ち着く。現在、シーボルトハウス（)として公開されているライデンのラーペルブルフ19番地の家に落ち着くのは、1832年5月のことであるが（家主デヴィット夫人から借用、後の1836年8月22日に購入）<sup>(7)</sup>、それ以前の暮らしぶりは、本稿で紹介する手紙にある（12月21日付和文手紙）。



〔図2〕シーボルトハウス（2018年撮影）

一、私今居申候処はこまき家ニ、ほふゆう壱人、唐人壱人、おるそん、料理人メ四人、同居仕候、又こまきさる壱疋、さくらと申しぬ壱疋かい居申候

ライデンの住所は不明であるが、小さな家にシーボルトを含めて5人+ペットで住んでいた。「ほうゆう」（朋友）はホフマン（ヨハン・ヨーゼフ・ホフマン Johann Joseph Hofmann：1805～78年）であり、シーボルトと同郷のドイツのヴェルツブルク出身、売り出し中のオペラ歌手であったが、1830年7月にアントワープのホテルでシーボルトと知り合い、助手としてライデンへやってきた。彼の語学能力は高く、15年間ほどシーボルト『NIPPON』の制作を大いに助け、ライデン大学日本学科の初代教授となる<sup>(8)</sup>。

「唐人」は郭成章。彼は中国の広東省大埔県の出身、中国語・マレー語でシーボルトを助けた。シーボルトが帰国する途中のバタヴィアで雇われ、6年間ほど手伝った。月給は100グルデンだった<sup>(9)</sup>。1830年3月、シーボルトがバタヴィアから其届へ送った手紙に、日本語の手紙を書かせるために「とふじん」（唐人）を連れて帰ることが書かれている<sup>(10)</sup>。シーボルトがカタカナの手紙を送ることができたのは郭のお蔭であるが、郭がどれほどカタカ

ナの文章を理解していたか、手紙を見ると分かる。

シーボルトは、ホフマンと郭を助手として雇っていたから、日本の文化と歴史を紹介し、367枚もの図版を掲載した『NIPPON』を出すことができた。ラーペルブルフ19番地の家には、日本で収集した個人的コレクションの民族資料などが展示され、石版印刷機2台も設置されていた。販売は10%から25%の手数料で取次店と契約を結ぶとともに、自宅からも発送した。印刷所と書店を自ら経営するシーボルトの自費出版によって、『NIPPON』などは刊行されたのである<sup>(11)</sup>。

「おるそん」=オルソン（Orson）は、インドネシアのセレベス島（現スラウェシ島）出身の若者。シーボルトの個人的な使用人であり、彼の帰国とともにオランダへ連れていかれた。出島では娘「いね」の子守役もした。そして「料理人」がおり、ペットの猿と「さくら」と名付けられた日本犬がいた。「さくら」は死んだ後に剥製にされ、今もライデン国立自然史博物館に所蔵されている（〔図3〕）<sup>(12)</sup>。



〔図3〕「さくら」の剥製（ライデン国立自然史博物館蔵）

シーボルトはオランダ政府によって日本へ派遣され、多額の研究費（総額4万2972グルデン、約3億5810万円、年間研究費は約7000万円）<sup>(13)</sup>を支給されていたから、彼が収集した動物・植物標本はオランダ政府の所有物であり、ライデンの王立博物館やライデン大学に運ばれ所蔵された。彼が研究拠点をライデンに置くのは当然のことである。

## 2. 1830年12月21日付の和文手紙

シーボルトの子孫が居住するドイツのブランデン

シュタイン（Brandenstein）城にある1830年12月21日付の手紙は、其扇に届いている（画像は後掲）。その根拠は、翌年（1831年10月24日付）の其扇の返事に「去年十二月廿一日出之御書状、こんねん七月二拝しまいらせ候」とあるからである<sup>(14)</sup>。

1830年12月にシーボルトがライデンから出した手紙は、翌年の夏に長崎へやってくるオランダ船でもたらされ、其扇に渡されているのである。手紙を受け取った其扇は、オランダ語で書かれたシーボルト手紙の内容を、誰かに依頼して和文で書き留めてもらった。シーボルトの直筆であつたらうオランダ語の手紙は残っておらず、翻訳した和文のみが残る。1830年3月、帰国途中のシーボルトがバタヴィアから送った3通のオランダ語手紙についても、それぞれを翻訳した和文が残っているが、今回の和文と筆跡が異なるから、其扇は別の人物に依頼したことが分かる。

手紙には、オランダへ帰り着いて数ヶ月が経ったシーボルトの心情が表れている。7月7日、無事にオランダへ帰り着いたこと、元気になっていることを伝え、其扇や「いね」のことを考えると「落涙」するという。3歳の「いね」が病氣していないか心配し、もう一度会うことかできれば「なにより御うれ

しく」とある。「いね」の教育について、

一、今迄度、おまへにあひ度そんし候、おいねニよく御きをつけ、てならひともおしへ可被下候、また私のかわりに弟子共へもおいねニきをつけよくものをおしへ、かきよみいたし候様取計ひくれ候事御頼可被下候

とあり、「てならひ」（手習い）、「かきよみ」（書き読み）を教えること、自分の代わりに門人たちに「よくものをおしへ」ることを依頼するよう書いている。こうした彼の指示があつたからだろうか、「いね」が成長して女医となったことはよく知られている<sup>(15)</sup>。

当時、シーボルトは再来日の希望を持っていたことも分かる。

日本の王様、今私の日本へ渡ル事を御ゆるしなされ候得ハ、ふたゝび日本へわたり、年をおわり度奉存候

再来日を実現するのは約30年後のことであるが、ふたたび日本へ行き生涯を終えたい、とある。そも



〔図4〕1811（文化8）年「改正日本輿地路程全図」（ライデン大学図書館蔵）





〔図5〕1687（貞享4）年「本朝図鑑綱目」（大英図書館蔵）



（北部九州の拡大）



〔図6〕幕府が取り上げた日本図（国会国会図書館蔵）

そも、彼が日本追放となったのは、将軍の図書館である江戸城の「紅葉山文庫」に秘蔵されていた伊能忠敬の測量にもとづく日本図の写しを持ち帰ろうとしたことにある。この伊能図は、大名であっても容易に見ることのできない地図であり、公開されていなかった。

一方、1779（安永8）年初版の長久保赤水「改正日本輿地路程全図」などは、当時の書店で売っている日本図であり、出島にいた人びとは何人も買って持ち帰っている。〔図4〕はシーボルトが持ち帰った1811（文化8）年版の「改正日本輿地路程全図」、ライデン大学図書館にシーボルトコレクションとして所蔵されている。彼はこの図をもとに4つに分割した日本図を『NIPPON』に掲載した。しかも石版で印刷した白黒の図版に、同じような色彩で手彩色をして出版している<sup>(16)</sup>。〔図5〕は、シーボルトよりも100年以上前に来日したケンペル（1651～1716年 在日期間：1690～92年）が持ち帰った1687（貞享4）年刊「本朝図鑑綱目」。作者の浮世絵師石川流宣は「見返り美人図」で有名な菱川師宣の弟子といわれ、浮世絵の木版技術を地図に用い、絵画的な日本図を作成して「相模屋」から売り出した。この日本図は他のケンペル収集品とともに大英図書館にある<sup>(17)</sup>。

伊能図は、このような「市販の地図」と桁違いの情報を含んでいたから、幕府は神経を尖らせたのである。〔図6〕は、幕府がシーボルトから取り上げた伊能図の写し（「カナ書き日本図」、「伊能特別小図」とも称される）であり、国立国会図書館にある<sup>(18)</sup>。この図は、幕府天文方であり、「紅葉山文庫」を管理する書物奉行を兼務する高橋景保が伊能図をもとに作成させたもので、樺太など北方の情報を追加し、地名はシーボルトが読むことのできたカタカナとなっている。シーボルトは、この伊能図の写しなどいくつかの収集品は没収されたが、その他の膨大なコレクションはそのまま持ち帰ることができ、研究することができた。

手紙の後半に「つねに日本のために成ル事のミ以後致し申候、それねんに御座候」とある。日本のためになる事をするのが念願だという。この念願と

は、1832年からの『NIPPON』、33年からの『日本動物誌』（Fauna Japonica）、35年からの『日本植物誌』（Flora Japonica）の刊行を意味していよう。シーボルトの自費出版で出たこの3部作は、多くのカラフルな図版を含み、日本の文化・自然をヨーロッパの人々に知らせ、ジャポニズムの火付け役となる<sup>(19)</sup>。

彼が気にしているのは、其扇と「いね」の生活のことであり、「銀十貫目」を受け取ったかどうか尋ねている。

一、で・ひれにゆうへ、去年おまえさまへ銀十貫目相渡し申候、御受取被成候哉

シーボルトが1830年3月にバタヴィアから送ったオランダ語手紙には、「een duizend Teil」（1000テール）を送ったこと、「Villeneuve」（フィレネーフエ）から受け取るように、と書かれていた。「テール」は貿易取引のための換算単位であり、金1両＝6テールであり、金1両＝銀60目で換算して1000テール＝銀10貫目となる（現在の価値に換算すると約1670万円）<sup>(20)</sup>。「で・ひれにうへ」（フィレネーフエ Carl Hubert de Villeneuve：1800～74年）は、オランダ生まれの画家、シーボルトが要請した助手として1825年に出島へきていた。

シーボルトは、まだ其扇からの返事を受け取っていないから、生活費のことを尋ねているのである。彼がライデンで手紙を書いていた1830年暮れ、日本では其扇が最初の手紙を代筆で作成中であった。其扇の手紙日付は「寅十一月十一日」＝1830年12月25日である。3月のシーボルト手紙への返事であり、それには「銀十メ（貫）目もたしかにうけとり申候」とある<sup>(21)</sup>。日本とオランダで同じ時期に書かれた手紙をすぐに見ることはできない。早くても半年はかかる。其扇の最初の手紙がシーボルトに届くのは、1831年夏ころになる。

シーボルトは手紙とともに「よきこまきとけい」も贈っている。小さい時計は鎖付きで、彼の名前が彫り込まれていた。「金をもってこしらへ」だから大事にするように、と書いており、少し注文は細か



い。来年はもっと贈り物をする」と述べた後、ドイツにいる母のこと、悪事をするオルソンを部屋に閉じ込めていることを述べ、「こまき家」にホフマンや郭など5人+ペットで住んでいることを記す。そして、

一、おまへさま、おいねいかゞくらし候哉と、あ  
んし申候ゆへ、今以によふぼももち不申候

とある。シーボルトによるオランダ語手紙の原文が残存せず、翻訳した和文であるが、彼は、其扇と「いね」への愛情から「によふぼ」(女房)は持たない、つまり結婚はしないと云っている。彼がヘレーネとベルリンで結婚式をあげるのは15年後、1845年7月のことである。50歳前までシーボルトはこの手紙にあるように、「によふぼ」(女房)を持たなかったのである。

手紙には関係者への伝言も書かれている。伝言内容は、物入りのために「進物」が贈れないこと伝えてくれ、というものである。シーボルトが名前をあげている人びとの筆頭は、

一、私之弟子良才、宗謙、敬作、周一はいかゞく  
らし居申候哉、弁之助、熊吉ハ無事ニ御座候  
哉、毎日〜此弟子どもの事思ひくらし申候、  
来年ハよきおくりもの、たしかに致し申候

【高良齋 1799~1846年】 門人の「良才」である。阿波国(徳島県)の蘭方医で、シーボルト来日以前の1817(文化14)年から長崎に遊学し、鳴滝では塾頭を務めた。シーボルトが長崎を去るとき、二宮敬作とともに「いね」の養育を託された<sup>(22)</sup>。確かに、1830(天保1)年12月付の其扇手紙には「直之助様、りよふ才さま、あつき御せわになり」とあるから、其扇と「いね」の面倒を見ていたことが分かる<sup>(23)</sup>。この其扇の手紙をオランダ語に翻訳した手紙も残っており、それには「naar het hollandsch」(オランダ語訳)、「Door k. rjoo」(高良齋より)とある<sup>(24)</sup>。其扇とシーボルトの手紙のやり取りに彼が深く関わってい

たことを示す。1831(天保2)年5月には長崎から徳島へ帰り、後に大坂で眼科を開業した<sup>(25)</sup>。

【石井宗謙 1796~1861年】 次は「宗謙」。美作国(岡山県)の医者の子として生まれ、シーボルト来日時1823(文政6)年から長崎へ行き、門人として鳴滝でオランダ語を学んだ。シーボルトから『日本産昆虫図説』や『鯨の記』のオランダ語訳を命ぜられるなど、語学力は優れていた。「シーボルト事件」後も長崎に逗留したが、1832(天保3)年から美作勝山藩の藩医として召し抱えられ、後に備前国(岡山県)の岡山藩城下町で開業、1852(嘉永5)年には徳川家侍医として江戸に移った<sup>(26)</sup>。彼が「いね」に産科医としての技術や知識を教えるとともに、「姦姪」によってシーボルトの孫娘が生まれたことは、古賀十二郎が1923(大正12)年に孫娘の山脇タカ子(当時72歳)から聞き取りしている<sup>(27)</sup>。彼がシーボルト時代の同窓から破門同然の制裁を受けたのも当然である。

【二宮敬作 1804~62年】 「敬作」は、伊予国(愛媛県)宇和島の農家に生まれた。医師となることを志して1819(文政2)年に長崎へ行き、吉雄権之助や美馬順三に師事してオランダ語や医学を学ぶ。シーボルト来日後に門人となり鳴滝で学び、1826(文政6)年のシーボルト江戸参府に同行し、富士山の高度を測量した。シーボルトが帰国するとき、高良齋らとともに漁師に変装して小舟に乗り、彼を見送った。1830(天保1)年には宇和島へ帰り外科を開業した。シーボルトから「いね」の養育を託された二宮は、成長した「いね」に医学を教え、産科医となることを勧めて岡山の石井宗謙に「いね」を託したのである。1857(安政4)年には長崎で開業し、59年に再来日したシーボルトと再会する。その時、シーボルトは産科医となった「いね」の養育に感謝し、二宮の「手を執りて喜び泣いた」という<sup>(28)</sup>。

「いね」との関係については、山脇タカ子が証言している<sup>(29)</sup>。

○母イネハ、私以外ニハ一人モ子ハアリマセン、石井ト肉交カアツタノモ、タツター度ダケデス。

○母ト二宮敬作ト関係ノアツタヤウニ云フ者モ居マスガ、ソレハ全ク事実無根ノ事ト信シマス。

○二宮先生ハナカ〜義理ガタイ、侠気ノアル方デ、ソナコトハ決シテナサル方デハアリマセヌ。

○母カ石井ヲ厭フタコトハ並大抵ノ事デハゴザイマセンデシタ、母ハ石井ヲ太タ恨ンデイマシタ。

石井と違い、30年ぶりに再会した二宮に対して、シーボルトが涙を流して感謝したことも分かる。

**【鈴木周一 1799~1838年】** 門人の最後は「周一」。外科・本草学者であり、シーボルトに提出したオランダ語論文（『日本貨幣考』、ボフム大学図書館No:1.308）が残る。帰国する前のシーボルトが高良斎へ宛てた手紙<sup>(30)</sup>において、「周一は日本の有名な人の名前全部をイロハ別に」まとめることを伝えるよう指示している。また同じ手紙には、石井宗謙は漆の栽培方法について、二宮敬作は「河と陸に居るあらゆる種類の貝」を集めることを指示するよう、高良斎に頼んでいる。高には実用植物の栽培方法や毒性植物についてまとめることが課された。シーボルトは、課題を与えた4人の門人が「いかゞくらし」しているか、其扇に聞いているのである。

**【熊吉たち】** 次の「弁之助」「熊吉」は門人でなく、シーボルトの使用人であり、剥製や植物標本を作製した。シーボルト『江戸参府紀行』の序に次の記述がある<sup>(31)</sup>。

乾腊標本や獣皮の作製などの仕事は弁之助とコマキ〔これは熊吉の誤り〕にやらせた。私の召使のうちのふたりで、こういう仕事をよく教えこんでおいたのである。



〔図7〕「チドメグサ」の標本  
（ライデン国立植物標本館ライデン大学分館蔵）

『江戸参府紀行』の注記によると、当時出島で働いていた者に弁五郎と源之助がおり、弁五郎は出島出入りの日雇い、源五郎はオランダ人部屋付きであった。この2人を混同してシーボルトは弁之助と記した、とある。



〔図8〕熊吉（コマキ）の肖像  
（『NIPPON』図版、九州大学附属図書館医学分館蔵）

熊吉（コマキ）が作製した植物標本は、今もライデンの国立植物標本館ライデン大学分館にあり、「こより」に彼の名前を見つけることができる（〔図7〕）。熊吉は『NIPPON』図版にも登場しており、タイトルは「KOMAKI」、黒の羽織を着た少年として登場する（〔図8〕）。彼について、米沢（山形県）出身の伊東昇廸がシーボルト門人として長崎で学んだ時の日記が残っており、それに「出島花園へ定日雇ニ参ル弁、五三、八五郎、熊吉等ニ至ルマテ、冬島縮緬杯ニ黒二重ノ羽織ヲ着」とある<sup>(32)</sup>。『NIPPON』図版にある羽織を着た熊吉（コマキ）は、出島での普段の姿だったことが分かる。

**【朋友たち】** シーボルトは、門人や使用人に続いて



「ほうゆう」(朋友)の人びとの名前をあげる。

一、私のほふゆう第一作三郎、猶之助、伝之進、こんぶら永十へよろしく御伝言可被下候、猶また、おいね事よく御頼申入候と御伝へ可被下候

「第一」の「作三郎」はオランダ大通詞の中山作三郎(1785~1844年)<sup>(33)</sup>。「猶之助」はオランダ内通詞の松村直之助(?~1839年頃)、1830年12月付の其扇手紙に「直之助様」のお世話になっていることが書かれている。また彼は、帰国するシーボルトに「ハルマの字書」や「マーリンの字書」を送ってくれるよう頼んでいた<sup>(34)</sup>。「伝之進」はオランダ通詞目付の茂伝之進(1768~1835年)<sup>(35)</sup>。彼もシーボルトに「硫酸」と「ラテン語の字書」を頼んでいる<sup>(36)</sup>。最後の「こんぶら永十」は不明である。

「こんぶら」とは、出島のオランダ商館員たちへ日用品を供給する16株の商人仲間、「買物使」「諸色売込人」ともいう「コンプラドール(comprador)」のことである。其扇はシーボルトから送られた生活資金を「コンプラドール」に預けて、毎月銀150目(約25万円)の利息を受け取っているから<sup>(37)</sup>、「永十」も何らかの関係があったであろうが、彼ら仲間の由緒を記した1844(天保15)年『出島諸色売込株式之覚』にもその名はなく、具体像は明らかでない<sup>(38)</sup>。

シーボルトは手紙の中で、彼らが「いね」の面倒を見ること、彼らから依頼のあった書物は「来年ハたしかに進物おくり候」ことを伝えるよう、其扇に頼んでいる。手紙の最後には、其扇の両親へよろしく伝えてくれるよう、また「なる瀧はいかゝくらし候哉」とあり、日付は1830年を和暦「文政十三年」に代え、「十二月廿一日認メ」となっている。

以上の和文手紙の内容は、オランダ語の手紙を翻訳したものである。シーボルトが書いたオランダ語手紙を、其扇は読むことできないから、彼は2日後にカタカナの手紙を作成する。



(図9) カタカナ手紙の本文と包紙(ブランデンシュタイン城博物館蔵)

福 星 高 焯

内信煩駕帶至日本詢交于  
賢妻ソノキ吾兒オイ子収入開枳

薬先生四宝拜托

### 3. 1830年12月23日付のカタカナ手紙と下書き

〔図9〕に明らかなように、ブランデンシュタイン城には、キキョウ(桔梗)、ススキ(芒)やナデシコ(撫子)が色摺りされた和紙(料紙)の本文と、一般的な和紙の包紙が残る。シーボルトは日本でさまざまな和紙を集めて持ち帰っているから、その中から選んだのであろう。

包紙には「賢妻ソノキ吾兒オイ子(ね)」とあり、其扇と「いね」を宛名としている。書いたのは郭成章。彼の筆跡は、1845年にシーボルトが出版した図書目録で確認できる<sup>(39)</sup>。この図書目録はシーボルト収集の書籍を主体とした目録であり、郭が漢字で書名を石版に書いている(ホフマンはラテン語での表記を担当、活版印刷)。手紙の包紙に書かれた漢字の意味については、福井英俊氏が解説しており<sup>(40)</sup>、中国式の書き方となっている。

福星高焯-福祿寿3仙人の1人福星(福の神)が高い所から見守っている。

内信-中に入っている手紙

煩駕-謹んでお願いする

帶至日本-日本に持参してもらう



〔図10〕カタカナ手紙のサイン（ブランデンシュタイン城博物館蔵）

詢交于－会って手渡す  
薬先生－医師

四宝拝托－四宝拝（シー  
ボルトの宛て字）が托する

本文の日付は、〔図10〕の  
拡大図に見えるように、  
シーボルト直筆で「Leyden  
den 23<sup>en</sup> December 1830」  
（1830年12月23日 ライデンにて）、  
「Dr von Siebold」のサイン  
がある。そして包紙の裏に  
は、郭が「護 十二月廿四  
日 在頼等村寄封」と書いて  
おり（〔図11〕）、翌日（12月  
24日）に封じたことが分か  
る。「頼等」は中国語の発音  
で「lài deng」であり、「ラ  
イデン」と発音できる。さ  
らに本文と包紙に捺された  
印は、帰国途中のシーボルトがバタヴィアから送っ  
た3月14日付手紙にある印と同じである。

本文は「ソノキサマ、マタオイ子（ね）」で始ま  
り、箇条書きとなっている。7月7日にオランダへ  
着いたこと、船で少し病気になったが、快復して元  
気になったとあり、其扇と「いね」への想いについ  
て、

一、ニチニチ、ワタクシガ、オマエマタオイ子  
（ね）ノナヲシバイ〜イフ。

とある。「毎日、お前や『いね』をことを思い出して、名前をしばしば言う」という意味だろうか。和



〔図11〕カタカナ手紙包紙の裏（ブランデンシュタイン城博物館蔵）

文手紙にある「おまへさま、おいね事毎日〜申、落涙仕候」に対応するものである。このように、カタカナ手紙は意味不明の箇所が少ない。続けてライデンでの生活状況について、和文手紙の記述も併記する。

一、ワタクシガー人、ホランタマタオウルソン、マタトウ人、マタリヨウリ人、五人コマイヘヤニスミム。

一、私今居申候処はこまき家ニ、ほふゆう壺人、唐人壺人、おるそん、料理人メ四人、同居仕候、又こまきさる壺疋、さくらと申しぬ壺疋かい居申候

カタカナ手紙にある「ホランタ」は「ほふゆう」（朋友）のホフマン、「オウルソン」は「おるそん」、「トウ人」は「唐人」（郭成章）、「リヨウリ人」は「料理人」、計5人で「コマイヘヤ」＝「こまき家」に住んでいる（「スミム」）、という同じ内容であり、和文手紙にあるペットは省略されている。またドイツにいる母のことについて、和文手紙も併記する。

一、ワタクシノカ、サン、イマタイキテラル、ワレガアノヒトヲミタス。ハルノトキ、ワタクシノクニニユク、二三月カノトコロ、モツテラル。

一、私母義、甚たしやにくらし申候、しかし今以わたくしあい不申候、このゆへハ、はゝの国へ今ニ参り不申候、来はるはたしかに母をよびよせ、ともにおらんだ国において相くらし申候つもりニ御座候

母は元気なこと、来春には母を呼び寄せて一緒に暮らす予定、という内容である。カタカナだけでは意味不明であり、和文手紙と併せてようやく解釈できる。シーボルトにとって、カタカナで文章を書くことは難しいことであったことがよく分かる。

カタカナ手紙と和文手紙の内容はすべて一致する訳でないが、重なる部分が多い。つまりシーボルトは、12月21日に書いたオランダ語手紙の要点を、其扇が理解できるように、23日にカタカナにして送ったのである。カタカナの筆跡は郭成章であり、彼が清書している。シーボルトは下書きをしていた。

シーボルトの下書きはかつて存在していた。戦前期、ベルリンにあった日本学会（日本研究所 Japaninstitut 1926～45年）は、1927年にシーボルトの孫娘エアハルト男爵夫人エーリカから関係資料を一括購入した<sup>(41)</sup>。そのシーボルト関係資料は、日本へ貸し出されて上野の東京国立博物館で「シーボルト資料展覧会」（1935年4月20日～29日）が開催された。そのときの『シーボルト資料展覧会出品目録』には<sup>(42)</sup>、

270. シーボルトが帰国後、其扇、お稲に宛てし邦文手紙 1830 1通

1830年7月7日に帰国したるシーボルトが日本に在る愛人其扇と愛児お稲に宛て、送りし第一信にして書損じたるために手許に残したるものか。

とある。「書損じ」でなく、「下書き」とすべきである。この手紙を含めて、2年をかけて資料撮影され、白黒反転のフォトシュタット版複製が作られた。その後ベルリンへ返された原資料は、第2次大戦後にアメリカとソ連に接収され、後に返還されるが、変遷過程で紛失した資料は少なくない。シーボルトの下書きは、東洋文庫にフォトシュタット版が残るのみである（アメリカから返還された資料はボフム大学図書館にあり、国立歴史民俗博物館「シーボルト父子関係資料データベース」で公開されているが、そこに下書きはない）。

幸いなことに、幸田成友氏が1929（昭和4）年にベルリン日本学会を訪問し、この手紙を見ていた。幸田成友『和蘭夜話』に<sup>(43)</sup>、

この手紙は、藤と女郎花とを色摺にした奉書の半切に、毛筆で一字一字丹念に書いてあるが、何に

せよ外国人の日本語であるから、意味の通ぜぬ点がある。それからこの手紙が筆者の手文庫の中から出て来た所から推すと、いわゆる書損で、更に清書した分が、そのご母子に送られたものと推量するより外はない。…(中略)…裏には鉛筆で、第一項に、自分の母は健在であるから、来春本国に帰り二三ヶ月滞在する積もりと認めてある。

とあり、全文を紹介している。東洋文庫にあるフォトシュタット版は、白黒であり、藤と女郎花（オミナエシ）の色摺りは判断できない。また、手紙の裏に鉛筆書きがあることも、実物を見ないと分からない。幸田氏が予想しているように、シーボルトの下書きは郭成章によって清書され、包紙に包まれて其扇に届けられた。

カタカナ手紙の画像は後掲する。シーボルトの下書きと郭成章による清書を比較すると、郭はシーボルトの下書きをほぼそのままに清書していることが分かる。日本語の文章として意味不明な箇所は少なくないが、郭による修正はない。

郭とともに助手としてシーボルト『NIPPON』の制作に関わったホフマンは、郭から中国語を習い、そして日本人が中国語を習うために作った参考書を逆の方向に使って日本語を学び始めた。例えば、シーボルトが持ち帰った『和漢音釈書言字考節用集』は典型的な江戸時代の漢和辞書であり、漢字にカタカナのふり仮名がついている。シーボルトはこれを郭・ホフマンと再編集して『和漢音釈書言字考』を1835年に出版している<sup>(44)</sup>。ホフマンは後にライデン大学日本学科の初代教授となり、1868年には文法書『日本文典』を出して高い評価を得る。彼はシーボルトと同居していたから、カタカナ手紙を見ることはできた。しかしシーボルトと知り合ってまだ6ヶ月だから、カタカナ文の誤りを訂正できるほどではなかったことが分かる。

カタカナ手紙に「ウツクシ、チコキンノトキラ、一ボン」とある。これだけでは解釈不能であるが、和文手紙を見ると、



よきこまきとけい壺ツ、たゝしかぎくさり付、私の名をほり付御座候

とあり、シーボルトの名を彫りつけた鎖付きの小さい時計を贈っている。よって、「チコキン」は彫金と考えられ、美しく彫金した時計1本、を贈る意味だと解釈できる。

## おわりに

国外追放となったシーボルトは、帰国途中の1830年3月に3通、帰国後の12月に2通の手紙を其扇に送った。それらの手紙はカタカナ手紙を除き、オランダ語で書かれていたから、其扇はシーボルトの門人かオランダ通詞に翻訳してもらい、手紙の内容を記した和文を作った。それは、3歳の「いね」が「大きく」なったときのことを考えてのことだろう。

シーボルトが送り其扇に届いたオランダ語の手紙とカタカナ手紙、其扇が誰かに依頼して作った和文は、本来ならば其扇の子孫、楠本家に伝わる筈である。しかし、ドイツのシーボルト子孫家(次女マチルデ・フォン・ブランデンシュタインの子孫家)に伝わっている。このことは、シーボルトの孫娘、山脇タカ子からの聞き取りに見るように<sup>(45)</sup>、約30年後のシーボルト再来日時(1859~62年)、其扇がシーボルトに返したからである、と考える。

## 【註】

- (1) 石山禎一・宮崎克則「1830年3月 帰国途中のシーボルトが其扇に送った手紙」(『西南学院大学博物館研究紀要』8号、2020年)
- (2) 福井英俊「ブランデンシュタイン=ツェッペリン家資料にみる『日本』出版の過程と其扇・いね宛のシーボルト書簡」(『鳴滝紀要』2号、1990年)において、カタカナ手紙の全文翻刻がなされているが、12月21日付手紙との関係については未検討である。また、国立歴史民俗博物館編『よみがえれ! シーボルトの日本博物館』17頁(2016年)には、カタカナ手紙の画像が掲載されているが、日付を「12月25日」付としており、読み誤り。「12月23日」付である。根拠は原文を見れば分かること、包紙に「十二月廿四日」に封じたことが明記されていること。
- (3) 宮坂正英、ベルント・ノイマン、石川光庸「フォン・ブランデンシュタイン家蔵、1825年、1828年シーボルト関係書簡の翻刻並びに翻訳(補遺2)」(『鳴滝紀要』21号、2011年)
- (4) シーボルト『NIPPON』のなかに、オランダ通貨の12グルデン=金1両と明記されているから(宮崎克則『シーボルト「NIPPON」の

書誌学研究』130頁、花乱社、2017年)、4800グルデン=金400両となる。日銀のホームページを参考に金1両=10万円とすると、年俵は4000万円。

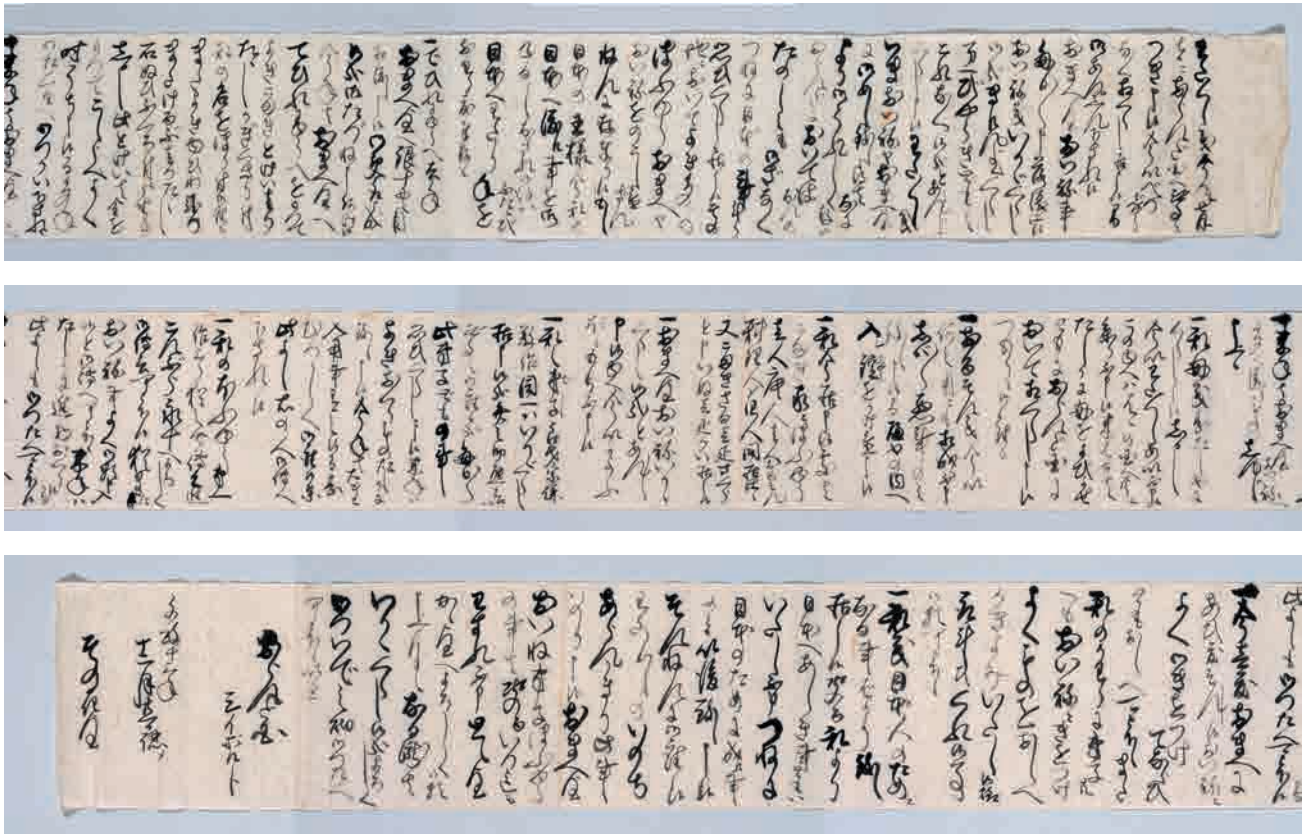
- (5) ハンス・ケルナー(竹内精一訳)『シーボルト父子伝』67-68頁、創造社、1974年
- (6) オランダ王立園芸奨励協会は、1842年、シーボルトとライデン国立植物標本館長ブルームが会長となって設立した協会。日本と中国の植物を輸入し栽培して販売することを目的とし、1844年から会員のために「年報」を発行した。ロッテルダム市立古文書館には、この協会に関する史料が保管されている。宮崎克則、Gerard Thijssen、Isabel Tanaka-Van Daalen「THE ROYAL SOCIETY FOR THE ENCOURAGEMENT OF HORTICULTURE IN THE NETHERLANDS—established by P.F. von Siebold and C.L. Blume in 1842—」(西南学院大学『国際文化論集』34-1号、2019年)、石山禎一『シーボルト 日本の植物に賭けた生涯』172-194頁、里文出版、2000年
- (7) フォラー邦子「シーボルト『NIPPON』出版研究序説」(『鳴滝紀要』26号、2016年)
- (8) (9) 山口隆男「シーボルト初回来日と収集書籍類について」(高杉志緒・宮崎克則編『シーボルト蒐集和書目録』八木書店、2015年)、杉本つとむ『西洋人の日本語発見』118頁(オンタイム出版創拓社、1989年)、ハンス・ケルナー(竹内精一訳)『シーボルト父子伝』68頁、板沢武雄『シーボルト』157-158頁(吉川弘文館、1960年)
- (10) 石山禎一・宮崎克則「1830年3月 帰国途中のシーボルトが其扇に送った手紙」
- (11) 宮崎克則『シーボルト「NIPPON」の書誌学研究』11-18頁、花乱社、2017年
- (12) 長崎市立博物館編『日蘭交流400周年記念展覧会図録』(2000年)に剥製の写真が掲載されている。
- (13) シーボルトの報告書「1823年より1828年10月1日まで、日本における博物学調査のために宛てられた(交付された)、調査費4万2972グルデンの使途明細書総括」があり、明細が報告されている(栗原福也『シーボルトの日本報告』264頁、平凡社、東洋文庫、2009年)。シーボルト『NIPPON』のなかに、オランダ通貨の12グルデン=金1両と明記されているから(宮崎克則『シーボルト「NIPPON」の書誌学研究』130頁)、4万2972グルデン=3581両となる。日銀のホームページを参考に金1両=10万円とすると、約5年間の総額は3億5810万円となる。つまり、シーボルト個人へ支給された年間研究費は7000万円を超えた。
- (14) 東洋文庫蔵(フォトシュタット版複製)。日独文化協会編『シーボルト関係書翰集』62頁、郁文堂書店、1941年
- (15) 宇神幸男『幕末の女医 楠本イネ』、現代書館、2018年
- (16) シーボルトは『NIPPON』本文のなかで、この地図は書店で売っており、教養ある日本人は持っていると言っている。初版は1779(安永8)年、2版は1791(寛政3)年であり、シーボルトは1811(文化8)年版を持ち帰っている。ライデン大学図書館には、10点の同系統の日本地図があり、そのなかにはシーボルト以外の人物の収集品も含まれている。そのうちの1点(No:UB220C)が『NIPPON』の原図である。文化8年版をもとに『NIPPON』の石版画を描いたのは郭成章であり、シーボルトは本文のなかで「中国の書写生の郭成章に忠実な複製の石版を作らせた」という。シーボルトは地名を日本語のままに写させた。彼は、赤水の地図に緯度・経度はあるが、正確でないと言っており、地名集として刊行したと述べている(宮崎克則『シーボルト「NIPPON」の書誌学研究』31-33頁)
- (17) (18) 藤井祐介「日本図の変遷とケンペル・伊能・シーボルト」(宮崎克則他編『ケンペルやシーボルトたちが見た九州、そしてニッポン』、海鳥社、2009年)



- (19)宮崎克則「『日本』を映したシーボルト」(『ブリーズ』318号、九州旅客鉄道株式会社発行、2013年)
- (20)石山禎一・宮崎克則「1830年3月 帰国途中のシーボルトが其扇に送った手紙」
- (21)(23)(オランダ)ライデン(Leiden)大学図書館蔵「ホフマン資料」No: BPL2186。アーフケ・ファン=エーヴァイク「1830年12月、帰国したシーボルトへ其扇が送った最初の手紙」(『鳴滝紀要』29号、2019年)
- (22)呉秀三『シーボルト先生—其生涯及ビ功業—』690-695頁、吐鳳堂、1926年
- (24)宮崎克則「1830年12月 其扇がシーボルトに送った蘭文手紙」(『西南学院大学国際文化論集』35-1号、2020年)、東洋文庫蔵(フォトシュタット版複製)、日独文化協会編『シーボルト関係書翰集』60-64頁
- (25)福島義一『高良斎とその時代』73頁、思文閣、1996年
- (26)呉秀三『シーボルト先生—其生涯及ビ功業—』725頁
- (27)(29)『施福多関係史料』(『古賀文庫』13-111、長崎歴史文化博物館蔵)
- (28)呉秀三『シーボルト先生—其生涯及ビ功業—』679-684頁
- (30)日独文化協会編『シーボルト関係書翰集』13頁
- (31)シーボルト(斎藤信訳)『江戸参府紀行』12頁、平凡社、東洋文庫、1992年
- (32)『崑陽日簿』文政10年6月19日条(金子三郎編『史料 昇迪伊東祐直の手記』65頁、私家版、1999年)、石山禎一『シーボルト 日本の植物に賭けた生涯』115頁
- (33)(35)石山禎一『シーボルトの生涯をめぐる人びと』72・74・78頁、長崎文献社、2013年
- (34)1829年12月7日付、松村直之助よりシーボルト宛手紙(日独文化協会編『シーボルト関係書翰集』55頁)
- (36)日付不明、茂伝之進よりシーボルト宛手紙(日独文化協会編『シーボルト関係書翰集』55頁)
- (37)石山禎一・宮崎克則「1830年3月 帰国途中のシーボルトが其扇に送った手紙」
- (38)「渡辺文庫」17-106(長崎歴史文化博物館蔵)。渡辺庫輔「こんぶら仲間」(『崎陽論叢』396頁、親和銀行発行、1964年)、松井洋子「出島とかかわる人々」(松方冬子編『日蘭関係史を読みとく』上巻、臨川書店、2015年)
- (39)目録は、郭が石版に書名を書いて出版したから、彼の筆跡を確認できる。画像は岩生成一他監修『シーボルト「日本」の研究と解説』(講談社、1977年)と高杉志緒・宮崎克則編『シーボルト蒐集和書目録』(八木書店、2015年)に掲載されている。
- (40)福井英俊「ブランデンシュタイン=ツェッペリン家資料にみる『日本』出版の過程と其扇・いね宛のシーボルト書簡」(『鳴滝紀要』2号、1990年)
- (41)大井剛「東洋文庫蔵旧ベルリン日本学会シーボルト文献複製の存在様態」(『東洋文庫書報』41号、2010年)
- (42)日独文化協会・日本医史学会・東京科学博物館主催『シーボルト資料展覧会出品目録』、1935年
- (43)幸田成友『和蘭夜話』42-44頁(同文館、1931年)、古賀十二郎『丸山遊女と唐紅毛人』後編564頁(長崎文献社、1969年)にも全文紹介されている。
- (44)古田啓「ヨハン・ヨーゼフ・ホフマン—生涯と業績—」(『お茶の水女子大学人文科学紀要』57号、2003年)、W.J.ボート「ライデンにおける東アジア研究の由来と発展、1830-1945」(『東アジア文化交渉研究』別冊4号、関西大学、2009年)
- (45)石山禎一・宮崎克則「1830年3月 帰国途中のシーボルトが其扇に送った手紙」

〔1〕 1830年12月21日付 和文手紙

①〔画像〕(ブランデンシュタイン城博物館蔵)



②〔翻刻〕

(読点を補った)

わたくし義、今年七月  
 七日ニおらんだ国へ無事ニ  
 つき申候、今以てつじやう  
 なく、相くらし居申候間  
 御あんしん下され候  
 おまえさま、おいね事  
 毎日く申、落涙仕候  
 おいね義、いかゞくらし  
 候哉、きけんよくくらし  
 万一びやうきどもは  
 これなく候哉と、あんじ  
 くらし申候、わたくし義  
 いまおいねやおまへさま  
 に御めし致し候得は、なに  
 より御うれしく存候  
 おらんだにおいては、なんの  
 たのしみも御ざなく  
 つねに日本の事計り  
 思ひくらし居申候、その  
 地ニおいてよき多くの  
 ほうゆう、おまへや  
 おいねをのこし置、ざん  
 ねんに存奉り候、もし  
 日本の王様、今私の  
 日本へ渡ル事を御  
 ゆるしなされ候得ハ、ふた、び  
 日本へわたり、年を

(漢字当てはめ文)

私義、今年七月  
 七日にオランダ国へ無事に  
 着き申し候、今以て別状  
 無く、相暮らし居り申し候間  
 御安心下され候  
 お前さま、おいね事  
 毎日く申し、落涙仕り候  
 おいね義、いかゞ暮らし  
 候哉、機嫌良く暮らし  
 万一病気どもは  
 これ無く候哉と、案じ  
 暮らし申し候、私義  
 今おいねやお前さま  
 に御目し致し候得ば、何  
 より御嬉しく存じ候  
 オランダにおいては、何の  
 楽しみも御座無く  
 常に日本の事ばかり  
 思い暮らし居り申し候、その  
 地においてよき多くの  
 朋友、お前や  
 おいねを残し置き、残  
 念に存じ奉り候、若し  
 日本の王様、今私の  
 日本へ渡る事を御  
 許しなされ候得ば、再び  
 日本へ渡り、年を

おわり度奉存候

一、で・ひれにゆうへ、去年

おまへさまへ銀十貫目

相渡し申候、御受取被成候哉、御たづね申あけ候

今年はおまへさまへ

て・ひれにうへをもつて

よきこまきとけい壺ツ

た、しかぎくさり付

私の名をほり付御座候

またよきゆひわ式つ

またけるぶ壺つ、た、し

石ぬひふくろ付ニ御座候

しかし此とけいは、金を

もつてこしらへ、よく

時うち申候間、多年

御たくわへ御つかい下され候

一、来年はおまへさま、おいねへ

多く送りものしんじ

申上候

一、私母義、甚たしやに

くらし申候、しかし

今以わたくしあい不申候

このゆへハ、は、の国へ今ニ

参り不申候、来はるは

たしかに母をよびよせ

終わりたく存じ奉り候

一、デ・フィレネーフエ、去年

お前さまへ銀十貫目

相渡し申し候、御受け取り成され候哉、御尋ね申し上げ候

今年はお前さまへ

デ・フィレネーフエをもつて

良き細き時計一つ

但し鍵鎖付き

私の名を彫り付け御座候

また良き指輪二つ

またけるぶ一つ、但し

石縫い袋付きに御座候

しかし此の時計は、金を

もつて拵え、良く

時打ち申し候間、多年

御蓄え御使い下され候

一、来年はお前さま、おいねへ

多く贈り物進じ

申し上げ候

一、私母義、甚だ達者に

暮らし申し候、しかし

今以て私会い申さず候

この故は、母の国へ今に

参り申さず候、来春は

確かに母を呼び寄せ

ともにおらんだ国に

おいて相くらし申候

つもりニ御座候

一、おるそん義、今以

何之用ニも相成り不申

しバく、悪事のミ

致し申候間、へヤの内へ

入レ、錠じやうをかけ置申候

一、私今居申候処は

こまき家ニ、ほふゆう

壺人、唐人壺人、おるそん

料理人メ四人、同居仕候

又こまきさる壺疋、さくら

と申いぬ壺疋かい居申候

一、おまへさま、おいねいかゞ

くらし候哉と、あんし

申候ゆへ、今以によふ

ぼももち不申候

一、私之弟子でし良才、宗謙

敬作、周一はいかゞくらし

居申候哉、弁之助、熊吉ハ

無事ニ御座候哉、毎日く

此弟子どもの事

思ひくらし申候、来年ハ

よきおくりもの、たしかに

共にオランダ国に

おいて相暮らし申し候

つもりに御座候

一、オルソン義、今以て

何の用にも相成り申さず

しばく、悪事のみ

致し申し候間、部屋の内へ

入レ、錠じやうを掛け置き申し候

一、私今居り申し候所は

細き家に、朋友

一人、唐人一人、オルソン

料理人メ四人、同居仕り候

またこまき猿一疋、さくら

と申す犬一疋飼居り申し候

一、お前さま、おいねいかゞ

暮らし候哉と、案じ

申し候故、今以て女

房も持ち申さず候

一、私の弟子良才(良彦)、宗謙

敬作、周一はいかゞ暮らし

居り申し候哉、弁之助、熊吉は

無事に御座候哉、毎日く

此の弟子どもの事

思い暮らし申し候、来年は

良き贈り物、確かに

致し申候、今年は大キニ  
入用事有之候間、甚  
むづかしく御座候条  
此よし、右の人御伝へ  
下され候

一、私のほふゆう第一  
作三郎、猶之助、伝之進  
こんぶら永十へよろしく  
御伝言可被下候、猶また  
おいね事よく御頼申入  
候と御伝へ可被下候、来年ハ  
たしかに進物おくり候間  
此よしも御つたへ可被下候

一、今壹度、おまへに  
あひ度そんし候、おいねニ  
よく御きをつけ、てならひ  
ともおしへ可被下候、また  
私のかわりに弟子共  
へもおいねニきをつけ  
よくものをおしへ  
かきよみいたし候様  
取計ひくれ候事  
御頼可被下候

一、私義、日本人のためニ  
なる事ばかり致し  
居申候、決而私より

致し申し候、今年は大キに  
入用事これ有り候間、甚だ  
難しく御座候条  
此の由、右の人御伝え  
下され候

一、私の朋友第一  
作三郎、猶之助、伝之進  
コンブラ永十へ宜しく  
御伝言下さるべく候、猶又  
おいね事良く御頼み申し入れ  
候と御伝え下さるべく候、来年は  
確かに進物贈り候間  
此の由も御伝え下さるべく候

一、今一度、お前に  
会いたく存じ候、おいねに  
良く御気をつけ、手習い  
ども教え下さるべく候、また  
私の代わりに弟子共  
へもおいねに気をつけ  
良く物を教え  
書き読み致し候様  
取りはからいくれ候事  
御頼み下さるべく候

一、私義、日本人のためニ  
なる事ばかり致し  
居り申し候、決して私より

日本へあしき事ともハ  
いたし不申、つねに  
日本のために成ル事  
のミ以後致し申候  
それねんに御座候  
わたくしのいのち

あらんかきり、此事  
いのり申候、おまへさま  
おいね、弟子、ほふゆう  
の事は決而いつ迄も  
わすれ不申、と、さま  
か、さまへよろしく御頼  
申上まいらせ候、なる瀧は  
いか、くらし候哉、よろしく  
御ついで之砌、御つたへ  
可被下候、以上

おらんだ国  
シイボルト  
文政十三年  
十二月廿一日認め  
そのきさま

日本へ悪しき事どもは  
致し申さず、常に  
日本のために成る事  
のみ以後致し申し候  
それ念に御座候  
私の命

あらん限り、此の事  
祈り申し候、お前さま  
おいね、弟子、朋友  
の事は決していつ迄も  
忘れ申さず、父さま  
母さまへ宜しく御頼み  
申し上げまいらせ候、鳴滝は  
いか、暮らし候哉、宜しく  
御序での砌、御伝え  
下さるべく候、以上

おらんだ国  
シイボルト  
文政十三年  
十二月廿一日認め  
其扇さま



〔2〕 1830年12月23日付 カタカナ手紙

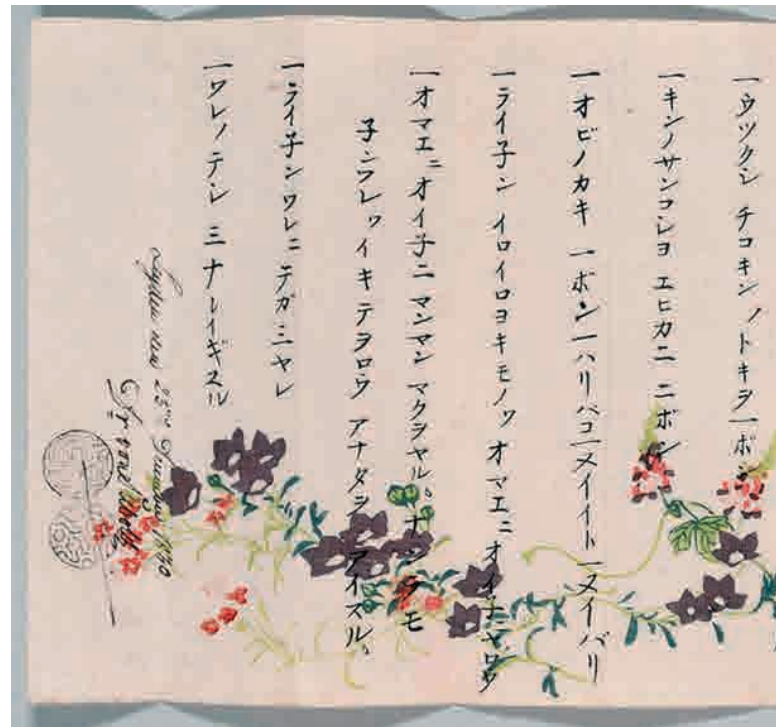
① 〔画像〕 (ブランデンシュタイン城博物館蔵)



(包紙裏)



(本文と包紙)



護  
十二月廿四日  
在頼等村寄封

(包紙裏)

福 星 高 焯  
内信煩駕帶至日本詢交干  
賢妻ソノキ吾兒オイ子収入開枡  
薬先生四宝拝托

(包紙表)

②〔翻刻〕

(読点を補った)

ソノキサマ、マタオイ子(ね)、カアイノコトモノ

シボルト

一、ワタクシワ、七月七日ホランタノミナトニイカリヲ  
ヲロシタ。

一、フ子(ね)ニ、ワレスコシヤマイテラル。

一、タタイマ、タイブンイトスコヤカ。

一、ニチニチ、ワタクシガ、オマエマタオイ子(ね)ノナラ

シバイ〜イフ。

一、ナントキワ、オマエヲマタオイ子(ね)、モツトアイスル  
モノヲミルナ

一、ワタクシガ一人、ホランタマタオウルソン、マタトウ

人、マタリヨウリ人、五人コマイヘヤニスミム。

一、ワタクシノカ、サン、イマタイキテラル、ワレガアノヒトヲ

ミタス。ハルノトキ、ワタクシノクニニユク、二三月

カノトコロ、モツテラル。

一、コノタヒ、アナタニマタオイ子(ね)ニ、メツラシモノヲ  
オクリス、ム。

一、ウツクシ、チコキンノトキヲ、一ボン

一、キンノサンコシヨエヒカニ、二ボン

一、オビノカキ、一ボン、一ハリバコ、一ヌイイト、一ヌイバリ

一、ライ子(ね)ン、イロイロヨキモノヲ、オマエニオイ子(ね)ニヤロウ

一、オマエニオイ子(ね)ニ、マンマンマクヲヤル。ナンテモ

子(ね)ン、ワレワイキテラロウ、アナタヲアイスル。

一、ライ子(ね)ン、ワレニ、テガミヤレ

一、ワレノテシ、ミナレイギスル

Leyden den 23<sup>en</sup> December 1830

Dr von Siebold (黒印) (黒印)

(平仮名・漢字当てはめ文)

其扇さま、またおいね、可愛いの子供の

シボルト

一、私は、七月七日オランダの港に碇を  
おろした。

一、船に、我少し病で居る。

一、只今、大分いと健やか。

一、日々、私が、お前またおいねの名を

しばい〜(しば〜カ)言う。

一、何時は(もカ)、お前をまたおいね、もつと愛  
するものを見るな

一、私が一人、オランダまたオルソン、また唐

人、また料理人、五人こまい部屋に住みむ。

一、私の母さん、未だ生きて居る、我があの人を

満たす。春の時、私の国に行く、二三月

かの所、もつておる。

一、この度、貴女にまたおいねに、珍し物を  
贈り進む。

一、美し、「チコキン」(チヨウキン 彫金カ)の時を、一本

一、金の珊瑚礁「エヒカニ」(ユヒカン 指環カ)、二本

一、帯の鍵(帯しめの飾りカ)、一本、一針箱、一縫い糸、一縫い針

一、来年、色々良き物を、お前においねにやろう

一、お前においねに、満々「マク」(幕 布地カ)をやる。何でも

年(何年でもカ)、我は生きておろう、貴女を愛する。

一、来年、我に手紙やれ

一、我の弟子、皆礼儀する

一八三〇年十二月二十三日 ライデンにて

ドクター・フォン・シーボルト(黒印)(黒印)

### [3] カタカナ手紙下書き

① [画像] (フォトシュタット版複製 東洋文庫蔵)



(表)



(裏)

②〔翻刻〕

(フォトシユタット版で判読できない箇所は、幸田成友『和蘭夜話』四四項、および古賀十二郎『丸山遊女と唐紅毛人』後編五六五頁から補った)

〔1〕(表) (読点を補った)

ソノキサマ、マタオイ子(ね)、カアイノコトモノ

シポルト

一、ワタクシワ、七月七日オランダノミナトニ

イカリヲヲロシタ。

一、フ子(ね)ニ、ワレスコシヤマイテヲル。

一、タ、イマ、タイブナイトスコヤカ。

一、ニチニチ、ワタクシガ、オマエマタオイ子(ね)ノナラ

シバイくイフ。

一、ナントキワ、オマエヲマタオイ子(ね)、モツトアイスル

モノヲミルナ

一、ワタクシカ一人、オランダマタオウルソン

マタトウ人、マタリヨウリ人

五人コマイヘヤニスミム

〔2〕(裏)

一、ワタクシノカ、サン、イマタイキテヲル

ワレカアノヒトミタス。ハルノトキ、ワタクシノクニ

ユク、二三月カノトコロ、モツテヲル

一、コノタヒ、アナタニマタオイ子(ね)ニ、メツラシモノヲ

オクリス、ム

一、ウツクシ、チコキンノトキ

(平仮名・漢字当てはめ文)

其扇さま、またおいね、可愛いの子供の

シーポルト

一、私は、七月七日オランダの港に

碇をおろした。

一、船に、我少し病で居る。

一、只今、大分いと健やか。

一、日々、私が、お前またおいねの名を

しばいく(しばく)言う。

一、何時は(もカ)、お前をまたおいね、もつと愛する

ものを見るな

一、私が一人、オランダまたオルソン

また唐人、また料理人

五人こまい部屋に住みむ

(平仮名・漢字当てはめ文)

一、私の母さん、未だ生きておる

我があの人を満たす。春の時、私の国に

行く、二三月かの所、もつておる。

一、この度、貴女にまたおいねに、珍し物を

贈り進む

一、美し、「チコキン」(チヨウキン 彫金カ)の時

宮崎 克則 (みやざき かつのり) 国際文化学部教授・博物館長



# キリシタン伝来のマリア観音の源流をめぐって —中国における聖母像の伝来とその変容—

宮川 由衣

## はじめに

1614（慶長19）年に徳川幕府により宣教師追放令が出されたのちも、長崎を中心とする北部九州の一部の地域では、キリスト教の信仰は途絶えることなく継承された。1873（明治6）年にキリシタン禁制の高札が撤去されるまでのおよそ250年間にわたって、密かにキリスト教を信仰してきた人々は、潜伏キリシタンと呼ばれている。彼らは、キリスト教の教義を口承のみで語り継いできたのではなく、祈りと共に「納戸神」や「マリア観音」といった聖像を受け継いできた。このことが、潜伏期の数世代にもわたるキリスト教信仰の継承を可能としたのではなかろうか。この点において、潜伏キリシタンの信仰における聖像の重要性は無視できない。

さて、田北耕也氏は潜伏キリシタンを「納戸神を中心とする平戸・生月地方」と、「日繰帳を中心とする長崎・黒崎地方と五島地方」の二つに分けている<sup>1</sup>。このうち、後者の地方に伝わるのが、中国から日本にもたらされた白磁製の観音像、いわゆる「マリア観音」である。ここで、「いわゆる」としたのは、「マリア観音」という呼称は潜伏キリシタンが用いていた言葉ではなく、後世の研究者たちが呼び表した造語だからである<sup>2</sup>。本来、キリシタンたちは、これらの像を「ハンタマルヤ（サンタ・マリア）」と称していた。1856（安政3）年に肥前国彼杵郡浦上村（現在の長崎市の一部）で百姓の吉蔵を中心とする潜伏キリシタン15名が一斉検挙された、浦上三番崩れの際に長崎奉行所が作成した記録『異宗一件』には、潜伏キリシタンたちが先祖代々受け継いできた「ハンタマルヤ」と称する白焼の仏

を所持し、それを信仰していたと記されている<sup>3</sup>。東京国立博物館所蔵のマリア観音像（図1）は浦上三番崩れの際に没収されたものである<sup>4</sup>。

「マリア観音」をめぐっては、禁教下にキリシタンたちが表面上仏教徒を装うために信仰し、仏教の観音像に聖母マリアを見立てて拜んだものであると言われてきた<sup>5</sup>。これに対し、若桑みどり氏は、キリシタンたちが開国後に宣教師が再び日本にもたらした聖母マリアの像を「よかサンタ・マルヤさま」と呼んでいたことに注目し、こうした従来の見方に疑問を呈している<sup>6</sup>。すでに述べたように、「マリア観音」というのは後世に用いられるようになった呼称であり、キリシタンたちはこれらの像を「ハンタマルヤ」と呼んでいた。若桑氏は、「キリシタンたちは、いわゆるマリア観音像を観音とは思っていなかったのではないか」として、「キリシタンたちは



（図1）《マリア観音像》、東京国立博物館所蔵

仏教の像にマリアを見立てて拝んだのではなく、この像そのものをマリアとして崇敬したのである」と指摘している<sup>7</sup>。

「マリア観音」と総称される像には、中国製のものと日本製のものがある。このうち、中国製のものは、陶土、技法、造形様式から見て、福建省南部に位置する徳化窯で生産されたと考えられている<sup>8</sup>。徳化窯産の白磁はヨーロッパでは「ブラン・ド・シーヌ (Blanc de Chine, 中国白)」と称され、国内外で高い評価を受けた。筆者は、これまでマリア観音をめぐる研究においては参照されることのなかった「ブラン・ド・シーヌ」の国外輸出に注目し、ゴッデン氏が挙げている18世紀初頭のイギリス東インド会社 (The English East India Company) の販売記録に、Sancta Mariaという名称の記載が複数見られることを確認した<sup>9</sup>。これはヨーロッパ向けの「ブラン・ド・シーヌ」の販売記録であり、同様の商品が日本に輸出されたことを示すものではないものの、徳化窯産の白磁像の一部がSancta Mariaという名称で流通していたことは注目すべき点である。すでに見たように、日本にもたらされた白磁製観音像は、キリシタンによってSancta Mariaを意味する「ハンタマルヤ」と呼ばれていた。したがって、中国で作られたこれらの像がマリア像としてキリシタンの手に渡った可能性も考えられる。ただし、「なぜ中国において徳化窯産の白磁像がSancta Mariaとして流通していたのか」、また、「中国で聖母像と観音像との間に何らかの共通的な認識があったのか」という問題については、さらに検討を行う必要がある。そこで本稿では、いわゆるマリア観音の源流を辿って、中国における聖母像の伝来と変容、そして聖母像と観音像との関係について考察したい。

## 中央アジアを経由したキリスト教の東方伝道

はじめに中国におけるキリスト教の歴史を簡単に振り返っておこう。最初に中国にキリスト教を伝えたのは、ネストリウス派と呼ばれる、コンスタンティノポリスのネストリウス (Nestorius 381頃-

451年頃) を祖とするキリスト教の一派であった。ネストリウスは428年にコンスタンティノポリスの総主教に任ぜられたが、まもなくマリアの称号をめぐる論争が起り、彼の唱える説はエフェソス公会議 (431年) で異端として退けられた<sup>10</sup>。その後、ネストリオスの支持者たちはペルシアに逃れ、ネストリウス派のキリスト教は6世紀に中央アジアのトルコ系諸部族に広まったのち、中国にも伝わった。中国の北西部、西安で発見された大秦景教流行中国碑は、ネストリウス派のキリスト教が635年に唐に伝えられたことを示している。ネストリウス派のキリスト教は、中国では景教と呼ばれ、唐から元の時代に栄えた。

一方、ラテン教会のキリスト教は、13世紀にフランシスコ会によって中国に伝えられた。1245年から47年に、中央アジアを経ての東方伝道でピアン・デル・カルピネのヨアンネス (Johannes de Plano Carpini 1190頃-1252) が教皇インノケンティウス4世 (在位1243-54年) の使節としてモンゴルを訪問している。さらに、モンテ・コルヴィーノのジョヴァンニ (Fra Giovanni da Montecorvino 1247頃-1328) がインドを経て元のカンバリック (Khanbalik 大都、現在の北京) に1293年から94年にかけて到着し、宣教許可を得て正式に宣教を開始した。ジョヴァンニは、1307年には教皇クレメンス5世 (在位1305-14年) によってカンバリック大司教に任命されている。その後、1368年の元朝滅亡に伴い、中国におけるフランシスコ会の宣教拠点は消滅した。このため、16世紀後半にイエズス会によって再び中国で宣教が行われる際には、かつて中央アジアを経由して中国に伝えられていたキリスト教の伝統はほとんど忘却されていた。

ローレン・アーノルド氏は、主に13世紀から14世紀にかけてのフランシスコ会によるキリスト教の東方伝道と東西の文化的交流に関する美術史研究において、イエズス会の宣教以前の東アジア地域におけるキリスト教文化の伝播と受容の実態を明らかにしている<sup>11</sup>。アーノルド氏は、*Princely Gifts and Papal Treasures : The Franciscan Mission to China*

*and its Influence on the Art of the West, 1250-1350* (1999)において、「フランシスコ会によって中国にもたらされた聖母像の原型が中国の民間信仰の女神である観音像に吸収され、時を経て観音の新たな型である子安観音像を生み出したのではないかと主張している<sup>12</sup>。したがって、イエズス会のマテオ・リッチ (Matteo Ricci 1552-1610) が東方伝道のために1582年にマカオに到着した際には、ローマ・カトリックの聖母像はすでに中国の大衆文化の中に深く浸透していたという<sup>13</sup>。これは、観音像の源流を辿るうえで重要な指摘である。ヨーロッパ伝来の聖母子像と中国の子安観音像の間に影響関係があることは、ユ・チュンファン氏やジェレミー・クラーク氏らによっても指摘されている<sup>14</sup>。以上の点を踏まえ、16世紀後半にはじまるイエズス会による宣教以前の中国におけるキリスト教の伝道とその文化的遺産について見ていきたい。

## 唐と元王朝におけるネストリウス派キリスト教

中国におけるキリスト教の歴史は、唐朝 (618-907年) の初期に遡る。首都長安 (Xi'an 現在の西安) において、西方から来たシリア語を話すキリスト教宣教師が、唐朝第2代皇帝太宗 (李世民、在位626-49年) に聖書の教えを紹介する巻物を贈呈し、太宗は638年にネストリウス派のキリスト教を自国に受け入れることを公布した。こうして、中国で公式に受け入れられたネストリウス派のキリスト教会は、長安で約300年間自由に礼拝を行った。しかし、外国宗教であるキリスト教は、やがて危険視されるようになった。845年に外国宗教の儀式を禁止する法律が施行されたことにより、キリスト教、仏教、ゾロアスター教、マニ教、そしてイスラム教が中国の都市部から外部へと押し出されていった。

中国では940年から1250年までの間、キリスト教は消滅したか、あるいは地下に潜伏していたが、チンギス・ハーン (在位1206-27年) にはじまるモンゴル帝国の時代に復活を遂げる。中央アジアのモン

ゴル人の皇帝には、多くの有力なネストリウス派キリスト教徒の妻がおり、その妻たちは皇帝たちの母親となった。高位の女性キリスト教徒たちが、元朝の宮廷でネストリウス派キリスト教の影響力を新たに開花させたのである。第4代皇帝モンケ・ハーン (在位1251-59年) と第5代皇帝クビライ・ハーン (在位1260-94年) の母ソルクタニ・ベキ (1190頃-1252) はキリスト教徒であり、彼女の息子たちに、新たに征服下に置かれた民衆のために、中央アジアのステップで宗教的寛容を実践するように勧めた。中国の南北を統一したクビライ・ハーンは、元朝 (1271-1368年) を建国し、母の助言に従った。これにより、パックス・モンゴリカ (Pax Mongolica) と呼ばれる東西交流の平和な時代がはじまり、中国は再び海外との交易に開かれた。そして、唐朝初期のように、あらゆる宗教の外国人が港や都市に集まり、ユダヤ教徒、イスラム教徒、そしてキリスト教徒といった新しい共同体が、泉州、杭州、揚州、そして北京の主要都市で商業を行うようになった。また、各宗派はそれぞれの商店、浴場、礼拝所、そして埋葬地を設立した。泉州の急成長を遂げた海運商人の間におけるネストリウス派キリスト教の強い存在感は、蓮や十字架のシンボルを持つ多くの墓碑に見てとることができる<sup>15</sup>。しかし、ヨーロッパから宣教師が到来すると、中国におけるネストリウス派キリスト教はその影響力を失っていった。

## 13世紀後半から14世紀初頭にかけてのフランシスコ会による宣教

ヨーロッパに侵攻したモンゴル人は、一般にタタール人として知られているが、1250年頃から、モンゴル帝国とヨーロッパとは共にイスラム教徒への対抗から互いに外交的接触を図るようになる。そして、インノケンティウス4世 (在位1243-54年) の治世下で、教皇とモンゴル帝国の皇帝が相互に贈答品を交わして外交を開始すると、世界宣教の使命を掲げるフランシスコ会は、1253年に教皇によって東方伝道のために修道士を派遣する特権を与えられ



た<sup>16</sup>。

のちに聖ルイとして列聖されるフランスのルイ9世（在位1226-70年）は、使者のルブルック（Guillaume de Rubrouck）を介して、モンケ・ハーンに装飾写本を贈呈した。ルブルックは1255年にヨーロッパに帰ってきた際に、すでに中国には非ラテン系のキリスト教徒がいたことを報告している。ヨーロッパから来た宣教師に対する元の宮廷での比較的穏やかな扱いは、ネストリオス派キリスト教徒に多くを負っていたと思われる。すでに見たように、モンケ・ハーンと彼の兄弟で後継者のクビライ・ハーンの母であり、非常に影響力のあったソルコクタニ・ベキは、ネストリオス派のキリスト教徒であった。

最初のフランシスコ会出身の教皇であるニコラウス4世（在位1288-92年）は、同胞のモンテ・コルヴィーノのジョヴァンニを中国に派遣した。ジョヴァンニは、1293年の秋、中国の南海岸のザイトン（Zaiton 現在の泉州）に到着したと言われている。首都大都（現在の北京）への旅はさらに3ヶ月かかったため、ジョヴァンニは1294年2月18日に亡くなったクビライ・ハーンに教皇からの書状を贈る機会がなかった可能性が高い。ジョヴァンニは中国における宣教のはじめの苦難、そして高位のネストリオス派キリスト教徒の改宗と約6000人の信者の洗礼による宣教活動の最終的な成功について、母国に書簡で知らせており、その成果に対して教皇から褒章を授与されている。

1307年、教皇クレメンス5世（在位1305-14年）はジョヴァンニを北京の最初の司教に任命し、そこに聖堂を設立することを許可した。ジョヴァンニは宣教活動の最初の10年間は、北京で唯一のフランシスコ会士であったが、1303年頃にケルン出身のドイツ人、アーノルド修道士が合流した。アーノルド修道士が到着する前に、ジョヴァンニは教会の運用のために、まだ宗教を学んでいない7歳から11歳の40人の異教徒の少年を奴隷市場で入手し、彼らのために学校を設立している。1294年にジョヴァンニが北京に到着したとき、彼はほとんど典礼用品を持って

いなかったという。1305年の彼の手紙には、「わたしを持っているのは、短い日禱書と典礼書を収録した、持ち運び可能な聖務日課書だけである」と書かれている<sup>17</sup>。彼は、典礼書を写して翻訳することが、彼自身と彼の学校の子どもたちにとっての優先事項であったと述べている<sup>18</sup>。また、ジョヴァンニは、北京に建てた二つの教会について報告している。北京の教会について、アーノルド氏は、「具体的には言及されていないが、北京の新しいラテン教会には、中央の目立つ場所に聖母子の像が、おそらく彫刻や絵画で祭壇画として含まれていたことは間違いないだろう」と指摘している<sup>19</sup>。聖母子のイメージは、フランシスコ会のイコノグラフィーにおいてとりわけ顕著であり、北京の新しい教会でも礼拝における中心的存在となったのは疑い得ないという。ジョヴァンニを中国に派遣したフランシスコ会出身の教皇ニコラウス4世のもと、ローマのサンタ・マリア・マッジョーレ教会が改築された際には、新たに《聖母の戴冠》と《聖母の眠り》を描いた壮大なモザイク画で飾られている。

## フランシスコ会による聖母像の伝来と観音像の変容

1313年頃には新たにヨーロッパからフランシスコ会士たちが到着し、外国貿易のコミュニティにすぐに受け入れられたことで、ジョヴァンニは広州、泉州、杭州、揚州の中国南部の沿岸都市に宣教活動を拡大することができた。フランシスコ会士のフラ・オドリコ（Odoric de Pordenone 1286-1331）は、彼が揚州を訪れた時、この街には三つのネストリオス派の教会と一つのフランシスコ会の建物があったと述べている<sup>20</sup>。

揚州で見つかったカテリーナ・ヴィリオニスの墓碑（図2）は、フランシスコ会の遺物であると考えられている<sup>21</sup>。1342年に揚州で亡くなった彼女は、同市に住んでいたイタリア人商人の娘である。彼女の墓碑はラテン語で書かれており、その上に彫刻された図像はヨーロッパ由来のものである。この墓碑





(図2) カテリーナ・ヴィリオニスの墓碑、1342年、揚州



(図4) 《聖母子像》(Sedes Sapientiae, 上智の座)、1250年頃、大英図書館所蔵



(図3) カテリーナ・ヴィリオニスの墓碑 (聖母像部分拡大図)

は明らかにフランシスコ会の遺物であり、そのイコノグラフィは、ネストリオス派キリスト教の墓碑とは明らかに異なっている。

カテリーナの墓碑は、「玉座の聖母」(Sedes Sapientiae 上智の座, the Virgin as the Throne of Wisdom) 型の座った聖母によって戴冠されている(図3-4)。アーノルド氏は、フランシスコ会が特に好んだ聖母像としてこの図像を挙げている。この図像の原型は、ヨーロッパから写本を持ってきたフラ

ンシスコ会によって14世紀初頭に中国に伝わったと考えられる。

カテリーナの墓碑において、聖母子の下には4人の天使が描かれ、その下の段にはこの女性の名前の由来となったアレクサンドリアの聖カタリナの殉教の場面が描かれている。聖カタリナは車裂きの刑にかけられて殉教した。その遺体は天使によってシナイ山に運ばれたと言われる。カテリーナの墓碑の左下方には、棘のある大きな処刑用の車輪が描かれている(図5)。車輪の前で跪く人物が聖カタリナであり、頭部には光輪がみとめられる。その右には、兵士の前で殉教する聖カタリナが描かれている。兵士の上には2人の天使がおり、聖カタリナの遺体をシナイ山の墓に降ろしている。この図像について、アーノルド氏は「これらの図像はすべて、『黄金伝説』(Legenda Aurea)の写本に見られる中世のキリスト教の図像の原型が反映されたものとして見ることができる」とし、「ジョヴァンニが彼の修道会に宛てた最初の手紙で、この本の写しを要求していたことを思い出すべきである」と指摘している<sup>22</sup>。

兵士の足元の右端には、僧侶のような人物が幼児を抱いているが、これは幼児として表象されたカタリナの魂である。この図像の典拠はキリスト教美術



(図5) カテリーナ・ヴィリオニススの墓碑(墓碑中央部分拡大図)

にみとめられ、フランシスコ会との結びつきの強いローマのサンタ・マリア・マッジョーレ教会のモザイク画《聖母の眠り》においても、キリストは母マリアの亡き魂を抱いている。カテリーナの墓碑は明らかにラテン系キリスト教の遺物であるが、中国式の椅子や天使の足の描写などに中国の土着的な要素がみとめられる<sup>23</sup>。

また、アーノルド氏は、「カテリーナ・ヴィリオニススの墓碑の考古学的証拠によって、1342年までに、聖母マリアのイメージが、現地で崇拝されていた民間信仰の女神である観音から、いくつかの図像的要素を取り入れていたことがわかる」と指摘している<sup>24</sup>。アーノルド氏によれば、揚州の墓碑の聖母像は、観音が中国の民間信仰の女神に発展していく過程の過渡的なイメージとして見る事ができるという<sup>25</sup>。マリアは中国式の椅子に座り、中国風の長衣をまとっているが、フランシスコ会の伝統で、彼女は膝の上に幼児を抱いている。アーノルド氏は、「14世紀半ばの揚州では、聖母像を彫った彫師は、このフランシスコ会の聖母像のイメージの機能を高めるために、観音の土着的なアトリビュートを利用していたのではないかと指摘している<sup>26</sup>。

ところで、もともと中国において観音は女性として信仰されていたのではなかった。インドと中国において、観音は男性として描かれていた。中国におけるその初期の描写である10世紀の敦煌の洞窟壁画では、口ひげを生やした完全に男性の姿としての観音像がみとめられる。その後、この男性的な観音は女神へと変容していった。女神としての観音をめぐるとの伝説は、12世紀に杭州とその海岸地域で起こり、

浙江省の沖合にある普陀山において、神秘的な顕現(ヴィジョン)が見られた1276年までには、観音は女性と見なされるようになっていた。この島は巡礼地となり、観音は特に女性に愛される女神として人気を博した。観音の仏教的なアイデンティティは母胎の世界と結びついているため、女神への変容を完全にするために、中国の民間信仰は観音を、「子どもを授ける女神」、すなわち「子安観音」に変容させたと考えられる<sup>27</sup>。

アーノルド氏によれば、「13世紀後半から14世紀初頭にかけてのフランシスコ会の到着に伴い中国に伝わった、イデオロギーとイコノグラフィーの両方において表された聖母信仰は、この地域での観音の描写にすでに現れていた女性への性別の変化を捉し、新たな影響をもたらした」という。アーノルド氏は、「その宣教の初期の段階から、聖母像とすでに現地で崇拝されていた観音像とは重複した図像を有していたのは明らかであったはずであり、これはフランシスコ会にとって、現地の人の改宗のために有利に働いたと思われる」と述べている<sup>28</sup>。もっとも、基本的なところでは、観音とマリアは、孝心と女性的貞節という文化的価値観を共有していた。観音がフランシスコ会によってもたらされたマリアのいくつかの側面を引き継いでいるのかどうかをめぐるとの問題については、「明朝より前の観音の描写は、たとえ女性的なかたちであっても、腕に抱かれたり、膝の上に乘せられたりしている男の幼児はほとんど描かれなかった」と指摘し、「観音の図像における宗教的な基礎は仏教の経典に由来するものの、その造形的表現は聖母の図像に影響を受けている可能性がある」という<sup>29</sup>。

中国におけるヨーロッパのキリスト教の短期間ではあるが、確かな存在感は、明朝(1368-1644年)の台頭と共に終わり、中国は国家主義に戻った。政権が変化したことで、中国のキリスト教が突然途絶えることはなかったが、ラテン系とネストリオス系の両キリスト教コミュニティは、アジアを横断する陸路が閉鎖されたことで外部から司祭が入って来なくなると、徐々に衰退し、宣教活動を停止した。ま



た、イランと中央アジアにおけるティムール (Timur 1336-1405) の統治によって、東西交流のための中央アジアのシルクロードのルートが事実上閉鎖され、中国への陸路が遮断された。

## 16世紀におけるスペイン・ポルトガルとの貿易開始と象牙製人物像の生産

16世紀になると、「キリスト教徒と香辛料」を求めて、ポルトガルがアジアの海域に進出する。ポルトガルが喜望峰を経由する東周りのルートを発見してからわずか数年後、1511年にマラッカを征服したアフォンソ・デ・アルブケルケ (Afonso de Albuquerque 1453-1515) は、中国と最初の接触を果たす。ポルトガルは1513年に中国との交流を開始するが、海賊行為によって関係が悪化したため、1521年から22年に追放された。その後、約30年間ポルトガル人は、広東省、福建省、浙江省の中国沿岸部で中国人との密輸貿易を行っていた。

当時、インドのゴアに拠点を築いていたポルトガルの宣教師たちは、中国への進出を試みていた。そして1550年代後半、中国の許可により、ポルトガルが広東省のマカオに足掛かりを得ると、ポルトガル人宣教師が殺到した。1556年の冬に中国南部を旅したポルトガル人ドミニコ会士のガスパール・ダ・クルス (Gaspar da Cruz 1520頃-1570) は次のように報告している。

広東のある街で、川の中腹に小さな島があり、そこに僧侶たちの寺院があった。この寺院で、わたしは地面から高い位置にある御堂を見たが、そこでは首元に子どもを抱く、よく出来た女性像があり、燃える松明を持っていた。わたしは、それは何かキリスト教のものではないかと疑って、何人かの一般信徒と僧侶にその女性は何を意味するのか尋ねた。だが、誰もわたしに教えてくれず、その理由を答えることはできなかった。それは古代のキリスト教徒によって作られた聖母像かもしれないし、聖トマスがそ

こに残したか、その機会に作られたのかもしれない。しかし、すべて忘れ去られているというのが結論である<sup>30</sup>。

この報告について、デレク・ギルマン氏は、「ガスパール・ダ・クルスは、子安観音像を見て、それを幼児キリストを抱く聖母像と見做したのであろう」とし、「彼はこの像に自分が見たいと思っていたものを投影したのであるが、少なくとも一人のヨーロッパ人にとっては、聖母像と観音像は交換可能なものであった」と指摘している<sup>31</sup>。

また、フィリピン総督の書記であったフェルナンド・リゲルは、1574年にルソンに到着して間もないスペイン人と中国の商船団との間で交易が行われていたと報告している<sup>32</sup>。中国の商人は高級陶器やその他の品々を持ってきて、それらをスペイン人に売った。そして、6、7ヶ月後に必ず戻ってくると言って、多くの品々を持ってきたが、そこには十字架の像や、ヨーロッパのものと同じように作られた非常に奇妙な印章があったという。また、1580年代には中国の職人によって象牙製のキリスト教の礼拝像が作られていたことがわかっている。ヨーロッパでは、13世紀半ばにパリで開花した象牙彫刻の伝統があった (図6)。ゴシック時代には多くのキリスト教の礼拝像が象牙で作られており、これらは1400年頃に作られなくなった後も、長い間教会で使われ続けていた。ヨーロッパの宣教師が東アジアに渡ってくると、彼らは祭壇を飾るためにゴシック様式の象牙製の礼拝像を現地で注文した。ポルトガルのコレクションには、中国で作られた象牙製のキリスト教の礼拝像が残っている。明朝以前の中国では、象牙を使った彫刻は一般的ではなかったが、16世紀後半からルソンやマニラにおける植民地市場の拡大を背景として、福建省を中心に象牙彫刻の生産が盛んになった。1590年に、マニラのサラザール司教 (Domingo de Salazar 1512-94) は、スペイン国王に宛てた書簡において次のように記している。

中国から来た人々 (Sangleys) は、スペイン人

の職人が作ったものを見るとすぐに、それを正確に再現してしまうほどの技術と賢明さを持っています。最も驚いたのは、わたしが到着した時には、彼らはヨーロッパ風の絵の描き方を知らなかったのですが、今ではこの技術を習得し、筆と彫刻刀の両方を使って素晴らしい作品を制作していることです。わたしが見た象牙製の幼児イエスの像ほど完璧なものは作られないと思います。[……] 教会には、中国の職人が作った、以前は非常に不足していた像が備え付けられはじめています<sup>33</sup>。

福建省は、当時中国で唯一、商人が国外に出て活動することを禁ずる明朝の禁制から自由であった<sup>34</sup>。1628年に刊行された福建省漳州の公報には、「漳州の人々はしばしば大きな船を建造し、遠く離れた外国との貿易を行っている」と記されている<sup>35</sup>。特に、漳州と関わりが深かったのが、中国の南洋に位置し、漳州から遠くない場所に位置するルソンであった。福建省の学者である何喬遠（He Qiaoyuan 1558-1632）による明朝の私史『名山藏』（*Ming Shan cang*）には、福建省漳州とルソンとの密接な関係が記されている。ギルマン氏は、「ルソンと本国の福建省の両方で、スペイン人と漳州の商人が近い関係にあったことを踏まえると、16世紀後半から17世紀にかけて、漳州が象牙製人物像の生産の中心になったことを理解することができる」と述べている<sup>36</sup>。

ギルマン氏によれば漳州で作られたスペイン市場の礼拝像は、主に娯楽用の室内装飾品として作られた縁起物の中国風人物像の生産にも刺激を与えたという。ギルマン氏は、「福建省の象牙製の仙人像やその他の国内市場の人物像は、中国におけるスペイン市場のキリスト教の礼拝像に呼応して作られたものであり、その過程を辿るためには、ゴシック様式の聖母像と明朝の中国における観音像の類似性に注目しなければならない」と指摘している<sup>37</sup>。ギルマン氏は、ヨーロッパで作られたゴシック様式の聖母像（図7）と中国で作られたと考えられる聖母像

（図8）と観音像（図9）を比較し、「ロザリオから十字架を外して数珠の房に置き換え、幼児の手の中にある球や鳩を取り除き、そして高い襟や弓形の仏教の肩掛けなどの中国的なディテールを加えることで、聖母像は観音像に巧みに変換されている」と述べている<sup>38</sup>。サラザール司教の報告から、スペインの宣教師たちがスペインや北部ヨーロッパで作られた彫像をフィリピンに持ち込んでいたことが明らかである。また、彼らは後期中世の様式を示す図版資料を多く持っており、それらを典礼や伝道活動に使用していた。ギルマン氏によれば、「これらの情報源をもとに、東アジアで活動していた宣教師たちは、当時まだヨーロッパで流通していたゴシック様式の象牙像を模したキリスト教の象牙製礼拝像を近くの福建省の漳州に注文し始めた」という<sup>39</sup>。また、クレイグ・クルナス氏は、「数ある人気のある仏教や道教の神々の娯楽用の人物像の中で子安観音像は最も重要な商品の一つである」とし、「この像は、実はキリスト教の人物像、特にマリア像を求める外国人による初期の需要に応じて制作されたものである」と述べている<sup>40</sup>。

聖母像と観音像の類似性について、アーノルド氏は、「16世紀にヨーロッパから再び宣教師や商人が到着した際、中国の沿岸部の職人たちは、ポルトガル人が持ち込んだキリスト教の像に合わせて、すでに現地でよく知られた像を素早く簡単に適合させ、マリア像をヨーロッパに輸出するビジネスが盛んになったのではないかと指摘している<sup>41</sup>。すでに見たように、揚州の墓碑に見られるようなフランシスコ会の影響を受けた聖母像が14世紀の中国に存在しており、子安観音像の造形的表現は聖母像の図像に影響を受けている可能性があった。このことから、アーノルド氏は、「宣教師が途絶えた後もそれらを所持していた人々の個人の礼拝像として、あるいは子安観音の像に習合したかたちで、聖母像の痕跡が中国に残っていたことが、ヨーロッパ人が現地で作られた象牙の聖母像をヨーロッパに輸出することに興味を示した時に、福建省でこの事業が繁栄した直接的な根拠となったのではないかと主張してい





(図6) 《聖母子》、1250年頃、象牙、フランス、メトロポリタン美術館所蔵



(図8) 《聖母子》、明朝 (1580-1644年頃)、象牙、中国、個人蔵



(図7) 《聖母子》、1275-1400年頃、象牙、ドイツ、大英博物館所蔵

る<sup>42</sup>。

### 白磁製観音像に見られるキリスト教的イメージの痕跡

浦上三番崩れの際にキリシタンから没収された東京国立博物館所蔵の白磁製観音像——いわゆる「マリア観音像」——のうち中国製のものは、福建省南部に位置する徳化窯で生産されたものと考えられて

いる。その最盛期は、ヨーロッパへの伝世の状況から17世紀から18世紀とみなされている。本稿では新たな視点として、福建省の徳化窯で白磁製人物像の生産が最盛期を迎えるのに先立って、同省が16世紀に象牙彫刻の中心的生産地であったことに注目したい。福建省では、ヨーロッパからもたらされたキリスト教の礼拝像をモデルにした象牙製のキリスト教の礼拝像が作られ、それに呼応して、象牙で仙人像や観音像などの中国風人物像が作られるようになったのであった。福建省の徳化窯では、陶磁器の中でも特に人物像が代表的な製品であり、『天工開物』(1637年)には、「徳化窯はただ仙人や精巧な人物や玩具だけを焼き、実用には適しない」と記されている<sup>43</sup>。以上の点を踏まえると、福建省では16世紀に繁栄した象牙彫刻市場が基盤となって、象牙彫刻に代わる、より安価で量産可能な室内装飾品として登場した白磁製人物像の生産が発展し、17世紀から18世紀にその最盛期を迎えたと考えられる。

福建省の徳化窯産の白磁製人物像の主なモチーフは、スペイン・ポルトガルの植民地市場向けの礼拝像の生産に影響を受けて発展した仙人像や観音像などの中国風人物像であった。徳化窯産の白磁像は、ヨーロッパでは「ブラン・ド・シーヌ (Blanc de Chine, 中国白)」と称され、高い評価を受けてい



(図9)《観音像》、明朝（1580-1644年頃）、象牙、中国、個人蔵



(図11)《マリア観音像》、東京国立博物館所蔵



(図10)《聖母像》、清朝（1690-1750年頃）、白磁、中国福建省徳化窯、大英博物館所蔵

た。ヨーロッパに輸出された白磁製人物像の中には、聖母像に近い作例も含まれている（図10）。これらの像においては、一般的な観音像とは異なり、人物像の頭髪が縮毛であり、特に幼児の容貌はヨーロッパの人物像に近い。ただし、聖母の平面的な顔立ちや中国風の長衣、そしてしばしば聖母子と共に表される獅子のモチーフなどを考慮すると、これらの像はヨーロッパの聖母像と中国の観音像の折衷

様式であると言えるだろう。こうした聖母像と観音像の折衷様式の白磁製人物像は、ポルトガルやスペインから東アジアに来た宣教師の注文によって作られたものであり、恐らく、インドやフィリピンのキリスト教徒の入植地で作られた彫像をコピーしたものと考えられている<sup>44</sup>。こうした白磁製人物像の作例は少なく、徳化窯産の白磁像の中で特に人気があったのは観音像であった。日本に伝来しているものと同じように、観音が子どもを抱く典型的な観音像は、18世紀初頭のイギリスの東インド会社の貨物リストでは、Women with childやSancta Mariasと記載されている<sup>45</sup>。例えば、1701年にイギリスの東インド会社のダッシュウッド号が福建省南東部の廈門（アモイ）で積荷を積み、1703年にロンドンのオークションで落札された貨物のリストには、Sancta Mariaという名が挙げられている<sup>46</sup>。このSancta Mariaという記載について、ゴッデン氏は、「これらはヨーロッパに輸出され、販売される際に、その地域の人々の関心に適応して、ヨーロッパの名前を与えられたのではないかと指摘している<sup>47</sup>。すでに見たように、日本にもたらされた白磁製観音像は、キリシタンによってSancta Mariaを意味する「ハンタマルヤ」と称されていたのであった。



(図12) 《マリア観音像》、17世紀、中国福建省徳化窯、東京国立博物館所蔵



(図13) 《マリア観音像》、17世紀、中国福建省徳化窯、東京国立博物館所蔵

白磁製人物像の原型であったと考えられる象牙製人物像においては、キリスト教的モチーフを取り除き、中国的なディテールを加えることでイメージの変換が行われた可能性があった。また、白磁製人物像の中には、ヨーロッパの聖母像と中国の観音像の折衷様式の作例が見られ、典型的な観音像においても、その受容者によって、これらの像は「観音」とも「聖母像 (Sancta Maria)」ともなる可変的な存在であった。そのルーツを考慮すれば、白磁製の観音像の内に、聖母像としての面が内包されていることは否定できない。故に、この図像の源流に聖母像の存在があったことが、「観音像とマリア像のあい」とも言うべき白磁製観音像、いわゆるマリア観音の性格を特徴づけていると言えよう。こうした見通しのもと、キリシタンによって所持され、浦上三番崩れの際に没収された白磁製観音像を見ていきたい。

日本に伝わった白磁製観音像の図像は大きく分けて3種に識別される<sup>48</sup>。第1の型は、子どもを抱いていない立像で、波または雲の台座の上に立ち、瓔珞を胸元に垂らすもの(図11)、第2の型は、座像で、胸の中央または脇に子どもを抱き——子どもを抱いていない、あるいは子どもが脱落してしまった



(図14) 《玉座の聖母》、1200-50年頃、象牙、スペイン、メトロポリタン美術館所蔵

と思われるものもある——、片膝を立てて座り、瓔珞をつけ、多くは白布を頭にかぶるもの(図12)、そして第3の型は、玉座に座り、白衣をかぶり、膝上正面に子どもを抱き、足下に龍を踏み、左右に脇侍のような小型の人物像を従えるタイプである(図13)。このうち、ここでは第3の型を玉座型観音像と呼び、この図像様式について検討したい。玉座型観音像は東京国立博物館所蔵の浦上三番崩れの没収



品にも20点含まれている。

明および清朝に流行した白衣観音の図像では、観音はしばしば男女の2人の若い従者を伴って表されている<sup>49</sup>。これは観音にまつわる以下の伝説に基づいている。長年、子どもに恵まれなかった両親のもとに、「富をもたらず少年」という預言を受けて生まれたシャンカイ (Shancai, God-in-Talent, Sudhana) は、ある時、観音の顕現にまみえ、その従者となった。また、ロンニュー (Longnü, Nāgakanyā, Dragon Daughter) は、観音によって蛇から少女の姿に変身し、観音に従う。蛇の毒は浄化され、知恵の真珠を産み出したという。玉座型観音像において、観音を囲む2人の従者は、この観音に関する伝説に登場する2人の従者シャンカイとロンニューである<sup>50</sup>。

白磁の玉座型観音像は、観音にまつわる伝説に登場する2人の弟子たちを配置して、その物語を表した説話的な彫像であり、中国の民間信仰に基づく像である。しかし、その造形表現においては、キリスト教的イメージの要素を含んでいる可能性が考えられる。筆者は、この白磁製の玉座型観音像において、玉座の聖母像の図像様式が継承されている可能性を指摘したい。すでに見たように、玉座の聖母像はフランシスコ会が特に好んだ聖母像であり、その図像は14世紀の揚州の墓碑にも見られた。アーノルド氏は、中国にこの図像がもたらされた可能性について、「フランシスコ会が制作した典礼書の装飾写本が壁画の手本としての役割を果たした可能性もあるが、彫刻が施された祭壇画のためには、ケルンやパリで制作された個人の礼拝のために使用されていたトリプティック（三連祭壇画）に見られるような、象牙彫刻の小さな奉納画を含む、他のものが参考にされた可能性もある」と指摘している<sup>51</sup>。

すでに見たように、ヨーロッパでは13世紀半ばのパリを中心とした象牙彫刻の伝統があり、多くのキリスト教の礼拝像が象牙で作られていた。中国でフランシスコ会による宣教が行われた13世紀後半から14世紀初頭は、ヨーロッパにおける象牙製礼拝像の生産が盛んであった時期と重なっている。小型の象

牙彫刻は、持ち運びに便利であり、ヨーロッパの裕福な商人やその家族が所有することも珍しくなかった。また、こうしたゴシック様式の象牙製礼拝像は、象牙彫刻の生産の最盛期を過ぎた15世紀以降も引き続き用いられていたため、16世紀に再び中国にきたヨーロッパの宣教師によってもたらされた可能性も低くはない。実際、マニラのサラザール司教によって報告されているように、中国の職人たちは、スペインで作られた礼拝像を正確に再現しており、その技術の高さは宣教師たちを驚かせるものであった。

仙人や観音といった中国の伝承に基づく人物像は、元来、絵画などの他のメディアで表現されることはあったが、明朝以前は象牙を使った彫像は一般的ではなかった<sup>52</sup>。したがって、中国における小型の室内装飾品としての象牙製人物像の伝統は、スペイン・ポルトガルとの貿易開始とそれに伴うキリスト教の礼拝像の需要に影響を受けて発展した新しい芸術分野であった。中国の職人たちは、室内装飾品としての小型の象牙彫刻という新たなメディアにおいて中国の伝承に基づく像を表象する際に、ヨーロッパ由来のキリスト教の礼拝像の型（図像様式）を応用したのではないだろうか。ユ・チュンファン氏は中国においてキリスト教の聖母像が、中国の象牙製人物像のモデルとなった可能性を指摘し、「同じ芸術コミュニティがキリスト教の礼拝像を制作していたため、聖母像がある程度中国的に見え、観音像がほとんどゴシック的に見えても不思議ではない」と指摘している<sup>53</sup>。したがって、白磁製の玉座型観音像においては、玉座の聖母像の基本的な図像様式——幼児を抱く女性が玉座に座っている——が引用された可能性がある。象牙像あるいはその他の媒体によって伝来した玉座の聖母像が、中国の職人によってコピーされ、その型が観音像の図像様式に応用されたのではないだろうか。白磁製の玉座型観音像は、こうした中国製の象牙の人物像をモデルに作られたか、あるいは、白磁で新たな型を作る際に、ヨーロッパ由来の象牙やその他のメディアに表された聖母像が参照された可能性がある。



(図15) 《玉座の聖母》、1280年頃、オークに着色、ドイツ、メトロポリタン美術館所蔵



(図16) マリア観音像部分図、17世紀、中国福建省徳化窯、東京国立博物館所蔵

図14は13世紀にスペインで作られた象牙製の玉座の聖母像である。聖母の足下ではドラゴンが倒されており、これによって聖母の勝利が表象されている。また、聖母と幼児は共に球体（林檎あるいは球）を持っている。林檎は、イエスが新しいアダム、マリアが新しいイブであることを象徴するモチーフである。また、球（orb）は地球を象徴し、キリストの王権が全世界に及ぶことを表している。ドラゴンを踏む聖母は詩篇に基づく表現であり、そこでは「あなたは獅子と毒蛇を踏みにじり、獅子の子と大蛇を踏んで行く」（詩篇91, 13）と謳われている。こうした象牙彫刻の他にも、ドラゴン

を踏む聖母を表したゴシック様式の彫像が残っている（図15）。観音が足下に龍を踏んでいる図像は、玉座型観音像を特徴づける要素の一つであるが、そのイメージは、ドラゴンを踏む聖母の図像に影響を受けている可能性がある。

また、玉座型観音像のもう一つの特徴として、観音を囲む2人の従者が挙げられるが、このうちの一方の人物は球を持っている（図16）。2人の従者は、先に見た観音の2人の従者シャンカイとロンニューであり、球を抱く人物像がロンニューで、球は真珠を表していると考えられる。観音によって蛇から少女へと変身したロンニューは、その毒が浄化され、知恵の真珠を産み出したのであった。玉座型観音像におけるロンニューの人物像に注目すると、その長衣は西洋風であり、特に襟の部分は当時ヨーロッパで流行していたひだえり襷襟のように見える。また、頭髪の表現は、もう一方の人物像のシャンカイ——頭頂部と左右の側頭部の髪を残し、他の部分を剃り上げたからこまげ唐子髻——とは対照的に、ヨーロッパの人物像に見られるような縮毛である。当時、東アジアにはヨーロッパから球を持つ幼児の姿で表された救世主キリスト像（Salvator Mundi）が数多く伝来していた。真珠を抱くロンニューの像においては、これらのキリスト教的イメージが引用されている可能性がある。玉座型観音像の造形は、基本的な型として玉座の聖母像を引用し、そのモチーフにおいては、ヨーロッパ由来の人物像に表されたキリスト教的イメージ——「ドラゴン」や「球」——が、中国の伝承に基づくイメージ——「蛇（龍）」や「真珠」——に変換されている可能性を指摘したい。

## おわりに

本稿では、キリシタンによって「ハタマルヤ」と称され、祈りと共に受け継がれてきた、いわゆるマリア観音の源流を辿って、この白磁製観音像が作られた中国における聖母像の伝来と変容、そして聖母像と観音像との関係について考察を行った。揚州で見つかったカテリーナ・ヴィリオニスの墓碑

(1342年)は、13世紀後半から14世紀初頭にかけてのフランシスコ会によるキリスト教の東方伝道において聖母像がもたらされたことを示している。この墓碑には、フランシスコ会によって好まれた図像である玉座の聖母の図像がみとめられた。その後、ヨーロッパとの交易が制限されたことにより、中国におけるキリスト教の文化は一旦途絶えるが、ヨーロッパからもたらされた聖母像のイメージは、中国の民間信仰の女神、子安観音への変容というかたちで継承された可能性が指摘されていた。観音は元来男性として表象されていたが、女性的な姿へと変容していった。このうち、子どもを抱く女性として表象される子安観音の造形表現は、聖母像の影響を受けている可能性があった。

16世紀になると、スペイン・ポルトガルの入植に伴い、再び東アジアにヨーロッパの宣教師が到来した。これによるキリスト教の礼拝像の需要を背景として、中国では福建省を中心に象牙彫刻の生産が発展した。そこでの象牙産業の繁栄が基盤となり、同省では象牙彫刻に代わる、より安価で量産可能な室内装飾品として白磁製人物像の生産が発展したと考えられる。このうち数多く生産された観音像は、ヨーロッパ向けの市場ではSancta Mariaという名称で流通していた。このことから示されるように、白磁製観音像は、受容者によって「観音」とも「聖母像 (Sancta Maria)」ともなる可変的な存在であった。以上のことから、キリシタンによってSancta Mariaを意味する「ハンタマルヤ」と称されて受け継がれたマリア観音の図像の源流には聖母像の存在があり、そのルーツ故に、これらの像は自ずと聖母像としての性格をも併せ持つものであったと言えるだろう。

註

- 1 田北耕也『昭和時代の潜伏キリシタン』日本学術振興会、1954年、pp. 7-9。
- 2 「マリア観音」という呼称については、永山時英氏が1925年に『吉利支丹史料集』に使う以来とされているが、それ以前にも、芥川龍之介が短編「黒衣聖母」(1920年)において、「麻利耶観音像」を登場させており、1920年頃から「マリア観音」という造語が用いら

れていた。それらの像は主に白磁製観音像を指していた。「黒衣聖母」で芥川は、麻利耶観音と称するのは、「切支丹宗門禁制時代の天主教徒が屢 聖母麻利耶の代わりに礼拝した、多くは白磁の観音像である」と書いている。(日沖直子「マリア観音」大谷栄一、菊地暁、永岡崇編『日本宗教史のキーワード——近代主義を超えて』慶應義塾大学出版会、2018年、pp. 62-68。)

- 3 岡部駿河守、1860年頃、「肥前国浦上村百姓共異宗信仰いたし候一件の儀に付申上候書付」他、谷川健一編『日本庶民生活史料集成』第十八巻、三一書房、1972年、pp. 833-837。
- 4 東京国立博物館で所蔵されている長崎奉行所による没収品は確かなものとして知られているが、他の多くの「キリシタン資料」と同様に「マリア観音」の場合も、後世に作られた模造品が多く出回っており、潜伏キリシタンによって所持、崇敬されたことが確実なものはほとんどないのが現状である。こうした現状を踏まえ、中園成生氏は検証が確かである外海・浦上系かくれキリシタン信仰の像に限って、史料に記載された名称である「ハンタマルヤ像」を用いることを提唱している(中園成生『かくれキリシタンの起源—信仰と信者の実相』弦書房、2018年、pp. 424-425)。
- 5 片岡弥吉氏は「マリア観音」について、「これらの観音像は多くシナ焼きで、純粹の仏像として日本に渡来したものが、潜伏時代のキリシタンたちに、サンタ・マリアとして祭られたものであった。[……] 観音像すなわちマリア観音ではなく、サンタ・マリアのイメージを求めて禁制時代の潜伏キリシタン、或はこんにちのかくれキリシタンたちが祭っていたという由緒があって始めてマリア観音たり得る」としている(片岡弥吉『かくれキリシタン——歴史と民俗』NHKブックス、1967年、pp. 243-244)。
- 6 若桑みどり『聖母像の到来』青土社、2008年、pp. 333-378。
- 7 若桑氏は、「マリア観音の源流は、古代ペルシャ、古代インドの母女神を原型とする観音菩薩の一変化として大乘仏教世界に流布したものであり、それが中国における土俗的な送子娘 娘神と融合することによって形成された送子観音として子どもを抱く母の姿を獲得した」としている。子安観音については、「日本には土俗的な子授け信仰として古代から子安明神信仰があり、これが鎌倉時代以降観音菩薩と融合し、子安観音として信仰された」と述べている。以上の点を踏まえ、若桑氏は中国におけるマリア像の東洋化について、「中国布教において聖母の東洋化を促進したマテオ・リッチの影響下で、16世紀半ば以降観音型聖母像が形成され、17世紀半ば以降に、禁教潜伏時代の日本キリスト教徒はこれを輸入、また後期にはみずから製作した」と指摘している。これに対し、本稿ではマテオ・リッチの東方伝道以前、すなわち13世紀後半から14世紀初頭にかけてのフランシスコ会による宣教の際に聖母像がもたらされ、それが中国の子安観音像に影響を与えたとする研究に注目する。さらに、16世紀のスペイン・ポルトガルとの貿易開始に伴う、中国における象牙製のキリスト教の礼拝像の生産に光を当て、これを基盤に発展したと考えられる白磁製人物像の造形とその原型について考察する。
- 8 『東京国立博物館図版目録 キリシタン関係遺品篇』東京国立博物館、2001年。
- 9 宮川由衣「サンクタ・マリアとしての白磁製観音像——潜伏キリシタン伝来の『マリア観音』をめぐって」西南学院大学博物館研究紀要第8号、2020年所収。イギリス東インド会社の販売記録におけるSancta Mariaの記載については以下を参照。Godden, Geoffrey. A. *Oriental Export Market Porcelain and its Influence on European Wares*, Granada, London, 1979, pp. 257-280.
- 10 ネストリオスはマリアに対する称号「テトコス」(神の母)はふさわしくなく、「キリストコス」(キリストの母)と呼ぶべきだと主張した。ネストリオスの教説はアレクサンドリアのキュロスから攻撃され、430年のローマ教会会議、431年のエフェソス公会議で異端として退けられた(上智学院新カトリック大事典編纂委員会編



- 『新カトリック大事典』Ⅲ、研究社、2002年、pp. 1571-1574)。
- 11 Arnold, Lauren. *Princely Gifts and Papal Treasures: The Franciscan Mission to China and its Influence on the Art of the West, 1250-1350*. Desiderata Press, San Francisco, 1999. Arnold, Lauren. "Christianity in China: Yuan to Qing Dynasties, 13th to 20th Centuries" In *Christianity in Asia: Sacred Art and Visual Splendour*. Asian Civilisations Museum, Singapore, 2016, pp. 136-144.
  - 12 Arnold, 1999, p. 151. Arnold, 2016, p. 138.
  - 13 Arnold, 1999, pp. 134-151. Arnold, 2016, p. 138.
  - 14 Yü, Chün-fang. "Guanyin: The Chinese Transformation of Avalokitesvara." In Weidner, Marsha Smith. (ed.), *Latter Days of the Law: Images of Chinese Buddhism 850-1850*. University of Hawaii Press, Honolulu, 1994, pp. 151-178. Yü, Chün-fang. *Kuan-yin: The Chinese Transformation of Avalokitesvara*. Columbia University Press, New York, 2001. Clarke, Jeremy. *The Virgin Mary and Catholic Identities in Chinese History*. Hong Kong University Press, Hong Kong, 2013, pp. 24-31.
  - 15 中国におけるネストリオス派キリスト教の遺物は以下を参照。Iain Gardner, Samuel Lieu, and Ken Parry, eds, *From Palmyra to Zayton: Epigraphy and Iconography*. Brepols, Turnhout, 2005.
  - 16 フランシスコ会の第2会則12章「サラセン人その他の不信仰の人々への説教」に基づき、キリスト教的ヨーロッパの外への宣教は、フランシスコ会の重要な使命となった。創設者であるアッシジのフランチェスコ (Franciscus Assisiensis 1181/1182-1226) 自身、1219年に聖地およびエジプトを訪問し、キリストの教えをスルタンの前で説いた。1220年同時期、ベラルドゥス率いる5人の兄弟たちがモロッコに行き、マラケシュで殉教し、1227年にはダニエル率いる6人のフランシスコ会士がセウタで殉教した (上智学院新カトリック大事典編纂委員会編『新カトリック大事典』Ⅳ、研究社、2009年、p. 410)。中国におけるフランシスコ会の宣教については以下を参照。Moule, Arthur C. *Christians in China Before the Year 1550*. London, Society for Promoting Christian Knowledge, 1930. Arnold, 1999.
  - 17 Moule, *op. cit.*, p. 173. Arnold, 1999, p. 49.
  - 18 Moule, *op. cit.*, p. 176. Arnold, 1999, p. 50.
  - 19 Arnold, 1999, p. 53.
  - 20 *ibid.*, p. 138.
  - 21 1951年11月に発見されたカテリーナ・ヴィリオニスの墓碑はイエズス会士のフランシス・ルーロー神父によって1954年の論文 (Rouleau, Francis A. "The Yangchow Latin Tombstone as a Landmark of Medieval Christianity in China." *Harvard Journal of Asiatic Studies*, 17, December 1954, nos. 3, 4, pp. 346-365) においてはじめて西欧に紹介された。ルーロー神父が1952年に中国を離れる直前に送られたカテリーナ・ヴィリオニスの墓碑の拓本は、サンフランシスコ大学のリッチ研究所 (Ricci Institute at the University of San Francisco) に所蔵されている (Arnold, 1999, p. 186)。墓碑の本体はカテリーナの兄弟であるアントニオ・ヴィリオニスの墓碑と共に揚州博物館に所蔵されている。
  - 22 Arnold, 1999, p. 139.
  - 23 Rouleau, *op. cit.*, p. 355.
  - 24 Arnold, 1999, pp. 140-141.
  - 25 *ibid.*, p. 141.
  - 26 *ibid.*, p. 141.
  - 27 *ibid.*, p. 141.
  - 28 *ibid.*, p. 142.
  - 29 Yü, 1994, p. 173. Arnold, 1999, p. 142.
  - 30 *Tractado da China, Evora. 1569, fol. K iii* (Moule, *op. cit.*, p. 13 英語訳を参照)。
  - 31 Gillman, Derek. "Ming and Qing Ivories: Figure Carving." In *Chinese Ivories from the Shang to the Qing*. Oriental Ceramic Society and The British Museum, London, 1984, p. 41.
  - 32 Blair, E. H. and Robertson, J. A. (ed.), *The Philippine Islands*, Taipei, 1962, reproduction of the Cleveland 1903-1909 edition, vol. 3, 1569-1576, pp. 243-245を参照。1574年のリゲルの文書はシマンカスのアーカイヴに収録されている。書架番号は"Secretario de Estado, leg. 155."。リゲルのこの文書は、Gillman, *op. cit.*, p. 37. Arnold, 1999, p. 148に引用されている。
  - 33 1590年のサラザール司教の書簡は"Simancas-Eclesiastico; Audiencia de Filipinas; cartas y expedientes arzobispo de Manila vistos en el Consejo; años de 1579 á 1599; est. 68, caj. 1, leg. 32 (Blair, E. H. and Robertson, J.A. (ed.), *The Philippine Islands*, Taipei, 1962, vol. 7, 1588-1591, p. 226を参照)。
  - 34 Gillman, *op. cit.*, p. 38.
  - 35 Elvin, Mark. *The Pattern of the Chinese Past*, Eyre Methuen, London, 1973, p. 224.
  - 36 Gillman, *op. cit.*, p. 39.
  - 37 *ibid.*, p. 39.
  - 38 *ibid.*, pp. 40-41.
  - 39 *ibid.*, p. 39.
  - 40 Clunas, Craig. *Art in China*, Oxford University Press, Oxford, 1997, p. 129.
  - 41 Arnold, 1999, p. 151.
  - 42 *ibid.*, p. 150.
  - 43 『天工開物』 藪内清訳、平凡社東洋文庫(130)、1969年、p. 140。
  - 44 Ayers, John. *Blanc de Chine: Devine Images in Porcelain*. China Institute Gallery, New York, 2002, p. 105. ドネリー氏はブラン・ド・シーヌの白磁像のうち、キリスト教の影響が見られる像について、「ここに見られる影響は明らかに17世紀の完全にカルヴァン派の影響にあったオランダではなく、ポルトガル人あるいはイエズス会士のものである」と指摘している (Donnelly, P. J. *Blanc de Chine: the porcelain of Têhua in Fukien*, Faber, London, 1969, p. 196)。
  - 45 Godden, *op. cit.*, p. 259.
  - 46 *ibid.*, p. 266.
  - 47 *ibid.*, p. 261.
  - 48 若桑, *op. cit.*, p. 342。
  - 49 Idema, Wilt L. *Personal Salvation and Filial Piety: Two Precious Scroll Narratives of Guanyin and her acolytes*, University of Hawaii Press, Honolulu, 2008, p. 30. シャンカイとロンニューが観音の従者になる経緯については、16世紀の『南海観音全傳』 (*Nanhai Guanyin quanzhuan*) に記されている。その内容はIdema, *ibid.*, を参照。
  - 50 Ayers, *op. cit.*, p. 99.
  - 51 Arnold, 1999, p. 53.
  - 52 Gillman, *op. cit.*, p. 35.
  - 53 Yü, 2001, p. 259.
- [挿図出典]
- (図1)《マリア観音像》(C-602)、国指定重要文化財、長崎奉行所旧蔵品、東京国立博物館所蔵 (Image: TNM Image Archives)。
  - (図2)カテリーナ・ヴィリオニスの墓碑、1342年、揚州 (*Gravestone of Katerina Vilionis*, 1342, Yangzhou, China. Carved stone rubbing quoted from Arnold, 1999, p. 138)。
  - (図3)カテリーナ・ヴィリオニスの墓碑 (聖母像部分拡大図) (*Madonna of Humility*, detail of gravestone of Katerina Vilionis, died 1342, Yangzhou, China, quoted from Arnold, 1999, p. 134)。
  - (図4)《聖母子像》(*Sedes Sapientiae*, 上智の座)、1250年頃、大英図書館所蔵、*Virgin and Child (Virgin as the Sedes Sapientiae)*, Matthew Paris, ca. 1250, frontispiece to his *Historia Anglorum*, Ink and color

- on parchment, The British Library, London, MS Royal 14 C VII fol. 6r, quoted from Arnold, 1999, p. 42)。
- (図5)カテリーナ・ヴィリオニスの墓碑(墓碑中央部分拡大図)(*Martyrdom of St. Catherine, detail of Gravestone of Katerina Vilionis*, 1342, Yangzhou, Carved stone rubbing quoted from Arnold, 1999, p. 146)。
- (図6)《聖母子》、1250年頃、象牙、フランス、メトロポリタン美術館所蔵(*Virgin and Child*, ca. 1250, North French, Ivory, Public Domain from The Metropolitan Museum of Art, New York)。
- (図7)《聖母子》、1275-1400年頃、象牙、ドイツ、大英博物館所蔵(*Virgin and Child*, ca. 1275-1400, German, Ivory, Public Domain from The British Museum, London)。
- (図8)《聖母子》、明朝(1580-1644年頃)、象牙、中国、個人蔵(*Virgin and Child*, Ming dynasty, ca. 1580-1644, Private Collection, quoted from Gillman, 1984, p. 63)。
- (図9)《観音像》、明朝(1580-1644年頃)、象牙、中国、個人蔵(*Figure of Guanyin holding a child*, Ming dynasty, ca. 1580-1644, Private Collection, quoted from Gillman, 1984, p. 40)。
- (図10)《聖母像》、清朝(1690-1750年頃)、白磁、中国福建省徳化窯、大英博物館(*Virgin and Child*, ca. 1580-1644, China, Dehu Ware, Public Domain from The British Museum, London)。
- (図11)《マリア観音像》(C-600)、国指定重要文化財、長崎奉行所旧蔵品、東京国立博物館所蔵(Image: TNM Image Archives)。
- (図12)《マリア観音像》(C-610)、国指定重要文化財、中国福建省徳化窯、17世紀、長崎奉行所旧蔵品、東京国立博物館所蔵(Image: TNM Image Archives)。
- (図13)《マリア観音像》(C-612)、国指定重要文化財、中国福建省徳化窯、17世紀、長崎奉行所旧蔵品、東京国立博物館所蔵(Image: TNM Image Archives)。
- (図14)《玉座の聖母》、1200-50年頃、象牙、スペイン、メトロポリタン美術館所蔵(*Enthroned Virgin and Child*, ca. 1200-1250, Made in probably Aragon or Navarre, Spain, Spanish, Ivory, traces of paint, Public Domain from The Metropolitan Museum of Art, New York)。
- (図15)《玉座の聖母》、1280年頃、オークに着色、ドイツ、メトロポリタン美術館所蔵(*Enthroned Virgin and Child*, ca. 1280, German, Oak, with paint, Public Domain from The Metropolitan Museum of Art, New York)。
- (図16)マリア観音像部分図、17世紀、中国福建省徳化窯、東京国立博物館所蔵、図13《マリア観音像》(C-612)の部分拡大図、国指定重要文化財、中国福建省徳化窯、17世紀、長崎奉行所旧蔵品、東京国立博物館所蔵(Image: TNM Image Archives)。

宮川 由衣 (みやかわ ゆい) 西南学院大学非常勤講師





- 1 田代和生『新・倭館―鎮国時代の日本人町』ゆまに書房（二〇一七）一八二―一八三、一八八―一九一頁。
- 2 「豆毛浦倭館」（豆毛豆浦）は慶長十二（一六〇七）―延宝六（一六七八）年まで、現在の釜山広域市東区佐川洞付近に設置された倭館。敷地面積は草梁倭館のおよそ十分の一にあたる約一万坪であった。
- 3 金義煥「李朝時代に於ける釜山の倭館の起源と変遷」、『日本文化史研究』第二号、帝塚山短期大学日本文化史学会（一九七七）・孫承喆「倭人作拏謄録」을 통하여 본 倭館」、『港都釜山』第十号（一九九三）・荒木和憲「中世対馬宗氏領国と朝鮮」山川出版社（二〇〇七）・田代和生「新・倭館―鎮国時代の日本人町」（前掲）・尹裕淑「近世日朝通交と倭館」岩田書院（二〇一七）・早山丞啓「왜관연구회」『성략왜관』（二〇一七）などを参考とした。
- 4 「東萊」は慶尚道の地名。新羅以降、現在の釜山広域市の大部分を管轄する郡・県が設置された地であり、朝鮮時代にも行政機関として府が置かれた。東萊府は、朝鮮において外交・儀礼などを司る官府である礼曹から倭館の管理を委任されており、倭館を介して対馬藩との外交・貿易が行われた。
- 5 訓導・別差とは、朝鮮の倭字訳官のことである。「訓導」は三十か月、「別差」は一年を周期に交代された（『増正交隣志』巻三、任官）。訓導は「判事」とも称され、対馬側は訓導と別差を合わせて「両訳」と呼んだ。訓導と別差は普段倭館に出入りしながら外交・貿易業務を統括し、日常の通交活動を行う上で朝鮮政府の政策と対馬藩の意思を先方に伝達する「取次役」をも果たす重要な役目であった（尹裕淑「近世日朝通交と倭館」岩田書院（二〇一七）、七六頁）。
- 6 宗家記録『分類紀事大綱』三十一、「交奸一件」（国立国会図書館蔵）。
- 7 ジェイムス・ルイス「釜山倭館における日・朝交流―売春事件にみる権力・文化の相剋―」、中村賢編『鎮国と国際関係』吉川弘文館（一九九七）によると、「唐人」は中国人のみならず、朝鮮人、あるいはオランダ人を含む外国人の呼称として広く使用されたという。
- 8 宗家記録『館守』毎日記 五、深見弾右衛門（国立国会図書館蔵）。
- 9 田代和生編著『通訳酬酢』ゆまに書房（二〇一七）によると、「同知」は堂上訳官であり、知事にづく訳官二番目の職位である。
- 10 田代和生編著『通訳酬酢』（前掲）によると、堂上官である知事・同知・僉知とは異なり、国王への拝謁が許されない堂下官であった。なお、堂下官には他にも主簿・判官・奉事・直長などが挙げられている。
- 11 江戸幕府法上の刑罰ないし自発的謹慎。刑罰としては武士・僧侶に適用される。受刑者は屋敷に籠居して門を閉じるが、くぐり門は引き寄せて置くだけでよく、夜間他の者が目立たぬように通路してもよかった（『国史大辞典』編集委員会編『国史大辞典』第二巻、吉川弘文館（一九八〇））。
- 12 宗家文書『館守』毎日記 六、深見弾右衛門（国立国会図書館蔵）。
- 13 元禄三年の時点で「愛今」は二十三歳（倭人作拏謄録「庚午四月十六日条」）、「賤月」は二十九歳、「粉伊」は十七歳であったと記録されている（同「庚午七月二十日条」）。
- 14 宗家記録『館守』毎日記 七、島雄八左衛門（国立国会図書館蔵）。
- 15 アンデシ・カールソン「千金の子は市に死せず―十七・十八世紀朝鮮時代における死刑と梟首」、

『東アジアの死刑』京都大学学術出版会（二〇一〇）によると、朝鮮王朝において大規模な反乱や軍紀違反などを行った際に適用される「梟首」「梟示」と呼ばれる刑罰である。また、北方境界の中国人、釜山倭館の日本人など、外国人との不法な接触・密貿易などに対しても、見せしめのため適用された。今回の事件では「外国人との不法な接触」に抵触したため梟首に処せられたと考えられる。

16 宗家文書『館守』毎日記 十二、仁位助之進（国立国会図書館蔵）。

追田 ひなの（さこだ ひなの） 西南学院大学博物館学芸調査員

## 筑城弥次兵衛殿

一、朝鮮ニ而館ニ女隠置候大工小島利右衛門儀、只今ハ朝鮮表江御代  
 官方下代仕居候由、御船掛方ヨリ申聞候付、先便次第被差渡候様ニ  
 と館守方江書状差渡、則書状佐須奈迄村継ニ而遣之、先便次第被差  
 越候様ニと御横目申越ス状箱御郡方へ持せ遣ス

元禄六年七月十二日之日帳

最初は家老杉村から町奉行袖岡への指示である。交奸に関与し、口上書  
 を提出した井手・市山・日高の三人そして大工小島について、「朝鮮」を  
 はじめ他所への「旅」禁止を命じる内容である。次は、同日の家老杉村か  
 ら御船掛筑城への指示、彼らが朝鮮へ「万一罷渡儀」あれば差し止めるよ  
 うにある。最後は、倭館にいた大工小島を帰国させよ、との指示であ  
 る。交奸に関わった者の「旅」禁止を命じられた御船掛の筑城は、大工小  
 島が代官下代として倭館にいることを報告した。そこで、なるべく早い船  
 で小島を帰国させるよう、倭館の館守へ書状が送付されている。

さらに、当時の館守『毎日記』を見ると、倭館にいたのは小島だけでな  
 かったことが分かる。『毎日記』<sup>16</sup> 元禄六年七月十七日の記事に、

々井手惣左衛門儀、就御用御年寄中ヨリ被召寄二付、島江久市丸乗浮キ  
 居候二付此船ヨリ帰国申付ル、切手壺通浜老頭方江相渡ス

とあり、家老（年寄中）からの指示によって、館守仁位助之進が井手惣  
 左衛門の帰国を命じ、そのための「切手」を発行している。そして『毎日  
 記』によると、早々の帰国が命じられた小島は、八月になってから帰国し  
 たことも分かる。八月初旬、館守の仁位が病死したことの影響もあろう

が、対馬本藩および倭館の対応は、緩いと言わざるを得ない。

## おわりに

元禄三（一六九〇）年に起こった交奸事件は、朝鮮と対馬の交奸に対す  
 る認識の差異を如実に浮かび上がらせることとなった。

倭館を統制する朝鮮側は、獄死した男性ら以外の関係者全員を死罪にし  
 ており、日本人に対しても「一罪」（同一処罰）である死罪を求めている。  
 しかし、交奸を事件として扱うことに熱心でなかった対馬側は、朝鮮側か  
 らの度重なる追及を逃れるため、館守・深見弾右衛門が「虚病」をつかっ  
 ていたことが明らかとなった。さらに、偶然起こった朝鮮人による盗難事  
 件が図らずも事件の幕引きとなっており、交奸のみならず、倭館で起こつ  
 たさまざまな事件を詳細かつ正確に復元する上で『毎日記』の重要性が指  
 摘される。

また、日本人の事件関係者は、倭館内での謹慎処分を経て対馬へ帰国し  
 ており、藩からは「旅」の禁止という処分が下されている。関係者を対馬  
 藩内に留め置くことで、朝鮮側を刺激せず、事件を風化させようという思  
 惑が見て取れるが、実際には、口上書を提出した人物の「旅」の禁止すら  
 も遵守されていなかった。藩内での処分はあくまで形式的に下されたもの  
 であり、対馬側に事件の根本的な解決を図ろうとする動きは見られない。  
 こうして、事件は鎮火したかに見えたが、朝鮮側にとっては日本人の処  
 罰を勝ち取ることができなかった苦い記憶として刻まれることとなった。  
 この時の対馬藩の緩慢な対処は、燦る火種を完全に消すことはできず、後  
 に大きな禍を招くことになる。その具体的検討は次の課題である。

殊更当春之御用出入之義近キ比漸首尾能埒明候処、ケ様之義又候哉到来有之候段、都へ相聞候ハ、館に朝鮮人出入等も指留、其上吟味強ク申来候而は諸年義ニ可有御座候、左様ニ罷成候而ハ互ニ不宜首尾御座候間、何とそ御を以此度之盗人之義ハ、内々ニ而私へ御渡被下候様ニと再三申聞候得共、先今晚ハ盗人も此方へ召置可申候間、明日委細返答可申入由申聞七候ニ付、朴僉知罷帰ル

驚いた朴僉知はすぐさま入館し、「あまりの無調法に言葉ができません」と前置きした上で、「この事件を東萊府が承知され、都へ報告されると、非常に困りますので、どうか内々に『隠密』で済ませ、犯人を引き渡してください」と言ってきた。これに対し、館守は前例を引き合いに出しつつ、今回は犯人を引き渡すので、東萊府へ報告し「朝鮮国法」で裁くよう求めた。すると朴僉知は、「それでは私たちの難儀になります。今年春の『御用出入之義』もようやく埒明きとなったのに、またこのような事件が都へ聞こえたならば、倭館への『朝鮮人出入』も差し止めになり、何事も『吟味強ク』になるかも知れません、内々に私へ引き渡してください」と何度も願った。館守は明日の返答を約束して朴を返す。

翌七日、館守は訓導朴僉知の要望を受け入れて、夜に守門にある制札の横に盗人を引き出させ、「口書」とともに「内々ニ」朴へ引き渡した。

此度之義は朴僉知願之通差免、裁判平田所左衛門へ申談、内々ニ而夜ニ入、守門之内制札之脇ニ盗人為引出、御横目藤松所右衛門・大塔七左衛門相添、盗人朴僉知ニ引渡并盗人口書共ニ相渡入

朴僉知が引き合いに出した今年春の「御用出入之義」とは、二月以来の交奸事件を指していると考えられる。朝鮮側は交奸関係者を処刑したのに

対し、対馬側は関係者を処分しないまま、ようやく事件が落ち着いてきた。そのような時、朝鮮人による盗難事件が発覚すれば、両判事の処分だけでは済まなくなる可能性が大きいと館守島雄は判断し、裁判平田らと相談して、「隠密」の処理を決定した。

#### 第四節 対馬藩による事件関係者の処分

最後に、対馬藩による関係者への処分を見てみよう。処分は、三年後の元禄六（一六九三）年、家老から町奉行と「御船掛」への指示に見える。『分類紀事大綱』に次の三件が続けて記されている。

一、町奉行袖岡正左衛門方江采女方ヨリ手紙を以申遣候紙面記之、并御船掛筑城弥次兵衛方江も申遣ス

一、手紙以令啓達候、先年於朝鮮表館ニ女隠シ置候者共、旅江罷出間敷由申渡置候、弥朝鮮之儀は勿論、何方江も旅江被出間敷候、不罷出候而不叶様子も候は、此方江案内江可被申候、只又大工小島利右衛門と申者も其節朝鮮江罷在、女隠置候類人ニ候間、此者も同前ニ旅へ罷出儀可被差留候、為念名書付遣候

一、井手惣左衛門・市山伊兵衛・日高判右衛門・大工小島利右衛門

以上

七月十一日 杉村采女

袖岡正左衛門殿

一、井手惣左衛門・市山伊兵衛・日高判右衛門・大工小島利右衛門  
右之者共様子有之候而、朝鮮へ罷渡候儀被差留置候間、万一罷渡儀も有之候ハ、急度可被差留候、随分可被入念候

以上

七月十一日 杉村采女



の交奸事件では現実化する)。

ここで紹介した館守『毎日記』の最初の記事にあったように、交奸は「古来ヨリ両国申合禁制」であることは、朝鮮側も対馬側も認識している。朝鮮側は関係者を処刑し、対馬側は名指しされた人々を帰国させているだけである。このような対馬の対応は、何度も繰り返すことはできないと思われるが、外交・貿易の「最前線」である倭館では、両国の担当者にとつて隠しておきたいさまざまな事件が起こる。十二月に起こった事件は、朝鮮側に「恩を売る」ことになり、交奸事件の終結はより決定的となった。

### 【十二月の事件】

十二月五日夜、朝鮮人「朴マリトグ」が倭館へ盗みに入った。

一、同(十二月)五日、晴天、西風

(中略)

々夜半過大工房内ニ朝鮮人盗ニ入、大工六人有之候内弥左衛門と申者之掛硯を取、其脇に帯と巾着有之候を明かき印判を取、右之掛硯を提出候処を大工共人足、大福丸之水夫八兵衛と申者起合、彼盗人を捕勤ニ付大工共并近所之房内ヨリ太田八郎兵衛其外差寄繩を掛、則此方へ太田八郎兵衛為案内被罷出、御横目田城沢右衛門・太田八郎兵衛・御目附吉野忠兵衛并為通事加瀬五右衛門、此方へ召寄申渡候ハ、大工房内ニ被参毎度入館仕候者ニ有之候哉、其上日本人心安ク申談候者も有之、手引ニ仕候盗人ニ無之哉之由、盗人之口被問、口書被相認候様ニ申達、則右之衆大工房内ニ被参、口被問候処ニ盗人申候ハ、私儀元来釜山浦之者ニ而十八、九歳以前ヨリ、リヤグサンノヨサアイと申所ニ参居候、新館ニ罷成候而当八月ニ松茸売ニ兩度参候ヨリ外人館不仕候、然処ニ手前不罷成及飢命候故館ニ盗人ニ入可申と存、今晚四ツ半過守門之下浜辺ヨリ船滄に廻り、直様裁判家ニ参見候得共台所火見へ

(一六)

大勢之声聞へ申候ニ付罷帰、大工房内へ参り見候得は人音無之候ニ付、戸を明房内ニ入候処ニ手掛リニ掛硯在之、其脇ニ帯有之候を取巾着をさかし候得は錫印判入居申候を取致懷中、右之掛硯を提罷出候処を人足八兵衛ニ被捕候、別而同心も無之、尤日本人手引とても無御座候、此外申上も無御座候由申ニ付、則口書此通に相認此方へ請取、盗人大工房内ニ擲置組下僕并大工共ニ番申付ル、盗人名朴マリトグ

「マリトグ」は倭館内の大工たちの住居に忍び込み、「掛硯」などを盗み出したところを捕まった。掛硯は船に持ち込む手文庫であり、金品を入れることもあった。館守は、横目たちを呼び出し、捕縛された盗人の「口書」を取るように命じた。その結果、「マリトグ」は釜山浦の出身であり、今年八月に「松茸売」で二度ほど入館したことがあること、生活困窮から倭館での盗みを思い立ち、「今晚四ツ半過」(午後十一時過ぎ頃)に守門下の浜辺から侵入し、裁判家へ行つたが、人の気配があつたため大工房へ盗みに入ったこと、手引きの日本人はいないことを白状した。

翌六日、館守は盗人の件を訓導の朴僉知へ知らせる。

々夜前之盗人之義、訓導朴僉知方へ以吏申遣候処ニ、早速朴僉知入館仕、夜前朝鮮人館に盗人ニ入候由被仰聞承之驚人候、無調法之段絶言語候、併此段東萊へ被承、都江註進有之候而は朴僉知殊外及迷惑候、幾度も御断申覚語ニ御座候間、何とそ内々ニ而隱密被成而、私へ御渡被下候へかしと達而断申候ニ付、此方ヨリ返答ニ申候は、先年ケ様之義有之、安同知訓導之時分引渡候処ニ請取無十方義有之、于今至而も不届之仕形ニ存候、此度之義ハ貴殿へ相渡シ可申候間、急度東萊へ申達朝鮮国法ニ被行候様ニ被仕候様ニと申候へは、又々朴僉知申聞候は、左様ニ被仰募御渡被成候候而ハ、右申候通我々至而難儀成仕候、

今年の春に倭館へ入った「粉伊」「賤月」、以前に館外で捕縛された「愛今」<sup>13</sup>は、重罪を犯したので処刑するように「都」から觀察使へ通達があり、明日の執行に決まったということであった。両判事がくどくど言っているのは、館守へ処刑執行を報せることは「都」からの指示でなく、「我々承候故御為知申入」とある。両判事の説明は歯切れが悪い。

朝鮮側による交奸関係者の処刑を聞かされた館守は、翌日、朝鮮側通訳官の宿所がある「坂下」へ目付・横目を派遣したが、「今日は御成敗は無之由ニ御座候故罷帰候由」の報告がきた。どのような理由か不明ながら、女性たちの処刑は実行されていない。

この後、館守深見の『毎日記』に交奸の記事はなく、九月十五日に「新館守島雄八左衛門殿廻着候」とある。二十四代館守の島雄が倭館へ到着すると、深見の『毎日記』は諸帳簿類を引き渡した十六日で終わっている。新たに書き始められた新館守島雄の『毎日記』<sup>14</sup>は、九月十五日の倭館到着から記される。翌十六日の記事は、

・今日、深見彈右衛門方ヨリ役目可相渡由ニ而御印判并代々日帳、則彈右衛門被致持参請取之ル

とあり、「御印判」や「代々日帳」が直接に引き継がれていることが分かる。交奸事件についても引き継がれたと思われるが、一切、島雄の『毎日記』には出てこない。このことは、事件の解決を意味するものでない。『分類紀事大綱』によると、朝鮮人女性たちの処刑が九月末に執行されている。

一、朝鮮表裁判平田所左衛門方ヨリ申越候は、当春入館仕居候女三人并手引仕候男式人、以上五人、九月廿九日坂下と和館之間ニ而斬罪仕

候、此方へは何之付届ケも無之候、弥此分ニ而埒明、別条有之間敷と奉存候由申越候、此状写置、江戸表へ差上候筈也

右、元禄三年十月八日之日帳

倭館の裁判平田から国許へ知らせがあった。九月二十九日、交奸の女性三人と手引きした男性二人が、「坂下」と「和館」の間で「斬罪<sup>15</sup>」になったこと、この件について朝鮮側から「何之付届ケ」もないので「埒明」になるだろう、という内容だった。対馬ではこのことを江戸藩邸にも知らせている。対馬側は事件は解決したと捉えていたが、この後、朝鮮側から新たな動きがあった。『分類紀事大綱』に、

一、十月四日ニ都ヨリ東萊江申来候ハ、当春一件之女三人・手引之男式人、朝鮮掟之通申付候、此相手之日本人一罪ニ被仰付候様、以書翰御国江申上筈ニ申来候由申二付、貴殿返答之趣、其後何之沙汰も不仕候由、得其意候

右、元禄三年十一月十二日、平田所左衛門へ遣

とある。これは、裁判平田の報告に対し、国許から「得其意候」と返事したものである。平田が報告してきたことは、十月四日、「都」から東萊府へ来た指示によると、女性三人・手引きの男二人を「朝鮮掟」にしたがって処刑したのだから、相手の日本人も「一罪」にするよう「書翰」で対馬に要求する「筈」だったが、その後は「何之沙汰」もないということだった。朝鮮側では、相手の日本人へも処罰を加えるよう、対馬側に要求しようとしているが、正式な要求提示には至っていない。このことについて、実際に「都」から指示が来たのか、東萊府や両判事たちによる独自の判断だったのか、裏付ける史料を見いだせないので、詳細は不明である（宝永

が記される。

・朴同知入来、意趣は内々申達候女忒人、外二而今朝召捕申候故遂案内  
候由

・拙子返答二は、先頃ヨリ度々如申入候館内江曾而不罷居候、外之御僉  
議能被成候様ニ兼々申入候、然は漸今朝被召捕候由一段之儀ニ候、外  
之僉議強故二而候由申入ル、則朴同知罷帰ル

訓導の朴同知から女性の捕縛を聞いた館守は、「私は以前から何度も、館内に女性はいないので、館外を探してくださいと申し入れていました。ようやく今朝捕縛できたとのこと、館外の搜索を朝鮮側が強化したからでしょう」と述べた。館守としては、女性を館外で捕らえさせたことよつて、館内に女性がいることを主張する朝鮮側の疑いを払拭することに成功し、朝鮮政府から「不首尾」として交代させられる両判事の訓導・別差および東萊府使に対し、最低限の「成果」を与えることができた。そして十七日には、館守は女性たちを逃がした船頭と楫取、水夫ら呼び出し、「首尾好相調、罷帰候段」を褒めたうえで褒美を与えている。事件発覚から四カ月以上もの間、女性たちを倭館内に隠し、時機を見計らつて逃がすという一連の対応は、倭館の責任者である館守の主導で行われたと考えられる。

七月二十日、館守深見はこれら一連の対応を国許へ報告している。『分類紀事大綱』によると、

一、朝鮮表館守深見団右衛門・裁判平田所左衛門方ヨリ七月廿日之書状  
到来、意趣ハ、当春遂案内候館内江入置候女之儀、頃日又々吟味強候  
故、今一度館中稠敷詮議仕候紛ニ、小船ニ而右之女を忍出候、右之女

川口辺ニ而召捕之東萊へ連参候得共、外二而見出候分ニ東萊方ヨリ都  
江注進仕候而、別条無之由申来

右、元禄三年七月廿一日之日帳

とあり、館守と裁判は、女性捕縛を東萊府から「都」へ報告したとしても、館外での捕縛であり、「別条無之」と本藩へ報告している。八月十九日には、事件の関係者として、また女性を倭館から連れ出す付き添い役としても名前の挙がっていた大工の利右衛門が対馬への帰国を申付けられている。

#### 【九月以降の経過】

任期も残りわずかとなった館守深見に、新たな両判事からの報告がもたらされた。

九月朔日、晴天、西風

(中略)

・両判事罷出被申聞候は、当春館内江忍入候女兩人、其前外ニ而召捕東萊之籠ニ入置候女忒人、合三人重科故成敗仕候様ニと、此比都ヨリ觀察方江申参居候故、日ヲ致吟味明日成敗仕筈ニ御座候、此段貴様江申届候様ニとは都ヨリ觀察方江も不申参候ニ付、尤觀察ヨリ仮東萊方江館司江被申届成敗仕候様ニとも聊不申渡候、前東萊代ヨリ貴様被仰聞之趣不残都江註進仕、朝廷并諸役人も承届居候所ニ又々此度相果候、東萊代ニも貴様ヨリ被仰聞候通註進仕候故、慥ニ承届候而右三人之女大科ニ相極リ候故、手前ニ而先成敗被申付候と存候、ケ様申上候儀貴様江付届ニ而は聊無之候、我々承候故御為知申入と之儀申聞候



「都」へ願ひ出て交代の指示が来ること、別差の朴僉正の代わりに金判事が「都」から派遣され、すでに東萊府に到着していることが、館守に伝えられている。

七月二日、晴天、北東風

- ・新別差金判事今日坂下江參着仕候由為案内使来
- ・朴同知ヨリ使二而、御用之儀候間可致參上候由申来ル
- ・多田半兵衛殿ヨリ使二而、先刻都船主方朴同知罷出候故、登宴席之儀当五日六日ニと申掛候処朴同知申候は、私儀科ニ逢、頓而都江登筈ニ而御座候故御請申儀不罷成候由達而断申候、此段如何可有之候哉、先相伺候由申来ル

さらに二日の記事では、訓導である「朴同知」が「科ニ逢、頓やがて而都江登筈ニ而御座候」と「多田半兵衛」へ伝えており、東萊府使と兩判事の三人が同時に交代させられるという異様な事態であることが判明した。この交代は定期的なものではなかった。

七月三日、晴天、東風

(中略)

- ・朴同知ヨリ使二而、不叶用事御座候間、御指合無御座候は可致參上之由申来
- ・返答ニ、拙子儀少々病氣差出候故対面不罷成候由申遣ス、此段は様子有之二付態如此申遣也

訓導は三日に「どうしても伝えなければならぬ用事があるため、差し障りがなければ館守のもとへ参上したい」と使いを入館させている。しかし

前日の多田からの報告もあり、不穏な空気を感じ取った館守は、わざと「少々病氣差出候故対面不罷成候」と返答、訓導との対面を拒否している。

七月七日、晴天、南風

(中略)

- ・兩判事罷出、当春ヨリ之女一件之儀被申聞ル
- ・朴同知・朴僉正、当月朔日ヨリ毎日入館仕申聞候は、当春申達候女之儀ニ付、東萊并我々兩人共ニ不首尾ニ罷成役目交代仕、剩筆下り申候旨慥ニ申聞ル
- ・館内江隠置候女式人之儀、外江出シ可申時節ニ罷成候故、平田所左衛門殿相談仕今晚外江出ス
- ・夜八ツ時分、梯船ニ而右之女式人外江出ス、古館之道長浜之辺江密揚ケ、船之者其外相附罷出候者共罷帰ル
- ・船頭白水久左衛門・楫取御船手茂左衛門并水夫式人下代吉郎右衛門・大工利右衛門・鴨請内札福右衛門、右之女式人江相附船ニ而外江出ス

七日に兩判事と対面した館守は、東萊府使と兩判事の交代は、交奸事件の「不首尾」を咎められた結果であると知った。このことを聞いた館守は、朝鮮人女性を館外へ出す時期が来たと判断し、裁判平田と相談して「今晚」の決行に決めた。

決行の時刻は「夜八ツ時分」とあるから、現在の午前一時～二時の真夜中、倭館にいた女性二人を小舟に乗せ、付き添いの船頭・楫取らを付け、かつて豆毛浦倭館があった場所（「古館之道長浜」）の近くに上陸させている。付き添いの者の中には、口上書に登場する「大工利右衛門」もいた。市山・日高の口上書では、彼が最終的に女性二人を匿ったことになっている。翌八日の『毎日記』には、早くも女性たちが朝鮮側に捕縛されたこと

る。倭館に滞在する者で不参加者は、病氣の一代官吉田のみであったと最後にあり、当然ながら、「遠慮」を解かれた井手・市山・日高も参加できたと考えられる。

六月になると、交奸に関与した井手らに口上書を提出させるとともに、対馬への帰国が命じられたという記事が『毎日記』<sup>12</sup>上に登場する。

六月二日、晴天、南風

・賀島権八殿被罷出、我々儀今日は島廻仕候故案内申上候、然は梅野久  
右衛門内伊兵衛・内野才右衛門家来半右衛門口上書之儀二月廿六日と  
可仕候哉、御差図被遊可被下候、我々儀島廻ニ罷出候ニ付不掛御目差  
急罷帰候間、此御返事梅野久右衛門方江被仰遣可被下候由被申置

六月四日、晴天、南風

・梯源七乗船二付入来  
・井手惣左衛門乗船之為案内罷出  
・御年寄中江之御状箱壱ツ梯源七ニ相渡

横目の賀島が言ってきたことは、市山伊兵衛・日高半右衛門の口上書の日付を、事件が発覚した二月二十六日にするかどうか、ということであった。結局、彼らの口上書日付は、前掲しているように、五月二十八日付で横目賀島らを宛所として提出された。また井手の口上書は六月三日付で提出されており、翌四日には、彼が所属する二代官梯源七とともに対馬へ帰る船に乗船している。代官の梯には家老への手紙も託されていたことが『毎日記』にある。

こうした館守の処置に対する国許の家老の反応は、『分類紀事大綱』にあり、「首尾弥宜」と評価されている。

一、女之一件弥館内ニ無之段、被申募候故東萊ヨリ都へも館内ニ隠置不申候段委細ニ致注進、弥此上別条無之候間、重而之儀は双方行規宜相守候様可申談由、両判事を以被申聞之由一段之儀候、依之井手惣左衛門・市山伊兵衛・日高半右衛門儀遠慮被差免、右三人之者共、女忍入候様子口書為仕、大工利右衛門ニも口書被申付被差越相違候、今度之儀各不存分ニ相濟候間、右之者共儀無別条召置候而、其元之首尾弥宜候段得其意候、不及申候得共、女被遣候時節見計尤ニ候

右元禄三年六月十一日、深見弾右衛門・平田所左衛門へ遣

家老たちは、井手らが朝鮮人女性を館内に入れたことを承知しており、館守と裁判へ「女被遣候時節見計尤ニ候」と指示している。つまり家老たちは、女性が入館したことを承知の上で外へ逃がす時期を見計らうよう指示しており、館守と同じく、館内に女性はいないことを言い張れば、朝鮮の「東萊」も「都」も致し方なく「此上別条無之」と判断しているのである。

#### 【七月・八月の経過】

七月朔日、晴天、東風

(中略)

・両判事ヨリ使二而、不叶用事御座候間只今參上可仕之由申来  
・朴同知・朴僉正被罷出、用事之趣承届  
・東萊儀病氣ニ有之故内々之代之儀願申処、弥交代可被仰付之旨明日都ヨリ到来御座候、将又別差朴僉正為代金判事昨日東萊迄罷下候由  
案内被申聞

七月一日の『毎日記』を見ると、東萊府使が「病氣」を理由に交代を

『分類紀事大綱』にある。

一、先月十七日東萊ヨリ両判事を以申来候ハ、巡察使近日東萊迄罷越候、館内ニ隱置候女之儀、弥罷居不申候と達而被仰聞候上ハ可仕様も無之候、自然外ニも罷有候は穿鑿可仕由ニ而、即晚ヨリ外廻ニ附置候番人引取候而、僉官之接待、開市并小唐人入館朝市等迄、如常有之由先一段之首尾ニ御座候、各相談を以東萊江段々被申達候由、如何様重而彼方ヨリ返答可有之候間、追而委細可被申聞候  
右、元禄三年四月十日、深見団右衛門・平田所左衛門へ遣

これによると、事件が発覚した二月二十六日から倭館周囲の警備をしていた百五十人ほどの朝鮮人は、三月十七日の時点ですでに引き上げられているようだ。さらに対馬からの使節への接待や「開市」（貿易業務）、「小唐人入館」、「朝市」などは通常通り行われており、館内に朝鮮人女性はいないとする館守らの対応は、「一段之首尾」であると評価されている。

四月二十九日、対馬から派遣された「一特送使」の接待が館外にある宴享大廳で開かれた。これに東萊府の長官である東萊府使は出席する慣例であるが、「東萊儀病氣ニ而不被罷出」と『毎日記』にある。館守と同じく「虚病」であったかどうか不明ながら、何度要請しても埒が明かない対馬側の対応への苛立ちは抱えていたであろう。

#### 【五月・六月の経過】

国許の家老から対応を支持され、東萊府から新たな催促もなく、「女一件之事、外も静二」なると判断した館守は、五月十六日、関係者の「召出」を指示する。

・吉田又藏殿病氣故以手紙申遣候は、内々之女一件之事、外も静二成候故別条無之候間、井手惣左衛門儀今日ヨリ遠慮差免候間被召出候様ニと申遣ス

・梅野久右衛門殿・賀嶋権八殿召寄申面上ニ而申渡候ハ市山伊兵衛・日高半右衛門義遠慮差免候間、今日ヨリ被召出候様ニと委細之儀段之申入ル、得其意被罷帰

（中略）

・惣左衛門・伊兵衛・半右衛門、遠慮差許候為礼罷出

館守は手紙で、病氣の一代官吉田へ、井手惣左衛門の「遠慮」を解くことを伝え、横目頭梅野・賀嶋を呼び出して市山伊兵衛・日高半右衛門の「遠慮」を解くことを伝えた。井手らは御礼のため、その日のうちに館守のもとへ参上している。

この背景には、「館守屋新宅祝」がある。五月九日に十八日の新築祝いが通知されており、これには朝鮮側通訳の両判事をはじめ「在館之衆不残」招待された。

五月十八日、晴天、北風

・今日新宅之為祝、訳官招請仕ニ付為勝手見舞在館之衆不残入来  
・訓導朴同知・別差朴僉正并李判事・金判事・金奉事・朴都令、右六人  
昼之八ツ時ニ罷出夜九ツ時ニ被罷帰ル

（中略）

・老代官吉田又藏殿、此程病氣ニ付不被罷出、此外不残被罷出

この宴は酒肴だけでなく、三味線・鼓もあり、謡や踊りなど余興のある日本式新宅祝であった。館守も積極的に両判事たちの相伴を努めてい



とあるのみで、国許からの指示内容などは記されていない。

この後、何度か両判事から面会を求める使者が来るが、館守は病気を理由に断っている。三月下旬になると、朝鮮の中央政府から「觀察使」が東萊府へ派遣されてきた。觀察使は、朝鮮八道の府使・牧使・郡守・県令などを統括・監視する高官である。二十三日に「明日觀察使、東萊迄罷下」の情報が入り、二十七日には觀察使からの「問案」や「音物」が倭館に届けられる。これを持参した別差の朴僉正らを館守屋の座敷で「馳走」しつつも、館守深見はその場に出ることなく、家来に取り次がせている。

- ・ 右兩人を座敷江通シ色々馳走仕
- ・ 拙子儀先頃ヨリ女一儀ニ付虚病故、態不能対面取次を以申通ル、執次家来奏勝右衛門

#### 【四月の経過】

觀察使がどのような指示を東萊府に与えたのか、『毎日記』から窺い知ることができないが、四月一日になると、東萊府から女性の「僉議」要請が出され、館守は強引な対応を示す。

四月朔日、晴天、南間西風

- ・ 今日之為御祝辞在館之面々被罷出
- ・ 平田所左衛門殿今日為御慶被罷出被申聞候ハ、後刻両半事致参上筈ニ御座候間、内々之儀可申上候条左様ニ心得可被成候由被申置ル
- ・ 両半事罷出申聞候は、此程度々申上候女儀、御手前様被仰聞候趣東萊江委申聞候処、東萊被申候は被仰下候通御尤ニ候、乍去両国誠信之交ニ双方対決杯と御座候而は不宜儀ニ候、館内ニ右之女隠居候段無其紛
- ・ 慥ニ申出候者共御座候上ハ、何とそ被遂御僉議被遊被下候様ニと申候

- ・ 拙子返答仕候は、東萊ヨリ被仰越趣承届候、如何ニも誠信互之事ニ候得は召捕相渡度存、各存知之通館中不残随分遂穿鑿候得共罷居不申候上は可仕様無之候、幾度遂詮議候而も相替事無之候ニ付先頃ヨリ数度如申進候、此上は其方ヨリ被仰掛候者共召連、太廳江罷出、互ニ為遂対決有無之糺実否可申ヨリ外は、早晚追究様無之候間、其旨東萊江宜敷被申入候へと申聞ル

裁判平田から館守へ、後で両判事がやって来て内々の話があると知らせてきた。「内々之儀」であるから、「虚病」の館守も会って話を聞いていた。両判事の用件は、東萊府の意向を伝えることであり、館守に事件の解決を求めてきた。「朝鮮と日本は『誠心之交』なので、関係者を『対決』させるのは良くない。館内に女性が隠れていることを証言する者がいるので、どうか館内を捜索してください」という。「何とそ」と要望する朝鮮側に対し、館守の返答は「『誠心』は互いのことであり、女性を捕らえ引き渡したいが、ご存知の通り、館内を残らず捜索したが、女性はいないのて仕方ない。この上は関係者を太廳へ連れてきて、互いに対決させる他はない。その旨を東萊へ伝えてください」というものであった。

穩便に事件を解決しようとする東萊府側、関係者の直接対決による解決を主張する館守側、対応の差は明確である。対馬から派遣された使節を朝鮮側が接待する「宴享太廳」における関係者の対決を主張する館守には、朝鮮側が把握しているのは「粉伊」の父親だけであり、館内にいる「粉伊」ら二人の女性を朝鮮側が捕縛することはできない自信があったのだろうか。「粉伊」の父親と、朝鮮側から名指しされた井手らとの対決を主張する館守の態度に押されたのか、その後の東萊府からの催促はしばらく途絶える。

この間、対馬から館守深見と裁判平田へ与えられた四月十日付の指示が

・拙子返答ニ申入候は、被仰聞趣承届候、乍去館内ニ隠置候ハ、昨日各存知之通家捜為仕候節召捕可申候得共罷居不申候、又々穿鑿可申付之旨申聞ル、両半事罷歸

・何も相談之上ニ而御横目中ニ申付、今日は中山を為狩候得共、別条無之候

「粉伊」の父親の白状によって、父親の妹「賤月」（「粉伊」の叔母）も館内にいること、相手の日本人は、横目頭である梅野久右衛門配下の伊兵衛と半右衛門（内野才右衛門家来）であることが分かり、両判事は女性二人の引き渡しを求めた。

館守は再搜索を約束して両判事を帰し、裁判平田や横目頭梅野らと協議して、倭館敷地内にある龍頭山を山狩りさせた。

そして二十八日、館守深見は病気になる。

・両判事ヨリ使ニ而、夜前は致参上緩々と得御意候、左様候へは東萊之軍官館門ニ一宿仕候故、我々ニも坂下江不罷歸一宿仕候、然は夜前東萊ヨリ为使軍官両度参候得共、如何様共返事可申様無御座候、何とそ今日中ニ御相談被遊御済被成可被下候、此段為可申上使以申入候由

・右之一儀相極候迄は、拙子儀虚病仕罷在筈ニ何も相談仕

倭館の守門には、東萊府から派遣された軍官が「一宿」するため、両判事も宿所の「坂下」へ帰らず「二宿」するという。両判事は東萊府からやってくる軍官へどのように返答すればよいか、早く倭館で「御相談」して決めて欲しいと迫る。そこで館守は、この一件が解決するまで「虚病」になる、という「相談」をした。裁判平田らと相談して決めたと考えられ、後任の館守への指針とするために、『毎日記』に「虚病」を明記した。

同夜、両判事から再度の催促があり、直接に会いたいと言ってきた。

・返答ニ、御出候へと可申入候得共、拙子儀夜前ヨリ殊外気色悪敷候ニ付、御出候而も対面難成候由申遣ス

しかし館守は会えないと返答する。すでに「虚病」になっているためである。さらに翌二十九日、両判事から「片時之間、掛御目申度」と言ってくるが、館守は病気を理由に会わない。仕方なく両判事は東萊府からの「御言伝」を裁判平田へ伝える。このように、館守深見は直接に両判事に会うことなく、平田から内容を聞くことに対応することに決めた。その一方で、国許の指示を仰ぐため、翌三月一日、三代官米田惣兵衛を対馬へ派遣した。

### 【三月の経過】

三月朔日、晴天、北東風

・今日之為御慶、何も罷罷出ル

・平田所左衛門殿・吉田又蔵殿・梅野久右衛門殿并書役後蔵主、此程之就御用入来

・三代官米田惣兵衛儀、此程之一儀ニ付、東萊より両半事を以申聞候趣、委細ニ申含、東萊口上之趣、一書を以我々返答仕置候趣不殘申含、御国江被罷渡御年寄中江委細ニ申上御差図を請、早々被罷歸候様ニと何も相談之上ニ而申付、則今日之便ニ乗船

対馬藩家老（「御年寄中」）の指示を仰ぐために派遣された米田は、風待ちのために四日後の五日に出港し、十三日に家老らの書状を携えて帰館した。早速に館守は裁判平田と協議した。『毎日記』には「御用之趣申談ル」

仕候、館守江直二罷出御案内可申候哉、先立寄御尋申入之由、両半事  
私江申聞候故、早々罷出案内申候由、平田所左衛門殿被申聞

- ・ 拙子存寄、平田所左衛門殿二段々相談仕被罷帰
- ・ 両判事罷出、右之趣拙子江申聞ル

朝鮮側の通訳である「訓導」の朴同知、「別差」の朴僉正<sup>10</sup>は、併せて「両半事」「両判事」または「両訳」と記される。この二人が、倭館の裁判役である平田所左衛門に伝えたことは、「粉伊」という朝鮮人女性が倭館内にいると訴えがあったため、捕縛して連れてくるよう東萊府から命じられた、ということであった。朝鮮側では女性の名前のみならず、井手惣左衛門が関わっていること、彼が四代官の屋敷から二代官屋敷へ移ったことなど、かなり細かな情報を得ている。朝鮮人女性を館内に置くことは「古来ヨリ両国申合禁制」であり、「無調法千万」だという。ただし、朝鮮側が直接に館内を捜索して女性を連れ帰ることはできず、二人の通訳はまず裁判平田にこの件を届け、平田から館守の深見弾右衛門へ、その後二人から館守へ直接に届けている。これに対する館守深見の対応は、以下の通り『毎日記』に続けて記されている。

- ・ 拙子返答仕候は、誠信之儀之間、館内ニ罷居申儀二候ハ、召捕可差出候由申置
- ・ 御横目頭梅野久右衛門・加嶋権八召寄、右之段申聞、館内不残空房内ニ至迄家捜申付
- ・ 久右衛門殿・権八殿・御横目中不残申請、拙子内所二而、此朝鮮女ヲ召捕出候得而は不宜候間、罷居候而も見遁シ候得と申付置
- ・ 両半事前二而、御横目中召出堅申付被承、家捜ニ被罷出
- ・ 館内不残屋捜候得共、罷居不申候由二而、御横目中并下横目中罷帰

- ・ 両半事承届、可仕様無之罷帰
- ・ 右之女之儀二付、館門二六奉行軍官、警固之中間召連参番仕
- ・ 館外廻不残、朝鮮人人数百五拾人計番二相附、夜廻り仕

館守は、日本と朝鮮は「誠信之儀」の関係であるので、女性が館内で見つかつた場合は捕えて朝鮮側に引き渡すと明言している。そして、館内の警備を担当する横目頭の梅野・加嶋を呼び出し、捜索を命じる一方、「内所」で女性を見つけても「見遁」（見逃）すように指示している。館守は、館内で女性が捕らえられれば、禁止の交奸を対馬側が犯したことになるため、内密の指示を与えているのである。その上で、両判事の面前で横目たちに館内捜索を厳命するというパフォーマンスを行っている。当然、横目から女性発見の報告が来るわけもなく、館内で女性は見つからなかったとの報告が横目から出る。この報告を聞いた両判事は仕方なく帰る。

朝鮮側では、このような対馬側の対応を予想済みだったのか、その日の内に東萊府から派遣された「六奉行軍官」はじめ百五十人態勢で、倭館の周囲を警備し「夜廻り」している。

さらに翌日、女性の父親が東萊府に捕縛され、新たな情報が館守に伝えられる。

- 二月廿七日、晴天、東風
- ・ 昨日ヨリ之御用二付、平田所左衛門殿・吉田又蔵殿・梅野久右衛門殿・加嶋権八殿・米田惣兵衛殿・沢田利兵衛殿・梯源七殿被罷出
  - ・ 両判事罷出申聞候は、昨日申上候粉伊と申女之父を召捕、於東萊強問仕候得は、其身妹賤月と申女をも館内ニ入置候、御横目梅野久右衛門殿所ニ罷在候伊兵衛と申仁、半右衛門と申仁方江隠置候段又々白状仕候、右兩人之女、御詮議被遊早々御出シ被下候様二と申聞ル



方へ付届ヶ仕出し可申事二候、近比不届千万存候由申候得は、利右衛門達而佗言仕候間、最早外二出候得は能候と存、其後終ニ沙汰も不仕罷有候処、二月廿六日二館守ヨリ右之儀御詮議被仰付仰天仕、利右衛門二相尋候得ハ、先日ハ返申候由申候ハ偽ニて、如何ニも手前ニ未召置候由申候故、不及力右之首尾申上候、利右衛門江御尋被成候へハ、此外可申上儀無御座候、以上

五月廿八日

梅野久右衛門札 市山伊兵衛

内野才右衛門札 日高判右衛門

梅野久右衛門殿

賀島権八郎殿

吉野惣兵衛殿

御横目中

この口上書を提出した市山は、横目頭である梅野久右衛門の配下、同じく日高も横目の内野才右衛門の配下であった。彼らは連名で横目頭の梅野ら「御横目中」に宛てて差し出している。これによると、元禄二（一六八九）年十一月、「チンセイ」という朝鮮人に紬や木綿を注文し、その際に銀を前払いしたことが発端となっている。しばらく姿を見せなかった「チンセイ」に注文品のことを尋ねると、生活が困窮し、前金で食糧などを調達するためにしばらく銀は返せないということだった。それに対し厳しく問いただしたところ、担保として女性一人を四〜五日ほど倭館に入れることになったが、期日になっても銀どころか「チンセイ」自身もやって来なかったため、露見を恐れた市山と日高は女性を館外へ出すことにした。しかし外へ出す際、大工の利右衛門と鉢合わせとなり、二人は事の成り行きを説明し女性を利右衛門へ渡した。その後、二人が女性のことを尋ねると、利右衛門はすでに外へ出したと答えた。二人は、女性が外へ出たなら

ば問題ないだろうと考えていたが、二月二十六日に館内の捜索が行われたことに驚き、利右衛門に再び女性の行方を尋ねたところ、先日外へ出したと答えたのは偽りで、未だに女性を匿っていることを告白したという。口上書の最後に、詳細は利右衛門に尋ねて欲しいとあるが、利右衛門の口上書は『分類紀事大綱』にはない。

これらの口上書から、井手・市山・日高たちが交奸に深く関わっており、そのことを対馬側も認識していたことが分かる。しかし、この口上書が朝鮮側に渡されることはない。この一件がどのように始まり、どのような経過を辿ったのか、当時の一次史料に見てみよう。

### 第三節 館守『毎日記』にみる交奸事件

それでは、事件がどのように発覚したのか、朝鮮側から交奸の件が伝えられた元禄三年二月二十六日の記事から見よう。史料引用は館守の記した『毎日記』(以下、『毎日記』と略す)を主体に、『分類紀事大綱』も併せて時系列順に経過をたどる。

#### 【二月の経過】

同（二月）廿六日、晴天、北東風

・ 御寺御焼香ニ参

・ 平田所左衛門殿被罷出被申聞候は、只今私所迄朴同知・朴僉正罷出申聞候は、朝鮮人之女粉伊と申者、四代官屋二井手惣左衛門罷居候内隠置、四代官屋村勢作兵衛乗船後、井手惣左衛門儀二代官屋梯源七房中江移り只今罷有候、此女を二代官屋房内江隠置、尔今罷有候二付、此段釜山浦江訴人出候を東萊江被申越、東萊承届、古来ヨリ両国申合禁制仕候処、尔今隠置候段無調法千万ニ存候由ニ而、両半事江被申付警固相副差越被申候、此段館司ニ申届召連参様ニと被申付候而我々入館

た例もある。

元禄以前の事件については、具体的内容を把握できるほどの史料が残っていない。その後の交好事件の起点とも言うべき元禄三年の事件について、まず『分類紀事大綱』にある日本人関係者の口上書から確認しよう。

乍恐口上之覚

一、朝鮮人方ヨリ某方へ女壺人預置候由申出候ニ付、某江御詮儀被仰付候、然共其刻某方へ預申候段申上候而ハ、両国殊外騒動ニ及可申哉と乍恐大切奉存上、某方へ曾而願不申由偽申上候、依夫朝鮮人方へ虚説之由御返答被遊候ニ付、弥其通相究朝鮮人致承引候、依之某儀無別条被差許候段、偏各様御影と難有奉存上候、然処ニ右之女預リ申候次第御尋被遊候ニ付、不残申上候、此度某各を引出申候唐人儀、以前ヨリ成程念比仕申仁ニ而御座候、然は去ル二月廿三日之晩方、某房内を敲候ニ付聞付罷出見申候処、唐人、女人召連此女去方江約束仕召連参候得共、其方見掛之通最早夜も明申候間、何共迷惑仕候、別而願可申方も無之候間、某方へ今晚一夜隠置くれ候様ニと達而願申候、此段大切之儀と存出候得共、右申上候様ニ平生念比仕者之儀ニ御座候得は難儀ニ及候段、見掛申候故無摠預申候、然処翌日約束之通参可申哉と相待申候得共、終ニ不参候、其内ニ此段出来申、偏ニ某不仕合と奉存候、其後外江出申哉と奉存候得とも、朝鮮人方女之詮議嚴敷御座候ニ付、外ニ出申儀も難成候故、随分と□ニ仕隠置申候、少も御氣遣不被遊様ニ仕置申候、尤外江出申時分は何時も御差図を請、如何様共仕可申上候、右之首尾不調法千万之儀ニ御座候得共、偏各様御憐を以後々迄宜被為仰付候様奉願上候、以上

六月三日

井手惣左衛門

吉田又蔵殿

米田惣兵衛殿

これは元禄三年六月、事件の関係者である井手惣左衛門が、倭館の代官である一代官（吉田又蔵）と三代官（米田惣兵衛）へ差し出した「口上之覚」である。井手によると、二月二十三日の晩、家屋を「敲」（たたく）ので外に出ると、知り合いの「唐人」が女性を連れていた。そして「唐人」は、女性を「去方」（さる方）ある人物）との約束で倭館へ連れてきたものの、館を出ようとした時にはすでに夜明けが近く、他に頼れる人もいないので女性を一晚匿ってくれるよう井手に願い出たという。井手は知り合いであったため仕方なく女を預かったが、約束した翌日になっても迎えに来ることはなく、そのうちに事件となり、「偏ニ某不仕合と奉存候」と嘆いている。

さらに、事件に関わった市山と日高の口上書も見てみよう。

一、旧冬十一月初比チンセイと申朝鮮人二袖・木綿調用銀子六拾五匁為持遣候処、其後彼者久敷入館不仕候故無心元存罷有候処ニ、廿日比入館仕候を見合右之調物之事相尋候得ハ、手前差支飯米等調候間当分銀有合不申候、近日中ニ相拂可申之由色々断申候得共、嚴敷申掛候得ハ、左様候ハ、折節館内ニ女壺人入置候、銀才覚仕候迄四、五日彼女預置可申候間、夫迄相待候様ニ申候故誠ニ存、彼女預リ置候処ニ、約束之日數過候得共銀も不持来、其身も不参候故、氣遣存、同廿四日之夜彼女外江出シ候を大工利右衛門と申者見合候而、四、五日是非預候様ニ断申候間、我々預リ申候首尾委申聞、左様ニ候ハ、四、五日召置早速返し候様ニ堅申合候、其後右之女儀利右衛門ニ相尋候処、利右衛門申候は、約束之通疾外江出し申候由申候ニ付、左様ニ候ハ、一応此

入館が禁止されていたため、家事など全て男手だけで行わなければならない。そのため下働きの者もおり、彼らの行動の責任は雇い主が負った。さらに、朝鮮で手に入らない日本の生活用品を仕立てるため、畳屋・豆腐屋・蒟蒻屋・酒屋・仕立屋・紺屋などの職人が数多くいた。その中には朝鮮の土で陶磁器を焼く茶碗焼の陶工の存在も確認できる。

さらに、常駐する人々だけでなく、短期滞在の使節たちもいた。対馬から派遣される使節たちは基本的に倭館の西館に滞在した。特に毎年決まった時期に派遣される使節（「年例送使」）については、混み合わないようスケジュールが整理されていた。一年に八度の使節が派遣されるため、これを「八送使」と総称する。彼らは時候の挨拶などの外交儀礼が主な役割であるのに対し、何か特別な出来事があった際に臨時に派遣されるのが「差倭」とよばれる使節である。そしてこれらの使節に対して、朝鮮側は中央政府から「接慰官」という接待役人を派遣し、篤くもてなすことを慣例としていた。

当時の倭館は、四〇五百人ほどの対馬の男たちが暮らす外交・貿易を行うための施設として機能していたのである。

## 第二節 元禄三（一六九〇）年の交奸事件の概要

〔表1〕は発覚した倭館の交奸事件一覧である。倭館へ入り込み売春をした朝鮮人女性、手引きをした朝鮮人、相手の日本人の名前を記載している。実際に起こった事件がこれだけだと考えにくいいため、運悪く見つかった者だけが処罰されたと考えるのが妥当であろう。朝鮮側の処罰は、手引をした者は必ず死罪、女性も死罪を含む厳罰であった。それにも関わらず、彼らが命を賭けて交奸を行う背景には、日本人が対価として支払う銀があった。交奸事件を起こした朝鮮側の関係者は、基本的に身分の低い賤民の人々が多く、なかには倭館の警備などを担当する男性が手引きをし

〔表1〕 倭館で発覚した交奸事件

	年 代	朝鮮女性	朝鮮人関係者	日本人男性
1	寛文元 (1661)	古公 (良女)	朴善同	?
2	寛文2 (1662)	自隠徳 (私婢)	奴 無應忠・金青男	?
3	寛文11 (1671)	?	倭館内下男の朝鮮人	?
4	元禄3 (1690)	粉伊・賤月 (良女)・ 愛令 (私婢)	使令 李明元・権詳・ 李進寿・烽軍 徐富祥	井手惣左衛門・市山伊兵衛・ 日高判右衛門・小嶋利右衛門
5	元禄10 (1697)	玉郎・善貞	金哲石	飯東喜兵衛
6	宝永4 (1707)	甘玉	部将 宋中萬	白水源七
7	享保元 (1716)	季月	金以石・趙守命	5人
8	享保11 (1726)	金善陽 (妓生)	秋順弘・朴召史	茂吉作・左衛門
9	元文3 (1738)	守禮 (私婢)・ 崔愛春 (良女)	田才	利右衛門・源五など3人
10	天明6 (1786)	徐一月 (良女)	高甲山ら5人	吉蔵・善右衛門・準助・ 辰五郎・幸助
11	安政6 (1859)	錦紅 (元妓生)	金用玉	藤次郎・喜一郎

孫 (1993)、尹 (2011) より



(肅拜式)を行った。

倭館の周囲は、完成当初は土塀、宝永六(一七〇九)年以降は一・八mほどの石垣で囲まれていた。門は計三か所あり、守門と宴席門は日本の城郭にみられる枡形門のような造りになっていた。宴席門は、館外にある享大廳の応接所と、それと並んで朝鮮国王に対する肅拜を行うための草梁客舎への出入りに使用された。残るひとつは朝鮮側が管理した不浄門と呼ばれる門で、倭館で死亡した日本人を対馬へ運ぶときに利用された。もともと、送還するのに費用がかかるため、この門が利用されるのはもっぱら身分の高い者が死亡した時であった。対馬へ送還できない死者は、倭館内の松林に造られた墓地に埋葬され、遺品のみが対馬へ送られることが多かった。そして倭館の周囲には、監視のための施設が三か所あったが、度重なる交奸事件が直接の原因となり、享保元(一七一六)年に六か所に増やされる。

次に、倭館で勤務する「外交三役」についてまとめる。

・館守

倭館に滞在する四〜五百人を統率するため、対馬側は寛永十四(一六三七)年ごろから館守を派遣するようになった。館守は馬廻(上士)のうち、現役の与頭か表番頭から選任され、任期は概ね三〜五年だが、なかには十年ほど勤める者や、一度退いて再任する館守もいた。彼らの職務内容は多岐にわたり、外交官である裁判の相談役、貿易の管理や倭館住人の統率、許可証の発行から日々の雑務に至るまで枚挙にいとまがない。激務ゆえに館守には専属の医師がつけられていたが、任期の途中で病気を患った例も少なからずあり、なかには倭館で死亡する者もいた。

・裁判

司法官ではなく、外交実務の役割を果たした。起源は少なくとも文

禄・慶長以前だと考えられており、通信使派遣や朝鮮米の輸入など個別の交渉事が起きたときに派遣される。当初は町人であったが、業務の複雑化により慶安四(一六五二)年ごろから士分から任命され、いつしか常駐役員の扱いを受けるようになった。裁判には大きく分けて①使迎送裁判(朝鮮通信使派遣に関する諸交渉と、来日・帰国時の迎送)、②訳官迎送裁判(対馬へ派遣される訳官使の送迎)、③公作米年限裁判(朝鮮米輸入のための諸交渉)、④幹事裁判(上記以外の交渉)の四つがある。一六五〇年代以降にはかつて館守の任に就いていた者が裁判として派遣される例が多くなり始めるようになる。これは、対馬は山がちな地形で、肥前の飛び地を合わせても二万石程度しか米の収穫が見込めず、朝鮮米の確保が死活問題であり、必然的にその交渉を行う裁判の重要性が増したためである。

・東向寺僧

倭館内には滞在する住人のため、東向寺が建てられた。この東向寺は対馬の西山寺支配下にある臨済系寺庵であり、西山寺から僧が三年交代で派遣された。彼らは書記官として、外交文書の起草と内容・文字・体裁などに至るまでの文章の校正を行い、その保管・管理も担当した。また、倭館で亡くなった人の法要や春と秋の彼岸、盂蘭盆の法会など通常の仏事も執り行った。

「外交三役」のほか、倭館に常駐していたのは貿易実務を担当する代官である。代官は一代官を筆頭に二代官、三代官など複数人がいた。時代が下ると別代官と呼ばれる私貿易担当者などが現れるが、商人から任命されるのは町代官のみで、その他は士分である。倭館内の治安を維持する役割として、横目・目付があり、対馬からやってくる船の遠見番や館内警備などを行っていた。その他、医師や朝鮮語通事、語学・医学の留学生、将軍や大名へ贈る朝鮮鷹を飼育する鷹匠などがいた。また、対馬からの女性の

あった。西館には、一特送使・参判使・副特送使らの宿泊所のほか、六行廊と呼ばれるその他の使節団の宿泊所が並んでいた。

次に倭館の主要施設について解説する。なお、地図上の番号はそれぞれ対応している。

### ① 守門

草梁倭館の東館出入り門を守門といい、倭館の正門である。朝鮮人は、東萊府<sup>4</sup>から発行された通行証を所持する者だけが通行できた。守門は内と外で施錠され、外の門は朝鮮側の担当、内の門は対馬側が管理した。朝鮮側の門番は、東萊府と釜山鎮から派遣される軍官、三名ずつの計六名（十日交代）、そして朝鮮側の小通詞二名（五日交代）が勤務していた。守門の外では毎日朝市が開かれ、倭館にいた日本人たちは魚や野菜などの生鮮食品を購入した。また、日本人は倭館の館守から発行される手形があれば、朝鮮側の通訳官宿舎である「誠信堂」と「賓日軒」の手前、通称「坂の下」とよばれる地まで、守門を出て自由に行き来することができたという。朝鮮人の住む民家に関わってはいけないという規則はあったものの、実際には日本人が鷹の餌となるウズラを狩りに付近を散歩するなど、倭館住人の昼間の行動に關しては比較的寛容であった。また春と秋の彼岸の時期には、かつて倭館があった豆毛浦まで墓参りをするのが慣例となっていた。

### ② 館守家

龍頭山の中腹を切り開いた高台にある。倭館を統括する館守の宿所と事務所を兼ねており、東館でもっとも大きな建物である。明治期には外務省に接収され、一時期は「大日本公館」と称し、釜山府の実質的な日本大使館として利用された。絵図に見える館守家の前の石段は、現在も同じ場所に階段が残っている。

### ③ 裁判家

外交官である裁判の屋敷である。倭館の入り口である守門に近いため、朝鮮側の通訳官である「訓導」・「別差」(併せて「両判事」「両訳」ともいう)が館守家を訪ねる前に立ち寄ることもあった。裁判となった著名な人物として、陶山訥庵や雨森芳洲がいる。

### ④ 東向寺

対馬藩の西山寺から派遣される僧が滞在した寺。東向寺僧は対馬と朝鮮が取り交わす外交文書の作成・審査・記録を担当しており、記録を保管していた。また、倭館で人が亡くなった際の法要や春秋の彼岸、夏の盂蘭盆などの法会も行われていた。

### ⑤ 宴享大廳

日本側の使節に対し、朝鮮側が饗宴を開く場所。倭館の外にあった。対馬からの使節は、登宴席・封進宴席・中宴席など、この場所で催される宴席に出席した。そのため宴享大廳には、饗宴の際に使用する物品を納める倉庫と器を保存する場所、それから東萊府使らが乗ってきた馬が休む場所があった。今日の光一小学校の地であり、現在の地名「大廳洞」はこの施設に由来する。

### ⑥ 誠信堂（訓導屋）・賓日軒（別差屋）

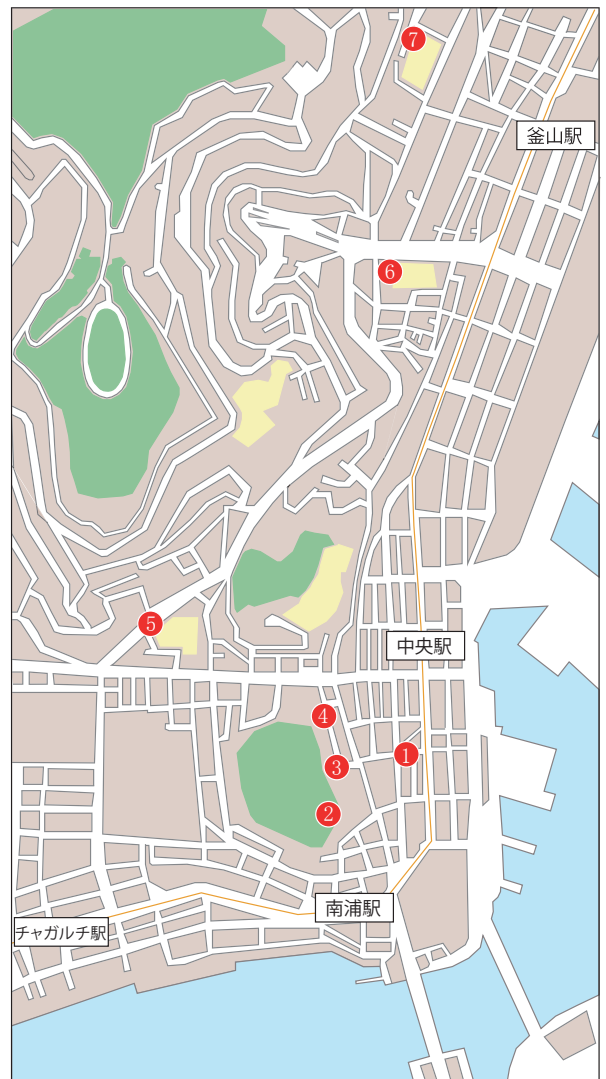
朝鮮側通訳官の訓導・別差とその配下である小通詞らの宿舎。誠信堂の名は、享保十五（一七三〇）年に裁判として赴任した雨森芳洲が、当時の訓導・玄徳潤の要請によって改築した訓導屋に命名したことで知られている。この場所は通称「坂の下」とよばれ、ここに立てられた杭の「際木」まで、倭館に住む日本人の外出が許されていた。

### ⑦ 草梁客舎

文禄・慶長の役によって日本人が都へ上ることが禁止されたのに伴い、朝鮮国王への遙拜のために造られた施設。国王の象徴である「殿牌」に対し、倭館に到着した対馬藩の使節は、ここで朝鮮式の拝礼



〔図1〕倭館図  
卞璞（변박）筆／1783年  
韓国国立中央博物館蔵



〔図2〕現在の草梁倭館付近  
Google mapを基に筆者作成



# 館守『毎日記』に見る

## 草梁倭館の交奸事件

—元禄三（一六九〇）年の事例をもとに—

迫田ひなの

はじめに

平成三十（二〇一八）年、日本と韓国に点在している朝鮮通信使に関する記録が、異文化尊重を志向する現代において顕著な価値を有するとして、ユネスコの「世界の記憶」に登録されたことは記憶に新しい。しかし、実際の日朝間の外交は対馬藩によって行われており、釜山に設置された倭館を中心として展開されていた。

朝鮮という外国にありながら、常時四五百人ほどの日本人男性が滞在した倭館の中では、対馬と朝鮮の人々が交流を行いながら生活を営む中で、さまざまな事件が起こった。ここで一つ留意しておかなければならないのは、倭館という特殊な環境下では、文化の相違からくる認識の齟齬により、小さな事件がそのまま国際問題に発展する可能性を孕んでいるという点である。倭館において特に重大な問題とされたのが、朝鮮人女性と日本人男性の「交奸」（密通）と「潜商」（密貿易）である。

倭館についての先行研究は、この四十年ほどで日朝間の経済、特に日本から持ち込まれる銀の流れや、日朝貿易に関する研究が著しく進展した。「潜商」と「交奸」もそれに付随する問題として知られるが、倭館を完全な女人禁制の施設として統制下においた朝鮮にとって、とりわけ女性問題は重要な課題であった。倭館に滞在する日本人は、業務を終えてすぐに帰

国する者もいるが、中には数年間を倭館で暮らす者も多く、交奸事件は江戸時代を通して十回以上が発覚している。事件自体は江戸前期の「豆毛浦倭館<sup>トウモロポ</sup>」時代から発生している記録が残っているものの、特に重大な問題として取り上げられ、記録が残るのは「草梁倭館<sup>チヨリヤン</sup>」へ移転してからである。移館して初めて発覚した元禄三（一六九〇）年の事件に関する記録は朝鮮側、対馬側の双方が残しており、この事件はその後の「交奸」をめぐる日朝関係の起点となる。

しかし、これまで元禄三（一六九〇）年の事件に関しては、対馬藩が事項別に編纂した二次史料である『分類紀事大綱』での事件の概要と、雨森芳洲『交隣提醒』（一七二八）による「館守の色々と申はつし、其内二年月も立候而、終相手不被指出、事相止二申候、其節右館守之仕形をよろしき処置二候と申たる事二候」という館守の対応とその評価が知られているのみであった。本稿では、一次史料である倭館館守の業務日誌『毎日記』の該当期間の翻刻を行った上で、事件の記事だけでなく、関連記事を収集し、交奸事件の経過を日付単位で復元する。これによって、事件実態の検討を行う。

### 第一節 草梁倭館の景観と組織

着工してから約三年、延宝六（一六七八）年四月に完成した草梁倭館の景観と組織について、先行研究をもとにまとめる<sup>3)</sup>。

現在の地図と十八世紀に制作された「草梁倭館図」を比べると、草梁倭館が存在したのは、釜山のランドマークである「釜山タワー」がある龍頭山公園を中心とした一帯であることが分かる（図1）（図2）。草梁倭館は、龍頭山を中心に右手の東館と左手の西館に分かれる。東館には館守の館をはじめとする開市大廳・裁判屋・東向寺・通詞屋のほか、酒屋・紺屋など各種職人や医師などの屋敷が並んでおり、海側には水夫屋・浜番所が



- 17 衛藤七弥太は内田手永惣庄屋。在任期間は慶応元(一八六五)年六月朔日〜慶応三(一八六七)年九月(『肥後讀史總覽』上巻、七四八頁)。
- 18 村上久太郎は在任期間から玉名郡郡代村上求太郎と推定される。在任期間は慶応元(一八六五)年四月二十四日〜明治一(一八六九)年一月二十八日(『熊本藩役職者一覽』、二七八頁)。
- 19 註14参照。
- 20 多田隈丈左衛門は南関手永惣庄屋。在任期間は元治元(一八六四)年七月十一日〜明治元(一八六八)年十一月十日(『肥後讀史總覽』上巻、七五二頁)。
- 21 註18参照。

長屋 佳歩(ながや かほ) 豊後大野市教育委員会文化財係主事  
安高 啓明(やすたか ひろあき) 熊本大学大学院人文社会科学部研究部准教授



一候程二相働、父九兵衛逸稜之助二相成儀茂有之、<sup>(マ)</sup>奇特之儀茂御座候間、良心被誘二茂相成可申候付、入墨被除下候而者何程二可有御座哉

但、近來間々一刀を帯候儀茂有之哉之処、ケ様之人物ニ全備候者難被責候間、右一条者御究候節辞令ニ取加、向後弥以相慎帯刀扱いたし心得違不仕様父今精々加教諭可申旨及達候而者如何程二可有御座候哉

安政六年八月廿七日西武彦前刑扣略ス

御用有之候間今日昼之内御一人御奉行所口之御間江可有御出有候、以上

九月十九日

小山多左衛門

坂本彦兵衛

中村敬太

田口弥左衛門様

田口角助様

团七左衛門様

返書也

長岡和泉殿

家司江

御家来西九兵衛侍

西武彦事

武彦

右者不届之儀有之、入墨答た、き眉無之御刑法被 仰付置候処、其後相慎居候由付、此節入墨被除下候、此段可被及達候、以上、

九月十九日

尚々本文之通被 仰付候上、帯刀等いたし候而者心得違之事二付、弥以相

慎候様、可被及達候、以上

〔註〕

- 1 小山造酒喜は川尻船頭。在任期間は嘉永六（一八五三）年七月～明治二（一八六九）年四月（西山禎一『熊本藩役職者一覽』非売品、二〇〇七年（以下『熊本藩役職者一覽』）、二二五頁）。
- 2 三宅五郎左衛門は川尻船頭。在任期間は文久元（一八六〇）年六月十三日～慶応二（一八六六）年六月十三日（右同）。
- 3 北里傳兵衛は北里手永惣庄屋。在任期間は嘉永六（一八五三）年十二月二十四日～明治三（一八六七）年七月五日（松本雅明監修『肥後讀史總覽』上巻、鶴屋百貨店、一八九三年（以下『肥後讀史總覽』上巻）、七七四頁）。
- 4 内山又助は小国・久住郡郡代。在任期間は元治元（一八六四）年十二月二十三日～慶応三（一八六七）年四月十七日（『熊本藩役職者一覽』、二九五頁）。
- 5 井口呈助は小国・久住郡郡代。在任期間は元治元（一八六四）年六月二十七日～慶応元（一八六五）年十一月二十四日（右同）。
- 6 衛藤七弥太は深川手永惣庄屋。在任期間は文久二（一八六二）年十一月十四日～慶応元（一八六五）年六月朔日（『肥後讀史總覽』上巻、七六一頁）。
- 7 村上久太郎は菊池郡郡代。在任期間は文久元（一八六〇）年六月～慶応元（一八六五）年四月二十四日（『熊本藩役職者一覽』、二八四頁）。
- 8 熊谷市郎左衛門は菊池郡郡代。在任期間は慶応元（一八六五）年四月二十四日～慶応二（一八六六）年五月四日（右同）。
- 9 小山七郎太は松山手永惣庄屋。在任期間は文久三（一八六三）年二月朔日～明治三（一八七〇）年七月五日（『肥後讀史總覽』上巻、七三二頁）。
- 10 入江次郎太郎は宇土郡郡代。在任期間は万延元（一八六〇）年十二月～慶応四（一八六八）年一月（『熊本藩役職者一覽』、二六七頁）。
- 11 註1参照。
- 12 註2参照。
- 13 福嶋太郎右衛門は在任期間から福嶋太郎助知次と推定される。在任期間は、元治元（一八六四）年六月二十一日～明治三（一八七〇）年七月五日（『肥後讀史總覽』上巻、七二八頁）。
- 14 入江次郎太郎は下益城郡郡代。在任期間は万延元（一八六〇）年十二月～慶応四（一八六八）年一月（『熊本藩役職者一覽』、二六四頁）。
- 15 古閑忠右衛門は本庄手永惣庄屋。在任期間は文久元（一八六〇）年七月～明治三（一八七〇）年七月五日（『肥後讀史總覽』上巻、七二四頁）。
- 16 中村庄右衛門は飽田託摩郡郡代。在任期間は慶応元（一八六五）年四月二十四日～慶応四（一八六八）年一月二十五日（『熊本藩役職者一覽』、二五八頁）。

候様被 仰付置、当月まで二全く五ヶ年二相成申候間、此段御達仕候、以上

慶応三年八月

西九兵衛

和泉方家来西九兵衛倅武彦儀二付而、別紙之通達出申候間、宜敷被成御執達可被下候、以上

八月十二日

田口弥左衛門

田口角助

団七左衛門

小山多左衛門様

坂本彦兵衛様

中村敬太様

覚

長岡和泉殿家来

西九兵衛倅西武彦事

武彦

歳三十位

右者先年不届之儀有之、御刑法被 仰付置候処、其後相慎居候哉、当時之様子共如何程二有之候哉之旨二付承繕申候処、武彦儀者不届之儀有之、安政六年頃入墨百答三年眉無之御刑法被 仰付、文久二年八月頃右年限相濟、父九兵衛江御引渡二相成候由、然二同人儀其砌者歩御小姓組脇相勤候由之處、武彦右之通重御咎被 仰付候様成行候儀者、畢竟兼而之教諭忽二有之候処分右之埒二至候咎二よつて役儀御差除二相成、同人儀も下屋敷内居住いたさせ候儀、心痛之稜茂有之、幸其頃五町手永宇留毛村天満宮社守無之候由二而、九兵衛儀手寄を以同所江一家内引越内分致居住居候由、然処武彦儀者生得之儒生にて御咎以前与申而茂、文武之稽古差入相励候様之

事者絶而無之、右之通御返二相成候後者猶更にて謹慎之稜目茂薄相見候處、同人儀者強勢成もの之上取馬扱二一三等者好之道二能心得居候由二付、近村二懸農家之加勢二参居候内二者、多駄荷運送等之仕事等二仕居たる由二候得共、向々二而格別為合二茂不相成坎、一ヶ月又者二ヶ月位二而所替いたし、何方江茂永続不致候得共、宿元壺反余之内作者手一程二而相働、當時逸廉手助二相成候由、然処当春頃之事之由、武彦儀如何之存念にて為有候哉、彼近辺在御家人之所江参、剃刀を借自髪を剃落、当時髪者撫付居、其節之儀狂気体之致方二而茂可有之相見、近来者刀を拵村方抔出歩行候節、潜二一刀帶罷越候由、右之通二而、武彦儀御返二相成候後當時共慎方付格別稜目を挙候程之儀者聞兼候得共、先相慎居候方二有之候由、尤村内出歩行候節抔潜二一刀帶罷越候儀者、心得違成事之由唱承申候、以上

卯九月日

森十兵衛

藤井太左衛門

伊佐大七

桜田弥次右衛門

山口純太郎

松原彦弥太

武田和平

城素兵衛

河口弾治

荒木嘉兵衛

御目附衆中

僉議 平川

本紙武彦儀、馬を盜候付苗字大小御取上入墨答百徒三年之刑被 仰付置候処、刑後五ヶ年を過候付、最早入墨被除下哉と聞方被 仰付候処、稜目を挙候程二者無之候得共、先ハ相慎居候由、尤内作者手

権左衛門育之  
叔父山本次郎太事

次郎太

歳四十程

右者先年不屈之儀有之、重御刑法被 仰付置候処、其後相慎居候次第、當時之様子共如何程ニ有之哉之旨に付承繕申候処、同人儀不屈之儀有之、安政六年九月頃苗字大小御取上入墨答百た、き三年眉無之御刑法被 仰付置候処、年限相済文久二年九月頃右権左衛門江被引渡候由、然処次郎太儀仕覚候産業之道茂無之頓斗権左衛門厄介者ニ罷成居候由にて、其儀心外ニも存申たる哉、一昨年春之頃今大津方え罷越、質屋杯江加勢いたし、兎哉角与押移居候処、昨年夏之頃今坂右同人所江引取、其後茂有折者罷越候由ニ候得とも、今日之助成ニ相成候程之儀茂無之由、尤次郎太儀右之通重御答後慎方ニ付而、稜目を拳候程之儀者聞兼候得共、以前与違悪敷振舞等者いたし不申前非を悔、先相慎居候由唱承申候、以上

卯三月

金子軍助

千場市之允

山口純太郎

松原彦弥太

城素兵衛

河口弾治

上垣七作

御目附衆中

本紙次郎太儀、大津江罷越居候内、彼方ニ而妻帶いたし昨年頃子茂出生いたし候由之処、如何之訳より坎妻者離縁いたし、右之子を連帰権左衛門所江同居いたし居候由承申候段演舌

(二〇)

外様足輕山本権左衛門  
育叔父山本次郎太事

次郎太

〔付札〕

僉議 廣田

有 溝 小田 郡笠 尾三 〇鎌田 井上 柏木 木村 御目附

右者前刑別紙書抜之通ニ而、徒限相済被差返候後、当年迄ニ而六ヶ年ニ相成候處、其後格別稜目を拳候程之聞者無御座候得共、御答後前前を悔、以前与違ひ相慎居候儀者相違無之趣、委細御横目聞方之通ニ付、最早年数茂相立不良之心根取置居候付而者、自新之道も被誘候ため、願之通追々之御見合を以入墨可被除下哉  
但、人命ニ係り候而、或者死罪被宥置、且毆傷ニよつて残疾不具ニ成候者之外、刑後五ヶ年過候得者除墨被差免候御見合ニ御座候事  
一 安政六年十一月十日山本次郎太前刑扣略ス

貴殿組外様足輕山本

権左衛門育之叔父山本  
次郎太事

次郎太

右者不屈之儀有之、入墨答た、き眉無之御刑法被 仰付置候処、其後相慎居候由ニ付、此節入墨被除下候、此段可有御達候、以上

四月十九日

御刑法方

梶原小四郎殿

御奉行中

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違等之儀有之候而者難相済事ニ付、弥以相慎候様可有御達候、以上

□ 口上之覚

私倅武彦儀、不屈之儀有之御刑法被仰付、文久二年八月私江御引渡相成御達之趣、於私茂奉恐入重疊加教諭相慎居申候、従夫五ヶ年過候ハ、御達仕



〔付札〕  
代 有 小 左 溝  
田 笠 尾  
三 鎌田  
井上 柏木  
木村 御目附

御目附衆中

僉議 草野

本紙伊右衛門前刑別紙之通ニ而、ぬ之字入墨答百徒三年之刑被 仰付、文久元年年限相濟被差返候処、入墨被除下候様願出候付、御横目聞方及達候処、其後前非を悔相慎候段、本紙之通ニ御座候、徒刑御免後最早六ヶ年ニ相成申候間、追々之御見合を以伊右衛門儀除墨被 仰付、向後慎方之儀例之通及達可申候哉

安藤佐一兵衛

城素兵衛

河口彈治

上垣七作

河嶋嘉右衛門

大塚権三郎

小原権内

□ 口上之覚

私組山本権左衛門育之叔父次郎太事ニ付、組役共分別紙之通願出申候間、願之通被 仰付被下候様於私茂奉願候、則別紙相添相達申候間、此段可然様被及御参談可被下候、以上

十一月十二日

梶原小四郎

御刑法方

御奉行衆中

奉願口上之覚

山本権左衛門育之叔父 次郎太

前刑控略ス

元御勘定頭支配

吉田伊右衛門事当時

御支配吉田熊兵衛

支配

伊右衛門

同 牛嶋健太郎

右者不屈之儀有之、先年入墨答た、き眉無之御刑法被 仰付置候処、其後相慎居候由ニ付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

横目

田添壽平

二月廿六日

御刑法方

御奉行中

覚

須佐美九郎兵衛殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違等之儀有之候而者難相濟事ニ付、弥以相慎候様、可有御達候、以上

梶原小四郎組 外様足輕山本

□

私支配ニ而吉田熊兵衛支配伊右衛門儀不屈之儀ニ付、三年眉無之御刑法被  
仰付置候処、年限相濟右熊兵衛ニ御引渡相成御教諭之趣堅相守、以来屹心  
底相改候ハ、五ヶ年過委細書付を以相達候様御達ニ相成居候通ニ御座候  
処、其後弥以慎方宜候付、別紙之通願出申候間、御憐愍之筋を以何卒願之  
通御印拔取被 仰被下候様、此段御達仕候、以上

十二月三日

須佐美九郎兵衛

御刑法方

御奉行衆中

奉願上口上之覚

元御勘定所支配吉田

伊右衛門事当時私支配

伊右衛門

右者先年不屈之儀有之、三年眉無之御刑法被 仰付、定御小屋江下ヶ被置  
候処御年限相濟、文久元酉十一月被差返、其後弥以慎方宜御座候、然処最  
早御免後六ヶ年二茂相成候間、奉願上候儀重畳恐多奉存候へとも、何卒御  
慈悲之筋を被為持御印御拔取被仰付被下候様奉願上度願之通被 仰付被下  
候ハ、於私茂重畳難有仕合奉存上候、此段可然様被為成御達可被下宜奉  
願上候、以上

十一月

吉田熊兵衛

覚

元御勘定頭支配吉田  
伊右衛門事当時須佐美  
九郎兵衛支配吉田熊兵衛  
支配

伊右衛門  
歳四十六程

右者先年不屈之儀有之、重御刑法被 仰付置候処、其後相慎候哉、当時之  
様子共如何様ニ有之候哉之旨ニ付承繕申候処、同人儀御銀支配役ニ而江戸  
江相詰居候内心得違之儀有之、安政五年十一月眉無之御刑法被 仰付、文  
久元年十一月年限相濟縁類右熊兵衛江御引渡ニ相成、直ニ同人支配ニ罷成  
候由、然ニ伊右衛門妻者金左衛門殿御家来南門兵衛と申者之娘ニ而、右之  
通之不仕合ニ逢故郷方右同人所江引取居候付、伊右衛門儀茂門兵衛江振懸  
慕候故、同人世話ニ而於水道丁主人屋敷之家居ニ住居仕、覚居候きせる筒  
杯致細工傍ニ者知音之向々鳥目借受錢貸杯いたし夫婦相暮居候処、手稼等  
ニ而者往々渡世之見通茂付兼候付而者、弥以心得違いたし候之事を及後悔  
候処、世話いたし候者有之、同三年二月比々貴田権内方江加勢ニ罷越、家  
事之世話向被頼候付、諸事受込便利ニ相成候様心を用候間、苗字大小差  
免一季ニ被抱、右之次第者筋々ニ相届候由ニ而者時分々伊右衛門帯刀いた  
し候由、然処権内方縁家有吉清助方者筆算相叶候者吟味ニ相成候処、可然  
者無之依而右伊右衛門儀所望被致候状ニ而、権内方一季ニ被抱置候俣被相  
讓候付、去十二月比引渡候得共、表向者今以同人方抱ニ而現実者前文之通  
ニ有之候由、清助方ニ而者伊右衛門江人仕被申付、日々下方之役割を差図  
いたし、且又台所向日用之小買物受持受払いたし候由之処、不正之筋等無  
之、勤筋茂相応に相捌候由、右之通ニ而伊右衛門儀慎方ニ付殊勝之稜目者  
聞兼候得とも、一体謹慎罷在候由唱承候、以上

寅十二月日

金子軍之助  
千場市之允  
内海八兵衛  
松原彦弥太  
山田五次兵衛

右者先年不届之儀有之、御刑法被 仰付置候処、其後相慎居候哉、当時之様子共如何程ニ有之候哉之旨ニ付承繕申候処、同人儀者先年江戸御銀支配役として被差越置候節不埒之儀有之、安政五年十一月頃右之手ニ入墨筈百た、き三年眉無之御刑法被 仰付、文久元年十一月頃年限相済被差返、右角太郎江御引渡ニ相成候由之処、宮川工馬之助方江者以前分出入茂いたし居、其知音今直ニ同人方江加勢ニ罷越候処、万端世話筋行届候由ニ付、小買物等之受払被相頼候処、私儀ケ様ニ重御咎被 仰付候儀者、偏ニ金故之事ニ付金錢者私欺と相心得居候間、此儀者何卒外人江御申付被下候様、一且者改而相断候得共、筆算等相応ニいたし、外ニ可然手人茂無之由ニ而、強而被及相談候ニ付、其後者右受払等重ニいたし候之由之処、聊間違等無之自然小者杯買物相遣等有之候節者、御印を見せ自分首之緒者此御印ニ有之杯与重疊心を付相誘候付、外ニ傍輩之者江茂心得方宜敷相成候儀茂有之候由ニ而、一体為合ニ罷成候処分翌十一月頃依願苗字大小差免一季ニ被抱候由、扱三郎次妻者御昇組久布国文之允と申者之姉ニ而、右之通之不仕合ニ相成候後者、故郷方江引取居候処、其砌工馬之助方江者八代御番頭被仰付下女杯手足不申付、右妻を茂御呼取置所用向等被申付候処、諸事心を用相稼候由ニ而、工馬之助方八代江被引越候節茂夫婦共被連越、其後者三郎次儀内輪家司役代物書之場を茂被申付、武器類之手入を初家事大小与なく相任被置候処、弥以万事正路ニ相勤候由ニ而、いつれ之衆茂不怪氣ニ協被居候由ニ而、当時夫婦之者共宮川家逸廉之便利ニ相成居候由、右之通ニて三郎次儀御咎被免候後、当年迄七ヶ年之間深前非を悔、主用大切ニ相心得重疊相慎居候儀者殊勝成事之由唱承申候、以上

卯正月日

金子軍助

千場市之允

内海八兵衛

松原彦弥太

〔付札〕 僉議 平川

御目附衆中

- 山口五次兵衛
- 城素兵衛
- 河口彈治
- 上垣七作
- 大塚権三郎
- 小原権内

本紙三郎次儀、詐欺之手段を以受込之御銀を余計遣込候付、安政五年十一月ぬ字刺墨筈百徒三年之刑被 仰付候処、其後相慎居候由ニ而、除墨願出候付御目附付御横目聞方被 仰付候処、慎方相違無之、当時宮川工馬之助一季抱ニ相成、主家世話筋行届、金錢受払等手堅有之候内ニ而、殊勝之稜目茂相見候趣、委細本行之通ニ而、徒刑分被差返候後茂最早七ヶ年ニ相成申候付、追々之見合を以入墨被除下、向後弥以相慎候様及達可申哉

代 有 小 郡 尾 溝 田 井上 柏木 木村 御目附

御勘定所物書  
井上角太郎支配  
井上三郎次事

三郎次

右者不届之儀有之先年〔見せ消ち〕ぬ字入墨筈た、き眉無之御刑法被 仰付置候処、其後相慎心得方殊勝ニ有之様子ニ相聞候付、此節右入墨被除下候、此段被有御達候

二月廿六日

御刑法方

御奉行中

御勘定頭衆中

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀有之候而者、難相済事に付、弥以相慎候様可有御達候、以上

村上久太郎<sup>21</sup>殿<sup>①</sup>

御刑法方  
御奉行衆中

〔付札〕 僉議 廣田

南関手永宮尾村  
関右衛門

米小 郡有 木左 尾木 井上 柏木 木村 御目附  
此関右衛門儀、小代御山之立木盗伐いたし安政四年閏五月ぬノ字入墨四十笞之刑被處置候処、其後相慎農業出精いたし、御年貢諸公役筋太切<sup>〔マ〕</sup>ニ相心得候趣委細御郡御目附聞方之通ニ而、弥以改心いたし候者と相見申候、右之通之者刑後五ヶ年過候得者除墨之御取扱追々其御見合有之候処、関右衛門儀者最早十ヶ年ニも及候付、右入墨被除下、弥以相慎候様及達可申哉

南関手永宮尾村

関右衛門

右者不埒之儀有之、先年入墨笞た、き之御刑法被 仰付置候處、其後相慎居候付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

十月廿四日

御刑法方  
御奉行中

村上久太郎殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀有之候而者難相濟事ニ付、弥以農業出精いたし候様可有御達候、以上

□ 御内意之覚

私支配井上三郎次事  
三郎次

(一六)

右者不埒之儀有之、安政五年午十二月御刑法被 仰付苗字大小御取揚ぬノ字入墨三年眉無之御法被 仰付、文久元年酉十一月年限相濟被差返候ニ付、直ニ宮川工馬之助方江加勢ニ参り居候処、同二年戌十一月苗字大小被指免一季抱召仕ニ相成、今以謹慎を加手全ニ相勤居申候付、何卒右御印御被被下候様、私ノ重畳奉願候、此段宜被成御達可被下候、以上

十二月

井口角太郎

口上之覚

当時御勘定所物書  
井上角太郎育之兄  
にて先年御咎被  
仰付候

井上三郎次

歳四十六程

右者先年不埒之儀有、御刑法被 仰付徒刑小屋江被閣、文久元年酉十一月年限相濟御返ニ相成、同二年十一月依伺一季抱にて苗字大小差免、抱方不苦段御達ニ付、直ニ私召抱置候、家事儀大小与なく相任せ置候處、万端相働下方ニ至迄心を用、諸事弁利ニ相成、是迄謹慎を加罷在候間、乍恐御印取方御免被 仰付被下候様於私奉願候、此段ニ就被成御参談可被下奉願候、以上

十二月

宮川工馬之助

覚

御勘定所物書井上  
角太郎支配井上  
三郎次事

三郎次

歳四十六程



年貢諸公役等速ニ相勤、村方之交熟ニいたし候由、御郡御横目聞方委細別紙之通ニ而、御咎後最早二十ヶ年ニ相成申候

右之通ニ付五ヶ年過候得者除墨之御取扱ニ相成候儀、追々之見合御座候間、兩人共入墨被除下、向後弥以相慎居候様及達可申哉

廻江手永木原村

七左衛門

右者不届之儀有之、先年入墨咎た、き之御刑法被 仰付置候處、其後相慎居候付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

八月廿五日

御刑法方

御奉行中

入江次郎太郎殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀有之候而者難相濟事ニ付、弥以農業出精いたし候様可有御達候、以上

内田手永龜門村

善作

八月廿五日

右同文章ニ付扣略ス

□ 覚

南関手永宮尾村

関右衛門

右者先年御刑法被

仰付置候處、其後相慎居候哉之旨ニ付承繕申候處、右被

斗余受持農業出精いたし、御年貢諸公役等太切相心得、且父代今馬口労働免被 仰付置関右衛門儀茂引統農業之傍ニ馬口労働いたし牛馬売替等正路ニ

取計候付、所柄一稜弁利為合相成候由、右之通ニ而、御刑法被被

仰付候後数年之間深相慎、農業出精いたし御年貢諸公役等太切相心得、馬

口旁正路取計候次第近辺称誉いたし居候由承申候、以上

寅九月

吉武英右衛門

〔行間朱書〕

〔下付紙〕

本行関右衛門儀前刑吟味仕候處、書面之通相違無御座候事

御刑法方

乍恐奉願覚

南関手永宮尾村

関右衛門

当寅四十歳

右関右衛門儀、同村為助と申者申合、小代御山内之立木盗伐いたし、御山口分被見咎候末、猶又盗伐いたし候次第不届者共ニ付、去ル安政四閏五月

ぬ字入墨咎四十た、き完之御刑法被仰付候者共ニ而、其節精々御教諭被仰付置、御教諭之趣堅相守、以来屹卜心底相改候ハ、五ヶ年過委細書付を以御達可申上旨被仰付置候通ニ御座候、然處右関右衛門儀、右之次第重畳後

悔之体ニ而深ク奉恐入、其後屹卜心底相改万端相慎御教諭書御法度筋稜書之趣等能相守、御年貢諸公役等も入念相勤農業出精仕居、最早右御咎後当年迄九ヶ年ニ相成申候、依之乍恐除墨御免被仰付被下候様於私も奉願候、

尤同様被仰付置候、為助儀者其後も心得違之儀有之御難題ニ罷成候者ニ而除墨等奉願候埒之者ニ無御座、関右衛門儀者前文之通弥以改心仕居候者ニ

御座候間、宜ク被仰付可被下候、此段書付を以奉願候、以上

慶応二年七月

宮尾村庄屋

長左衛門④

右之通願出申候ニ付、内輪精々承繕申候處、関右衛門儀右書面之通改心仕、万端相慎居、最早御咎後九ヶ年ニ相成委細書面之通相違無御座候間、何卒除墨御免被仰付被下候様於私茂奉願候間、宜被仰付可被下候、此段肩書を以申上候、以上④

多田隈丈左衛門<sup>20</sup>殿④

〔冒頭行間朱書〕

当寅三十八歳

「本紙七左衛門儀見聞仕候處、御咎被 仰付候後、万端謹身ニ罷在心底を改農  
業一篇ニ打懸り居、何ぞ相違之儀も無御座候、此段見聞之趣乍恐付紙を以御  
達申上候、以上

寅四月

藤井淳之助

〔本文中行間朱書〕

「本行七左衛門前刑吟味仕候處、書面之通相違無御座候事

御刑法方

覚

底相改農業一偏ニ打懸り、当時出作地高共五石余受持居、御年貢諸  
公役等速ニ相勤、村方之交等熟ニいたし候由二而、右御咎被 仰付  
候以来、当年迄二十ヶ年重疊謹慎仕居候由承申候、以上

寅七月

河口源右衛門

〔付札〕

代有  
小溝  
木田  
老左三  
荒木  
柏木  
道家  
木村  
御目附

右者木原村御山口在勤中、預御山之倒木会所用ニ剪出之節、同手永  
榎津村木挽清四郎江申談、私ニ倒木外之立木伐方致せ、清四郎江茂  
盗伐差免候次第、役前致忘却別而不届者ニ付、去ル万延二年二月六  
日御山口被 差放ぬノ字入墨答六十た、き之御刑法被仰付、私ニ入  
墨を除候而者重科之事ニ付、稠敷申付候様、尤教諭之趣堅相守、屹  
卜心底相改候ハ、五ヶ年を過委敷書付を以御達可申上旨、其御御達  
之通ニ御座候、然處右七左衛門儀、万延二年二月御刑法被 仰付、  
当寅二月迄真年五ヶ年ニ相成申候処、其後屹卜心底相改農業相励、  
万端謹慎仕申候間、乍恐入墨被拔下候様奉願候、此段覚書を以申上  
候、以上

〔付札〕

代有  
小溝  
木田  
老左三  
荒木  
柏木  
道家  
木村  
御目附

慶応二年三月

石坂禎之助

入江次郎太郎殿

覚

内田手永電門村

善作

右者先年不届之儀有之、御刑法被 仰付置候處、其後相慎居候哉之  
旨ニ付承繕申候處、御刑法被 仰付ニ付而者先非を悔、深奉恐入心

(一四)

〔付札〕

有米 小  
平 郡  
吉 鎌田  
柏木 道家  
佐久間 御目附

相慎居候付、入墨 被除下候様願之儀別紙之通に付、御目附付御横目聞方被仰付候處、慎方相違も無之職業農務等相励一体心得方宜、所柄弁利に茂相成候様子委細書面之通二而、御答後最早九ヶ年二相成候間、追々之見合を以入墨被除下、向後弥以相慎候様及達可申哉  
安藤門太事門太前刑 居物斬安藤熊五郎育之弟  
嘉永七年三月十二日 安藤門太

其元育之弟門太儀、先年不届之儀有之、額二入墨答た、き眉無之御刑法被仰付置候処、其後相慎職業等相励所柄弁利に茂相成候様子相聞候付、此節右入墨被除下候、此段可被申聞旨候、以上

正月

安藤熊五郎殿

尚々本文之通被 仰付候上ハ、猶又心得違之儀等有之候而者難相濟事二付、弥以職業出精いたし候様可被申付旨候、以上

御刑法方

□ 覚

内田手永竈門村

善作

右之者儀、先年不埒之儀有之候二付、入墨答六十た、き壹年眉無之御刑法被仰付、定御小屋江被留置年限相濟候二付、去ル弘化五年四月同村弟直右衛門江御引渡被 仰付置候二付、年々会所江呼出心得方等之儀教諭仕、御達申上来候通二御座候處、最早当年迄十九ヶ年改心仕、家内一和二申談農業出精仕候段、別紙同村庄屋宮川安左衛門分願出候書面之通相違無御座段相聞申候間、乍恐何卒入墨被除下候様奉願候、如願被仰付被下候ハ、弥以謹慎仕農業出精可仕候様教諭を加可申候間、重畳宜敷被仰付可被下候、此段添書を以申上候、以上

慶応二年四月

衛藤七弥太<sup>17</sup> ④

村上久太郎<sup>18</sup>殿 ④

御刑法方

御奉行衆中

奉願覚

一、男老入歳五十五

〔冒頭行間朱書〕

〔本行善作前刑吟味仕候處、書面之通相違無御座候事

御刑法方〕

内田手永竈門村

善作

右善作儀、去ル弘化五年四月地方境目之儀二付、居村富助与申者与及争論、手并荷棒を以同人を不法に打擲いたし疵を負せ右疵二よつて同人手之指不叶二成候次第重畳不届者二付、入墨答六十た、き一年眉無之御刑法被仰付、年限相濟候二付、弟直右衛門与申者江御引渡村人数二被差加、以来吃下相慎候様親類者勿論村役人共分茂心を付候様被仰付置、最早当年迄十九ヶ年二罷成、年々御教諭被仰渡候趣堅相守、家内一和仕、其後者農業一遍二出精いたし、御年貢諸上納等茂速二相納、兼而謹慎之色相頭申候間、何卒御仁恵之筋を以、入墨御除ケ被仰付被下候様奉願候、如願被仰付被下候ハ、御仁恵之程奉感戴、弥増精農可仕と奉存候間、重畳宜敷被仰付可被下候、此段覚書を以奉願候、以上

慶応二年四月

竈門村庄屋

衛藤七太殿

宮川安左衛門 ④

村上久太郎殿

覚

廻江手永木原村

七左衛門

本所新坪井米屋町二而  
当時本庄手永大江村人数  
宗次郎

右者先年不屈之儀有之、御刑法之上熊本八代

御城下御構被 仰付置候処、御咎後多年相慎候付、入墨被除下、右御構被

成御免、新坪井米屋町人数被差返候条難有奉存、弥以相慎候之居様可有御

達候、以上

中村庄右衛門殿

御刑法方  
御奉行中

本所新坪井米屋町人数二而  
当時本庄手永大江村人数  
宗次郎

右者先年不屈之儀有之、以下同文章二而新坪井米屋町人数二被差返候段、  
今日及達候条、右様御心得人数入之儀御達之事

十二月九日

町方

□ 奉願口上之覚

安藤熊五郎育之弟

門太

右門太儀、先年不埒之筋有之候付、御咎被仰付額二入墨被 仰付奉忍入  
候、然處門太儀其後大工職業いたし、心懸厚ク被雇入多御座候間、日々心  
能罷暮、兄弟睦ク誠心謹慎仕候段見聞仕候間、依之奉願候儀ハ恐入奉存候  
へ共、徒刑御免被 仰付候後当年迄八ヶ年二罷成申候間、何卒入墨被取被  
仰付被下候様於私共奉願候、願之通被 仰付候ハ、其身ハ不及申何と茂  
難有仕合ニ奉存候間、此段宜敷様被成御達可被下候、以上

十一月

美濃部直八

覚

居物斬安藤熊五郎育之弟

門太

歳三十九才

右者先年不屈之儀有之、御刑法被仰付置候処其後相慎居候哉、当時之様子  
共如何程二有之候哉之旨ニ付承繕申候処、門太儀士席之衆江対不屈之儀有  
之、安政元年三月比苗字大小御取上額入墨答百た、き三年眉無之御刑法被  
仰付、右年限相済同四年二月比兄熊五郎江御引渡ニ相成候由、然二同人儀  
ハ沼山津手永惣領村江居住いたし、直ニ宿許江連帰候へ共、差寄兄暮方之  
助成ニ相成候様之事茂出来兼候付、同手永福富村大工源十と申者之弟子ニ  
相成、心懸我慢出居候由之処、熊五郎儀難渋いたし候へハ永日雇も心痛い  
たし候由二而、文久元年比今同手永古閑村ニ別宅大工片手ニ少々内作をい  
たし渡世方一偏ニ打懸、小前同前ニ相心得慎方宜敷、村内家居之小繕位者  
受持程ニて所柄殊之外弁利ニ相成、内作之方も手馴不申事ニ候へ共、暑寒  
之厭なく肥手入等無間被相働、小前之者茂近を置候程二有之候由、右之通  
ニ而門太儀眉無御免後最早九ヶ年二相成候処、深前非を悔相慎居候由唱承  
申候、以上

丑十二月日

山田五次兵衛

御目附衆中

僉儀 分司平川駿太執筆

本紙居物斬安藤熊五郎育之弟門太儀、不屈之儀有之別紙書拔之通苗  
字大小御取上額二入墨百答三年眉無之御刑法被 仰付置候処、其後



由二而、親類縁家共茂何卒本所之人数ニ立帰せ安心仕申度近来類ニ相歎申候二付而者、最早無余命老体双方之情愍歎ケ間敷無余儀様子ニ奉存候間、是迄之次第村方二而之様子追々右改心之趣者及承居候得共、猶精々承合申候處、謹慎之次第等聊相違之儀無御座候、依之奉願候段者重疊恐多奉存候得とも何卒此節本所当町人数ニ御引戻被 仰付被下候様重疊奉願候、左候得者其身者不及申上、親類縁家共如何程狀難有仕合可奉存上私共ニおゐて茂重疊難有奉存候間、何卒御別段之御慈悲御憐愍を被為持、願之通被 仰付被下候様幾重ニ茂宜敷奉願候、尤当時支配方本庄手永大江村ニおゐて茂、右帰参ニ付而聊故障之筋無御座候二付、此段乍恐私共引取奉願候間、可然様被成御達可被下候、以上

慶応元年七月

新坪井米屋町  
丁頭

園田武右衛門印

同  
五兵衛印

吉村源次郎殿印

清藤源八殿印

水田武七郎殿印

釘沢三十郎殿印

美作英次殿

清藤彦右衛門殿印

吉田鳩太郎殿

河口嘉久次殿

別紙之趣ニ付承繕申候処、新坪井米屋町人数ニ而為有之海老屋惣次郎と申者不届之儀有之、弘化二年七月御刑法被 仰付、熊本八代御城下御構被 仰付、当時本庄手永大江村人数ニ被差加置、漸露命を続居手紙使等之稼を

以取統、最早当年迄二十年程ニ相成、同人儀当年六十一歳程ニ罷成、御咎後者重疊恐入謹慎第一ニ相心得居、是迄村方ニ而茂何之申分茂無之、屹度改心之際相見居候由ニ付、市在ノ願出之通本所米屋町人数ニ御引戻被 仰付候ハ、弥以謹慎を加可申、且別紙相添置候通、縁家之者共茂有之何れ茂安心いたし可申よし承申候、以上

〔付札〕

丑十一月

町方御横目共

僉議 水津

此前廉新坪井米屋町人数宗次郎前罪別紙書拔之通弘化二年七月闕所

答刑之上

御城下御構被 仰付置候処、本庄手永大江村人数ニ加り当年迄二十

一年相慎候間、帰参被成御免、元之町人数被差返被下候様本紙之通

願出、慎方相違無之由、町方御横目聞方も達有之、追放之者五ヶ年

已上慎方次第本籍ニ被復候儀ハ、追々見合有之宗次郎儀御咎以来忒

拾ヶ年余相成候付、此節入墨被除下御構被成御免、米屋町人数ニ可

被差返哉

例

天保十四年二月廿四日

大津手永中窪内村  
善助列四人

同十一年五月十六日

日奈久御茶屋番ニ而致病死候田浦熊之助支配  
理兵衛

嘉永二年五月廿日

九郎右衛門殿家米大森三右衛門支配岡田力五郎事  
力五郎

同日

筑紫弥左衛門組西長藏育  
己太郎

次郎兵衛  
長平

右者不屈之儀有之、先年入墨答百た、き之御刑法被 仰付置候処、其後相  
慎居候付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

十二月三日

御刑法方  
御奉行中

入江次郎太郎殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀有之候而ハ難相濟事ニ付、弥  
以産業出精いたし候様可有御教諭候、以上

□ 乍恐奉願覚

新坪井米屋町人数ニ而当時本庄手永大江村人数ニ被差加置候、私儀不埒之  
儀有之、去ル弘化二年巳七月御刑法被仰付、熊本八代御城下御構被仰付候  
ニも落着向々におゐて支配方を究御達可申上旨被仰付置、本庄手永大江村  
ニ被引渡候処、山鹿町江知人有之落着申度奉願候ニ付、願之通被仰付候  
内、病気差起暫狂気之体ニ罷成、猶又横手手永古町村江落着申度奉願候  
處、相整兼候儀有之、住所茂相定兼居候内、病気茂平癒仕最初落着向大江  
村人数ニ相加度段奉願候處願之通被仰付、翌弘化三年正月大江村人数ニ  
被差加影踏等仕、生得商売を以渡世押移候者ニ御座候得者、差寄農業之働  
者出来兼、所方江之状仕イ或者日雇稼等を以免哉角与押移居申候処、当年  
迄二十一ヶ年ニ相成、私儀当年六十一歳ニ罷成老衰仕、最早余命少ク御座  
候處、生所米屋町江者親類縁者者有之、且者先祖以來持伝候家名茂私ニ到  
り絶果候而、第一先祖ニ対難相濟、当時之為体ニ而者追孝茂届兼、誠ニ以  
歎ケカ敷次第ニ而今更後悔仕、是非一度者存命ニ而罷在候内本所之人数ニ  
立帰、先祖以來之家名茂起申度、兼而念願茂有之、御答被 仰付候後者屹  
度改心仕居候儀ニ而奉願候儀者重畳恐多奉存候得共、御憐愍被為以何卒今

度帰參御免被仰付、生所新坪井米屋町人数ニ被召加被下候様奉願候、此段  
乍恐覚書を以奉願候、以上

慶応元年七月

根元新坪井米屋町人数ニ而  
本庄手永大江村人数ニ被差加候

宗次郎

右之通願出宗次郎儀、御答被仰付候後者、屹度改心仕心得方も宜  
敷、生所米屋町江者親類縁者茂有之候処、最早老衰仕余命茂少ク  
者ニ而、存命之内一度者生所之人数ニ立戻、先祖以來之家名茂起  
申度存念之趣無余儀情愍ニ相見申候間、何卒宗次郎願之通帰參御  
免被仰付被下候様於私共茂奉願候、此段肩書を以申上候、以上

大江村庄屋

喜三次殿

同村右後見

今村安右衛門殿

右之通相達申候間、内輪之様子相糺申候処、改心仕候次第書面之通相  
違無御座、最早老衰仕願之趣無余儀様子ニ相聞申候間、願之通被仰付  
被下候様於私も奉願候、此段肩書を以申上候、以上

古閑忠右衛門殿

中村庄右衛門殿

御郡方

御奉行衆中

乍恐奉願口上之覚

私共丁内人数ニ而同懸六間町ニ居為申海老屋惣次郎儀、先年不屈之儀有  
之、弘化二巳年七月御刑法被 仰付、熊本八代御城下御構被 仰付、本庄  
手永大江村人数ニ被差加置、於私共茂奉恐入候、然處惣次郎儀其後謹慎仕  
後悔改心仕候様子ニ而、最早当年迄二十ヶ余於村方茂唯々一統之憐愍を受  
居申候迄之仕合ニ而、当方親類縁者共今追々帰參之儀歎願仕候儀ニ御座候  
得共、重御刑法被 仰付候者之儀ニ付奉恐入差扣罷在申候儀ニ御座候處、  
右之者当丑年六十一歳ニ罷成、余命少者ニ御座候間、其身茂今一度本所之  
人数ニ立返申度、左茂無御座候而者死期之心懸共罷成可申与内実相歎申候

右者不屈之儀有之、先年入墨答た、き之御刑法被 仰付置候處、其後相慎居候由二付、此節に八入墨被除下候、此段可有御達候、以上

八月九日

御刑法方

御奉行中

小山造酒喜殿

三宅五郎左衛門殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀等有之候而者難相濟事二付、弥以相慎候様可有御達候、以上

覚

九月

外田貞八印

御刑法方  
御奉行衆中

〔付紙〕

「本行見聞仕候處、書面之趣相違無御座、諸事相慎居申候、御用皮為買入遠方罷出候砌、御印シ有之候而ハ差障候儀も有之、旁入墨拔方御免被仰付被下度、此段乍憚付紙を以申上候

□ 乍恐奉願覚

巢林村穢多

次郎兵衛

長平

右者先年不屈之儀有之、御刑法被

長平

中山手永巢林村  
穢多

次郎兵衛

中山手永巢林村穢多右之者共儀、去ル嘉永六丑年老牛馬買入二付不埒之儀有之、翌寅年於下河原御刑法且額二入墨被仰付置候二付而者何れ茂後悔至極奉恐入相慎居申候、其後者謹慎仕老牛馬買入等二携不申、万端正路二相心得、村方も一和二交り、家内睦敷手業等専相稼申候、惣体巢林村穢多村二御割付二相成居候御用滑皮之儀茂相納来候二付而ハ、荒皮為買入遠方所々

由、右之通二而最早十ヶ年余深相慎居候由唱承申候、以上

工藤覚兵衛

〔付札〕

僉議 平川

不謂心痛御座候由、最早拾三ヶ年以來心得方宜敷相慎居候者共二御座候間、恐多程奉願儀二御座候得共、何卒右之者共式人入墨拔方御免被仰付被下候様奉願候、願之通御免被仰付被下候ハ、外々取以之一端二茂相成可申奉存候間、重疊宜敷被為成御達可被下候、此段乍恐覚書を以奉願候、以上

慶応元年八月

福嶋太郎右衛門13殿印

巢林村庄屋

村山小左衛門印

入江次郎太郎14殿印

米 小 有 吉 笠 鎌田 柏木 道家 佐久間 御目附

例

本紙中山手永巢林村穢多次郎兵衛・長平儀、老牛馬を殺し皮を剥候付、額入墨百答之刑被 仰付置候處、其後相慎居候付、除墨願出之趣書面之通二付御郡御目附御横目聞方被仰付候處、慎方相違も無之万端心得方宜様子二相聞、御答後最早十二ヶ年二相成申候間入墨被除下、向後弥以相慎居候様例之趣を以達可申哉

中山手永巢林村  
穢多

以農業出精いたし候様可有御達候、以上

□ 口上之覚

御加子今井傳之助家族  
五三郎

右者先年御加子之節不届之儀有之候二付、安政三年辰八月御刑法被 仰

付、御印入方被 仰付、父今井岩平家族江被 仰付置候処、父兄之教訓二

基キ其身ニおゐて者屹卜相慎前罪を悔、改心仕孝心を尽申居候処、其後父

母共病死仕、当時兄今井傳之助と同居仕居申候、右父母病死二付而ハ五三

郎儀存生之内不孝を懸候儀深ク相悔、弥以本心ニ引改、追孝墓参之儀も無

怠、且外出等之儀ニ迄重畳相慎居申候処、右御刑法被仰付二而今当年迄

十ヶ年ニ相成少も申分無御座候、最早年齢も四十五歳ニ罷成、弥以本心ニ

立返申候二付而者、追々之御見合を以何卒御印拔方被 仰付被下候様奉願

候、左候得ハ、弥以顧我身を

御国恩難有奉存候、益心を嗜可申奉存候間、此段宜敷被成御達可被下候、

以上

慶応元年七月

水橋玄熊伍列  
御船頭中

野間道助殿

宮村喜市殿

小山造酒喜<sup>11</sup>殿

三宅五郎左衛門<sup>12</sup>殿

覚

御加子今井傳之助家族  
五三郎

右者先年不届之儀有之、御刑法被

仰付置候處、其儀相慎当時愈御謹慎仕行状宜様子御座候、右見聞之趣御達

仕候、以上

七月廿二日

川尻作監也  
平川貞四郎印

御刑法方  
御奉行衆中

御加子今井傳之助家族  
五三郎

右者先年不届之儀有之、御刑法被

仰付置候處、其後相慎居候哉、当時之様子委書付を以御達仕候様御達之趣

達承智承繕申候処、安政三年八月御咎被

仰付候後謹慎仕、当時之行状慎方宜様子相聞申候、此段見聞之趣御達仕

候、以上

七月廿二日

川尻定詰  
御勝手方附所也

御刑法方

根取衆中

御横目中

安政三年八月八日川尻御加子五三郎 前刑扣略

〔付札〕

僉議

平川駿太

本紙五三郎儀、前刑別紙書拔之通安政三年八月御給扶持被差放ぬ字

入墨四十笞之刑被 仰付置候處、其後相慎居候付、入墨被除下候様

願之趣書面之通ニ御座候、川尻御作事所御目附同所定詰御勝手方附

所之御横目聞方被仰付候處、五三郎儀慎方相違無之様子ニ而、御咎

後最早七年ニ相成申候間、追々之見合を以入墨被除下向後慎方之趣

共例之通及達可申候哉

川尻御加子今井  
傳之助  
五三郎

代 米 有 小 笠 吉 平 三 井 上 柏 木 道 家 佐 久 間 御 目 附



仰付置候處、其後ハ弥奉恐入前非を悔相慎居、安政五年依願商札被渡置候ニ付而者塩物杯商売いたし候処、順路ニ有之聊以前之素振無之、村方交等も宜由ニ而、最早当年迄十五ヶ年程不相替深相慎候由承申候、以上

丑閏五月

下田右平

乍恐奉願覚

松山手水小曾部村

万五郎

〔朱筆〕

〔本紙万五郎慎心之様子村方之者差寄急度及見聞申候處、書面之趣相違無御座、弥以改心仕、専村方之為合ニ相成居候様子ニ相聞申候間、書面之通被仰付被下度奉存候、此段付紙にて申上候、以上

五月

斎藤弥五兵衛

右者弘化二年八月、背御法度博奕いたし村人数之身分ニ而猥ニ致商イ候内ニハ保太窪地筒松本嘉太郎所持之俵物借受、弟善七請持地方引当、右証文ニ村庄屋等之印形を似せ用イ、筑後若津町惣次郎并御領天草之者尾池卯市と申もの商筋取組候ニ付而者、往来手形不願受筑後若津江罷越、松本嘉太郎所持之眞を惣次郎列之もの江買取遣候を、自身借受之姿ニいたし、惣次郎列之もの出方いたし候眞代者已前之借財ニ払込候との取組いたし候処ハ嘉太郎儀約束之眞不相渡、惣次郎列之者役所江訴出御難題とも引発候次第、彼是不届者ニ付、入墨管百た、き御刑法被仰付、以來屹下相慎候様松山会所江御呼出御教諭被仰付置候処、猶又嘉永三年五月葉種誣合札不願受、木倉手水牛ヶ瀬村弥平と申者分サフランを買取売払候次第不埒之至ニ付、三貫文之贖刑被仰付、其節茂右同様松山会所江御呼出、以來屹下相心得候様御教諭被仰付置候、然処其後前悲奉悔、当年迄十五ヶ年相慎居申候、右万五郎儀安政五年依願在中商札志枚被渡下御願を以無患取続、近年者村方色々世話筋厚ク心配いたし、逸稜為合ニ相成申候間、乍恐右入墨被除下候様於私共も重疊宜敷奉願候、左候得者向後弥以改心仕、往々御

百性ニ成立可申と奉存候間、御別段之被為持御參談宜敷被仰付可被下候、此段乍恐万五郎五人組之者共覚書を以奉願候、以上

元治二年五月

小曾部村万五郎五人組

卯八（筆軸印）

同 平八（筆軸印）

同 喜七（筆軸印）

同村御用請候者

利平治印

同村庄屋後見

竹島文三郎印

小山七郎太殿印

〔付札〕

入江次郎太郎殿印

御刑法方

御奉行衆中

僉議 水津

此小曾部村万五郎儀、御刑法被 仰付候後、廿一年追而猶御答被

仰付候而今十五年ニ相成、産業心懸相慎候由達并御横目聞方之通ニ

付追々之見合を以入墨可除下哉

松山手水小曾部村

万五郎

右者不届之儀有之、先年入墨管た、き之御刑法被

仰付置候處、其後相慎居候付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以

上

御刑法方

御奉行中

六月十二日

入江次郎太郎殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀有之候而ハ難相濟事ニ付、弥

心得兼而難渋仕候得者、高地茂所持不仕候二付、重モ二鍛冶炭焼等之山稼  
出精仕、農繫之御者作付雇二罷出渡世取統居申候、尤兄茂左衛門儀も極難  
渋者二而当時奉公二罷出、女房儀者幼年之一子を連日雇稼等を以取統居、  
惣十儀者老母を引請相育居申候處、平常事方茂宜敷格別謹慎仕居申候間、  
乍恐入墨被除下候様奉願候、如願被仰付被下候ハ、御仁慈之程奉感戴弥以  
謹慎可仕候間、此段可然様被成御達可被下候、為其覚書を以申上候、以上  
元治二年四月

衛藤七弥太<sup>6</sup>殿<sup>印</sup>

村上久太郎<sup>7</sup>殿<sup>印</sup>

深川手永長野村庄屋  
平井嘉右衛門<sup>印</sup>

御刑法方

御奉行衆中

覚

深川手永長野村

惣十

歳四十二程

右者先年不届之儀有之、御刑法被

仰付置候處、其後相慎候哉之旨二付承繕申候處、安政四年御刑法被 仰付  
高麗門定小屋江被差置、万延元年三月本所江被差返、兄茂右衛門と同居い  
たし居候處、其後老母を引請右家を隔切、無高者二而鍛冶屋炭焼之山稼二  
而渡世いたし、惣体以前者石工職いたし居候處、道具も所持不仕候付相止  
居候處、当春之比今者右道具も村内分貸遣候由二而石細工専ら二付取統  
居、追々庄屋村役人分も教諭を加付謹慎いたし、当時者煩敷唱も無之由承  
申候、以上

丑閏五月

兪議 平川

郡監付也

宗村弥久馬

〔付札〕

有 米 小  
吉 笠  
平 三  
井 上  
柏木  
道家  
佐久間  
御目附

此總十儀、盜再犯二付別紙書拔之通御刑法被 仰付置候通二而、其  
後相慎居候間、入墨被除下候様願之趣書面之通二付、御郡御目附付  
御横目聞方被 仰付候處、慎方相違無之、当時専ら石細工相稼候由  
二而、御答後最早六ヶ年二相成、追而之見合を以入墨被除下候儀、  
弥以相慎候様可被及御達哉

安政四年四月六日

惣十

前刑扣略

深川手永長野村

惣十

右者不届之儀有之、先年御入墨答た、き眉無之御刑法被 仰付置候處、其  
後相慎候付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

六月五日

御刑法方

御奉行中

熊谷市郎左衛門<sup>8</sup>殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀有之候而者難相濟事二付、弥  
以産業出精いたし候様可有御達候、以上

□ 覚

松山手水小曾部村

無高者

万五郎

歳五十三程

右者先年不届之儀有之、御刑法

被 仰付置候處、其後相慎当時之様子如何程二有之候哉之旨二付承繕申候  
處、同人儀不届之儀有之、去ル弘化二年八月入墨答百た、き之御刑法被  
仰付置、猶又嘉永三年五月不埒之儀有之三貫文之贖刑被

無御座改心仕、御百姓一遍二出精仕候間、入墨被拔下候様奉願候、此段與書を以申上候、已上

丑二月

内山又助<sup>4</sup>殿

井口呈助<sup>5</sup>殿<sup>印</sup>

北里傳兵衛<sup>印</sup>

御刑法方

御奉行衆中

本紙滿願寺村淺吉所業之様子精々見聞仕候處、御懲戒被 仰付候後、弥以農事一遍に打懸出精仕候趣二而改心之様子書面之通相違無御座候間、願之如く御印被拔下候様有御座度奉存候、右見聞之趣付紙を以申上候、以上

丑二月

小国御郡代衆中

松崎文兵衛

覚

北里手永滿願寺村

淺吉

歲三十三程

右者先年不届之儀有之、御刑法被 仰付置候處、其後相慎居候哉、當時之様子共承繕申候處、去ル安政四年比御刑法被 仰付候由之處、其後深改心いたし御教諭之趣廻役筋之差図茂堅相守、老母江事方よろしく家内睦敷村中之交り茂宜、以前者日稼体之暮いたし居候由之處、御咎後ハ農業一偏ニ身を委、村方ニ而者指折之精農ニ而此四五ヶ年者時々之糧物等積貯居、先中段位之御百姓ニ成立候由ニ而、諸上納等も並々越エ速ニ上納いたし、御咎後当年迄九ヶ年屹度相慎居候由唱承申候、以上

丑閏五月

工藤覚兵衛

倉岡運作

僉議 岡松

〔付札〕

本紙北里手永滿願寺村淺吉儀、前刑別紙書拔之通ニ而、安政四年十月ぬ之字入墨五十咎之刑被 仰付置候處、其後相慎居候ニ付、入墨被除下候様願之趣書面之通ニ付、御郡御目附付御横目聞方被 仰付候處、淺吉儀御咎後深改心いたし、役筋之教諭を相守、老母江事方宜、且以前者日稼体之ものニ御座候處、農業ニ基キ當時中段位之百姓ニ成立候趣委細別紙之通相達申候、此もの儀御咎後九ヶ年ニ相成慎方茂前文之通ニ而別紙例依除墨可被差免哉

御目附  
佐久間  
道家  
柏木  
井上  
有平  
吉  
小  
米

北里手永滿願寺村

淺吉

右者不届之儀有之、先年入墨咎た、き之御刑法被

仰付置候處、其後相慎居候付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

上

閏五月廿四日

御刑法方

御奉行中

小国

御郡代衆中

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀有之候而者難相濟事ニ付、弥以農業出精いたし候様可有御達候、以上

□ 覚

一 男老人 歲四十二

平井嘉右衛門  
深川手永長野村

惣十

右之者不届之儀有之、去ル安政四年四月六日額ニ入墨咎百た、き之

御刑法被 仰付、高麗門定小屋江被為差置候處、御年限相濟万延元年三月

廿三日日本所江被差返、兄茂左衛門江被引渡、是夕五年を過委敷書付を以御

達申上候様被仰付置候、依之同人家内ニ差加置申候處、其後謹慎第一ニ相

〔付札〕

米 小平 吉 郡 片山 柏木 道家 木村 御目附

儀慎方相違無之様子二而、御咎後最早十ヶ年二相成申候間、追々之見合を以入墨被除下、向後慎方之儀も例之通可被及御達哉

前刑

安政三年八月 川尻御加子武内

覚

川尻御加子渡邊陽之助弟

武内

右者先年不屈之儀有之、御刑法

被 仰付置候處、其後相慎居候哉、當時之様子委書付を以御達仕候様、御

達之趣奉承智承繕申候處、安政三年八月御咎

被 仰付候後弥以相慎、當時之行状慎方宜様子二相聞申候、此段見聞之趣

御達仕候、以上

二月廿五日

水谷三郎平

御刑法方

御奉行衆中

川尻御加子

渡邊陽之助弟

武内

右者先年不屈之儀有之、御刑法

被 仰付置候處、其後相慎居候哉、當時之様子共委書付を以御達仕候様御

達之趣奉承智承繕申候處、安政三年八月御咎被

仰付候後謹慎仕、當時之行状慎方宜様子二相聞申候、此段見聞之趣御達仕

候、以上

二月廿四日

川尻定詰

御勝手方附所也

御横目中

御刑法方

根取衆中

川尻御加子

渡邊陽之助弟

〔四〕

武内

右者不屈之儀有之、先年入墨咎た、き之刑被 仰付置候處、其後相慎居候由二付、此節入墨被除下被候、此段可有御達候、以上

三月十七日

御刑法方

御奉行中

川尻船頭也

小山造酒喜殿

三宅五郎左衛門殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀有之候而者難相濟事二付、弥

以相慎候様可有御達候、以上

□ 乍恐奉願覚

北里手永満願寺村

淺吉

当丑三十三才

右之者儀、菊池源兵衛於御山内御仕立之川苔盜取候内二者同類をも相誘盜

二罷越候次第不屈者二付、ぬ之字入墨五十た、き之御刑法被仰付、安政四

巳十月元々之通被引渡、屹度心底相改候様親類者勿論所役人分茂心を附、

御教諭之趣堅ク相守屹度改心致候ハ、是今五ヶ年を過委敷書附を以御達申

上候様被仰付置候處、去ル万延二酉年迄二五ヶ年二相成申候、然処淺吉儀

被返下候後少高受持御百性出精相働キ、御教諭之趣堅ク相守、家内睦間敷

ク諸事熟和二有之、諸出銀等其時々速二相納万端改心仕申候間、乍恐御入

墨被拔下候様奉願候、此段覚書を以申上候、以上

満願寺村庄屋

泰七

元治二年二月

北里傳兵衛<sup>3</sup>殿

右之通願出申候間、手永横目差出委敷見聞仕せ候處、庄屋泰七願之通相違



小
米 有 吉 平 郡
三 山 片 柏 道 木 村
御 目 附

〔付札〕

御目付衆中

後藤弾助

本紙龜助儀、甚兵衛方出京之供いたし候時分者勤 王之説を相唱、間  
 ニ心易もの抔江者相勸候事も為有之由之処、いつれも不用意之由ニ  
 而、其後者格別慚もいたし不申、当時ニ至り有之後悔いたし居候状之  
 由、承申候段、演舌

僉議分司平川駿太執筆

本紙外様足輕石原又勝育之叔父龜助儀、前刑別紙之通ニ而入墨答百三  
 年眉無之刑被 仰付、万延元年年限相濟被差返置候処、其後格別相慎  
 候付、入墨を除被下候様願出之通ニ付、御横目方及達候處、格別相慎  
 候趣本紙之通ニ候事、徒刑御免已後最早五ヶ年迄申處、龜助同様之罪  
 状ニ而一同御咎被 仰付候もの去春已来追々除墨御免ニ相成候見合も  
 有之候間、龜助儀も此節刺墨被除下已後慎方之儀例之通及達可申哉

前刑

生駒九左衛門組外様足輕

安政四年二月五日 佐藤龜助

長谷川勝次郎組外様足輕石原又勝育之叔父龜助儀、不屈之儀有之、先年入  
 墨答た、き眉無之御刑法被 仰付置候処、其後相慎居候由ニ付、此節右入  
 墨被除下候、此段可有御達候、以上

二月廿七日

御刑法方

御奉行中

奥田章左衛門殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀有之候而者難相濟事候付、弥  
 以相慎候様可有御座候、以上

□ 口上之覚

御加子渡辺陽之助弟

武内

右者先年御加子之節不屈之儀有之、安政三年辰八月御刑法被仰付御印入方  
 被仰付、父渡辺平左衛門家族ニ被仰付置候處、父兄之教訓ニ基キ其身ニ於  
 て茂相慎ミ、前罪を悔改心仕り孝心ヲ尽し申居候處、其後父平左衛門義病  
 死仕り、当時兄渡辺陽之助と同居仕り居申候、右父病死仕り候ニ付而者武  
 内儀存生之内不幸を懸候儀深く相悔、弥以本心引改、追孝慕參之儀茂無  
 怠、且兄嫂江之事方少し茂無余念、外出等之儀ニ至迄重畳相慎居申候處、  
 右御刑法被仰付候而今当年迄十ヶ年ニ相成少し茂申分無御座候、最早年齢  
 も四十七歳ニ罷成、弥以善心ニ立返り前非を悔慨嘆仕候ニ付、何卒追々之  
 御見合茂可有御座候間、御印拔方被 仰付被下候様奉願候、左候ハ、弥以  
 我身を顧ミ御国恩難有奉存尽善心を生し可申候ニ付、此段宜敷被成御達可  
 被下候、以上

元治二年二月

伍列御船頭

東彦四郎

安武貞記

野間直助殿

野間和次郎

宮村喜市殿

小山造酒喜<sup>1</sup>殿

三宅五郎左衛門<sup>2</sup>殿

僉議 平川

本紙武内儀、前刑別紙書拔之通安政三年八月御給扶持被差放ぬノ字  
 入墨四十答之刑被 仰付置候處、其後相慎居候付、入墨被除下候様  
 願之趣書面之通ニ御座候間、川尻御作事所御目附并同所定詰御勝手  
 方附所々御横目見聞之趣被相達候様及達候之處、別紙之通ニ而武内

□ 口上之覚

外様足輕石原又勝  
育之叔父

龜助

右者幼年之砌重御咎被

仰付、宿元江被差返候以後、謹慎罷在居申候付、奉願苗字大小差免一季二召抱、家政向等内外世話いたし候様申付置候處、万端手全二相勤、逸稜為合二も相成、且又老母数年病氣二罷成居申候處、手厚看病仕孝養筋深、心を用、透々二者文武をも心懸、弥以先非を悔、謹慎罷在申候、然處右龜助一列被勤謹慎之訳二御印拔方被 仰付候ものも御座候由承知仕居申候間、外之御見合を以何卒御印拔御免被 仰付被下候様奉願候、此段可然様御達可被下候、以上

十一月

住江甚兵衛

覚

外様足輕石原又勝  
育之叔父

龜助

歳二十七程

右者先年不届之儀有之、御刑法被 仰付置候處、其後相慎居候哉、當時之様子共如何程二有之候哉之旨に付承繕申候處、龜助儀者佐藤源太郎と為申者之養子二而、外様足輕被召拘置候處、先年不届之儀有之、苗字大小御取揚入墨百管三年届無之御刑法被 仰付、右年限相濟万延元年正月頃被差返候由之處、源太郎儀者龜助徒刑小屋江被差置候内病死いたし、実兄石原駒太も同様二付、同人養子石原又勝育二罷成、前非を悔相慎居候由、然二又勝家内者養祖母老人に而候得とも、病災不幸打続難立行處より家居壳払、養祖母者縁家之もの江預、又勝者実家より相勤候由二而、龜助儀兄者寄方共無之候處、又勝養祖母者龜助実母二而暫同居いたし居候へとも、何も手

稼等も無之心痛いたし居候由、尤同人儀筆算書見を茂心懸、氣働も相応二有之候付、世話人有之住江甚兵衛方江在付、同人方文久元年七月頃被奉願苗字大小差免、老人扶持二相応之給錢を遣し、一季二召抱物書被申付候付、石原龜助と相改、武芸之儀者弱柄二而十分二者出来兼候得とも、好之由二而出精いたし候由、然處甚兵衛方同二年以来両度程出京被 仰付候處、龜助儀每供いたし詰中諸用向等能弁候由二而、逸廉為合二為相成由、甚兵衛嫡子住江久彦方者歳十位二被相成、未夕時習館江茂出方無之由二而、龜助儀素読杯いたし遣、外二譜代之者も兩人様居候得共、格別書算等出来兼候由二而、龜助儀内外二懸精勤いたし候付、甚兵衛方より同年十二月頃賞美として紋服猶老人扶持給錢をも被増遣、家政之儀万端世話いたし候様被申付候處、弥以差人精勤いたし候由二而、往々者譜代二被致候内存二而被居候由、扱又前文実母者最早及六旬兼而病身二有之候二付而者、龜助儀勤之透を見立有折安否を尋、又勝儀者小身之者に而十分之育も出来兼候付、龜助給米等之内を分遣成丈実母二者不自由無之様心を用候由、右之通に而、龜助儀先年御刑法被 仰付候儀當時とも相慎居候由唱承申候、以上

丑二月日

山口純太郎

松原彦弥太

岩佐儀藤次

山田五次兵衛

城素兵衛

上垣七作

河崎嘉右衛門

大塚権三郎

小原権内

松尾形助

## 史料紹介『除墨帳』（二）

長屋 佳歩  
安 高 啓 明

本稿は、『西南学院大学博物館研究紀要』第八号に載録した『除墨帳』（一）の続編である。本史料の性格や構成については、前編を参考にしていただきたいが、前編と本編に加え、小林宏・高塩博編『熊本藩法制史料』（創文社、一九九六年）に所収される「除墨帳（抄録）」を以て熊本大学附属図書館寄託永青文庫資料『除墨帳』が全編翻刻となる。

幕府が享保の改革で導入した入墨刑は、熊本藩では中国律に倣い「刺墨」として創設された。これにあわせて熊本藩では、模範的な刺墨囚に対して「除墨」という制度を設けており、社会復帰を促す施策を行なっている。この制度は全国的にも稀有なものであり、罪人への教戒指導を主とした徒刑を先駆けて導入した藩ゆえの刑政観といえよう。除墨は赦免という一種の救済措置であり、刑法の施行細則は各藩の独自裁量に幕府から委ねられていたために創出された刑罰制度と位置付けることができる。

熊本藩の徒刑は、幕府の人足寄場や諸藩の徒刑・徒罪に影響を与えたと言われている。手に職をつけさせ、教戒指導を行なうとともに刑期満了後には一時金を支給する。いわば更生を促す刑罰制度を熊本藩が導入していたのは、本史料で取り上げている除墨にも相通じる刑政観である。公儀により前科を抹消されたことを公に示す除墨制度は、更生を前提にしているとはいえず、近世法制上では画期と評価できる。

本史料を通じて、熊本藩の特異性はもとより、幕藩体制下における司法制度のあり方を知ることができるであろう。幕府は法令により大枠を示しながら、藩の司法制度には介入しなかったために藩独自の刑罰体系が構築された。そこで、幕府と藩との司法制度の共通点や相違点についても、熊本藩政文書『除墨帳』からその一端を示していければと考えている。

## 【凡例】

- 一 判読し易さを考慮し、先に翻刻された『熊本藩法制史料集』の形式を参考に、各案件の冒頭には□印を付した。
- 一 人名と地名を除き、原則として旧字は常用漢字に改めたが、熊本藩特有の文字である「扱」や、「宛」を意味して用いられた「完」の表記は原文通り表記した。また、「処」・「處」の表記についても原文通りに表記した。
- 一 変体仮名は平仮名に改め、助詞として用いられた場合の「而」、「者」、「江」、「与」、「茂」については原文通り表記した。
- 一 罫字は一字分の空白に統一し、平出は原文通り改行した。
- 一 翻刻文を読み易くするため、読点・中黒を施した。
- 一 判読不能の文字は□で表示し、ルビにて「判読不能」、または「○〇カ」と補った。また、見せ消しの箇所には「」の記号を該当文の左部に付した。
- 一 原文における誤字や脱字は、ルビにて「ママ」と注記した。
- 一 貼紙や朱書の箇所にはそれぞれ「貼紙」「朱書」と補い、範囲が分かるよう「」で示した。奉行等の決裁を示す付札については、「付札」と補った上で、なるべく原史料に近づけるために囲って示している。
- 一 惣庄屋や郡代など比定できる人物については脚注で示している。

## 【資料紹介】

## 西南学院大学博物館所蔵「聖ロクス像」

下園 知弥

## はじめに

西南学院大学博物館所蔵の「聖ロクス像」は、同館が所蔵する計9体の「サント」(Santo)のうちの1体である<sup>1</sup>。サントとは、フィリピンにおける信仰的・民芸的伝統のなかで生まれた木彫ないし象牙彫の聖人像であり、フィリピン人信徒たちの信心の対象となっている「信仰の道具」の一種である。今日ではその歴史的・芸術的価値のゆえにアジア内外のコレクター・美術研究者たちの関心も徐々に集めるようになってきているが<sup>2</sup>、その一方で、我が国においては未だサントという歴史資料ないし芸術作品の知名度は皆無に等しく、サントをテーマとする展覧会もほとんど開催されていない<sup>3</sup>。むしろ、研究もほとんど進んでおらず、関連研究としてサントにまつわるフィリピンの宗教文化であるところのカトリシズムないしフォーク・カトリシズム<sup>4</sup>に関するいくつかの論文が著されているのみである<sup>5</sup>。このような我が国の状況に鑑みると、国内でサントを所蔵している稀有な博物館として、サントについての基本的な情報を提供することには相応の意義があると言えよう。

サントという歴史資料ないし芸術作品についてはほとんど知られていない一方で、「聖ロクス」という聖人については、我が国でも西洋美術研究者を中心としてある程度知名度があると考えられる。というのも、聖ロクスはキリスト教の聖人の一人であり、ある時はペストをはじめとする伝染病の守護聖人として、ある時はかの聖人に捧げられた教会の名称として、ある時は美術の主題として、聖ロクスの名前や姿を目にする機会が多いからである。とりわ

け、新型コロナウイルス感染症が流行している2020年現在、聖ロクスへの信心はカトリック文化圏を中心に再び注目を集め始めている。したがって、聖ロクスについての情報を提供することもまた、今日的な状況に照らして一定の意義があると思われる。

本資料紹介は、上記の事情をふまえた上で、次の三つの問いに答えつつ西南学院大学博物館所蔵の「聖ロクス像」について紹介したい。第一に、聖ロクスとは何者なのか。また聖ロクス崇敬はどのように始まり展開していったのか(1章および2章)。第二に、サントとは何か。その起源と造形的特徴について(3章から5章)。第三に、西南学院大学博物館所蔵の「聖ロクス像」にはどのような特徴が認められるか(6章)。

## 1. 聖人伝における聖ロクス

「聖ロクスとは何者なのか」という問いに対して、まずは辞書的な回答から確認してみたい。聖人研究の碩学である Donald Attwater は *The Penguin Dictionary of Saints* において次のような情報を提供している。

Rock 癒し手、14世紀、祝祭日：8月16日

聖ロクスはラングドックのモンペリエの生まれで、北イタリアで感染症が流行中であった時分に病者を癒した人物とされている。その伝説によれば、彼はペストが流行し始めていた時にローマへ巡礼に出ており、行く先々で超常的な仕方によって患者を癒していた。また、ピアチェンツァで彼自身が病に侵された際には、最



初に一匹の犬が彼を救護したと言われている。回復してから無事故郷に戻ってきた聖ロクスは、親族からロクスだと認識されず、〔ロクスの〕偽物として牢に繋がれ死んでしまった、とされている。別の資料では、この出来事が起きたのはロンバルディアで、かの地で彼は密偵と誤解されてしまった、と言われている。聖ロクスは今日でもフランスにおいて身体的な病に対する救いを求めて祈願されており、イタリアでもサン・ロッコ (San Rocco) として祈願されている。その名前はしばしばRochと表記される。芸術においては、しばしば犬を連れ添った姿で表象される<sup>6</sup>。

上述の情報は、多くのキリスト教辞典・聖人伝が共通して紹介しているところであり、聖ロクスについての一般の見解であると言えよう。このような聖ロクス観は、中世後期以来の諸聖人伝を典拠として確立したものであり、代表的には *Vita sancti Rochi* (Francesco Diedo著、ミラノ、1479年、ラテン語)、*Die Hystory von sant Rochus* (著者不詳、ウィーン、1482年/ニュルンベルク、1484年、ドイツ語)、*Acta Breviora* (著者不詳、ケルン、1483年/ルーヴェン、1485年、ラテン語フラマン方言)、*The Golden Legend or Lives of the Saints* (Jacobe de Voragine原著、William Caxston編訳、ロンドン、1483年、英語)、*Vie et légende de msgr. saint Roch* (Jehan Phelipot著、パリ、1494年、フランス語)、*Vita sancti Rochi* (Jean de Pins著、ヴェネツィア、1516年、ラテン語) などが聖ロクス伝ないしそれを収録した書物として知られている。

聖ロクスという聖人を知る上で、これらの聖人伝が持つ情動的価値は極めて大きい。というのは、今日私たちがかの聖人について有しているイメージのほとんどは、これらの聖人伝の記述ないしその記述を元にした視覚芸術に由来して作り上げられたものだからである。聖ロクスのイメージ確立に寄与した聖人伝の記述の例として、キャクストン版『黄金伝説』<sup>7</sup>のエピソードをいくつか引用してみよう。

### 【誕生と十字架のしるし】

聖ロクスはフランスの国境上に位置する大都市モンペリエの生まれで、高貴な家系の子孫であった。彼の父はヨハネ (John) という名のモンペリエ領主であり、フランスの高貴な家の出であった。かの父は高貴な生まれであり恵まれた領主であったけれども、極めて謙虚な徳の持ち主であった。父が娶った近縁の高貴な身分の妻は、リベラ (Libera) という名の美しい容貌の女性であり、二人はともに我らが主イエス・キリストへ敬虔に仕え、神への愛と聖なる業の内に過ごしていた。そうして順調な生活を長く営んでいたが、彼らは世継ぎの子に恵まれず、そのため彼らはしばしば祈願し、巡礼の誓いを立てていた。そしてある日、特別なことが起こった。我らが至福なる貴婦人 (聖母マリア) へ子を授かるようにと妻が熱心に祈りを捧げていると、観想の状態に没入し、そこで彼女は天使の声を聞いた。「おお、リベラよ、神は汝らの願いを聞き入れてくださった。汝らはその請願に対して神の恩寵を授かるであろう。」それから直ぐに、彼女は夫のもとに行き、天使から聞いたことを彼に話した。そうして彼らが喜びに溢れつつ夫婦の営みを終えると、彼女は子を孕んだ。その時授かった子は、その洗礼の際にロクス (Rochus or Rocke) と名付けられた。このロクスは左肩に十字架のしるしが刻まれており、それは彼が神の寵愛を受けし者であることのしるしであった<sup>8</sup>。

### 【巡礼とペストの癒し】

そしてロクスは、父に命じられたことを終えると、故郷のモンペリエを去って種々の巡礼に出ることを宣告した。そして彼は、巡礼の衣を纏い、帽子を被り、巡礼印を肩に着け、右手に巡礼杖を持ち、出発した。

それから多くの砂漠を経て、彼はローマへとやってきた。ラテン語でアクアペンデンス

(Aquapendens) と呼ばれるペストが蔓延していた街に入ると、旅の途中で多くのことを聞き及んでいたロクスは、望んでかの街の病院へと向かった。滝の池 (Water-hanging) と呼ばれるその街の病院には、ウィンケンティウス (Vincent) という熱心な祈り手・働き手がいて、彼はその病院を管理しており、日夜そこで病人たちに仕えていた。ウィンケンティウスは若く華々しい男であるロクスがペストに罹患してしまうのではないかと怖れたが、やってきたロクスが病める者たちをキリストの名において祝福し、彼らに触れるや否や、病める者たちは全快した。そして彼らは直ぐに、聖なる人ロクスがやってきたのだ、と告白した。彼らは皆、ペストの猛火に侵されて悩み苦しんでいたが、ロクスはすべての病院を訪問して、その猛火を打ち消し、病から救っていった。かの街を出ていった後も、ロクスはペストに罹患している家々に入ってゆき、十字架のしるしとイエス・キリストの受難の思い起こしによって、すべての者をペストから救い出した<sup>9</sup>。

#### 【ゴットルドの獵犬】

その木の近くには小さな村があり、そこには貴族たちが住んでいた。彼らの中にはゴットルド (Gotard) という神に愛されし者がいて、彼は大きな農場と世帯を有していた。このゴットルドは多くの獵犬を飼っていたが、そのうちの一匹は彼に非常に懐いていて、食卓から堂々とパンを運び出すことができた。そしてロクスがパンに欠いている時には、その獵犬が、神の遣わしによって、主の食卓からロクスの元へとパンを持ってきたのであった<sup>10</sup>。

#### 【投獄と帰天】

それから聖ロクスは、悔い改めの巡礼として、神への愛に燃えつつ、故郷へと向かうことにした。そしてアンブレリアと呼ばれるロンバルディアの領地にやってきて、かの地の領主が

戦争をしていたアルマンへ向かわんとしたが、そこで聖ロクスは領主の騎士たちに密偵として捕らえられ、裏切り者として彼らの領主のところへ連れていかれた。常々イエス・キリストへ信仰告白していたこの至福なる聖人は、〔イエスの〕代理人となって狭く苦しい牢獄へと入れられて、喜んで苦痛を身に受けた。その牢獄で彼は日夜イエスの名を記憶し、かの牢獄が彼の信仰を損なわせることなく、しかし荒れ野に身を置き悔い改めをせんがためにその境遇が続いても良いということを神に祈るよう、自らに命じた。そして彼は、5年間、祈りのうちにその牢獄で過ごしたのであった。〔中略〕そして牢獄にやってきた彼ら (領主たち) は、聖ロクスがこの世を去ったことに気づき、また牢獄中がまばゆい明かりで満ちているのを見た。その光景は、彼らがかの人は神の友であったと疑いの余地なく信じるのに十分なものであった。彼の額には大きな蠟燭が燃えており、足にも同じものが燃えていて、その蠟燭によって彼の全身は輝いていたのであった。さらに、彼らがかの人の額に前述の表 (天使がロクスの臨終に際して刻んだ文字) が記されているのに気付いた。それによって彼らは至福なるロクスの名を知ったのであった。かの名は権威的な名として知られていたのであるが、それは、かの都市の領主の母は聖ロクスがモンペリエの領主ヨハネの息子であることをずっと前から知っており、かのヨハネと我々が語ったところのこの領主は兄弟だったからである。このような出来事が起きてしまったのは、彼らがロクスの名を知らなかったからであった。それから彼らは、聖ロクスに刻まれていた十字架のしるしによっても、彼が領主の甥であると知った。そのしるしは、以前に述べたように、彼がその母の胎より出てきた時から有していたしるしであった。それから彼らは、自らの行いを後悔し、深く嘆き悲しんで、終にはかの都市のすべての人々と共に聖ロクスを荘厳かつ敬虔に埋葬した。それからまも

なく、かの聖なる人は、教皇によって栄光の内  
に列聖されたのであった<sup>11</sup>。

これらのエピソードは、聖ロクスの伝承の中でも  
とりわけ有名な箇所であり、近代以降の聖ロクス表  
象の中核となっている。すなわち、これらの描写  
は、近代以降の諸聖人伝にも記され、祈禱文や絵画  
の主題にもなり、今日私たちが知る聖ロクスのイ  
メージの主要な源泉とされ続けている。

## 2. 西欧における聖ロクス崇敬の伝統

上記のキャクストン版『黄金伝説』における聖ロ  
クス伝は、先行する諸聖ロクス伝を源泉として記さ  
れたものであるが、聖ロクス伝の起源と伝承過程に  
ついては諸説ある。聖ロクス研究で一般に認められ  
てきた定説<sup>12</sup>では、14世紀末から15世紀初頭頃に原  
ロクス伝とも言うべき文書（現存せず）がまず存在  
し、この原ロクス伝に依拠して*Acta Breviora*、*Vita  
sancti Rochi*、*Die Hystory von sant Rochus*といった  
テキストが現存する初期の聖ロクス伝が著されたの  
だと考えられている。従来の説では、テキストが現  
存する最も古い聖ロクス伝は*Acta Breviora*であり、  
その執筆年代は1430年から40年頃と推定されてい  
たが、近年の文献学的研究によって諸聖人伝の執筆年  
代と相互関係が見直され、*Acta Breviora*の年代も  
大幅に年代が下るかたちで修正されている<sup>13</sup>。議論  
は継続中でありさまざまな説が唱えられているた  
め、確定的なことを述べるのは難しいが、いずれに  
せよ、聖ロクス伝が西欧世界で急速に普及したのは  
複数の訳が登場した15世紀最後の四半世紀以降のよ  
うである。したがって、この時代を聖ロクス崇敬の  
一つの転換点と見做すことができよう。

15世紀最後の四半世紀以前、すなわち聖ロクス伝  
の諸訳が西欧各地に広まる以前、この聖人に対する  
崇敬がどのように始まり広がっていったのかを詳細  
に知ることは難しい。というのは、14世紀末から15  
世紀前半にかけての聖ロクス崇敬の痕跡を示す資料  
は、史実か定かではない証言や記録に限られている

——あるいは、年代の確定をめぐる論争中である  
——からである<sup>14</sup>。15世紀後半になるとイタリアを  
中心として聖ロクスの肖像画や現存する聖人伝の写  
本が現れるようになるため、この時期までには聖ロ  
クス崇敬が西欧の民衆の間で広まり始めていたこと  
は間違いない。

聖人伝が普及して以降の聖ロクスに関する視覚芸  
術に注目すると、16世紀までには表象的伝統が形成  
されており、この聖人の図像にいくつかの典型的特  
徴を見て取ることができる<sup>15</sup>。

第一に、太ももの傷（黒痣）を露出した姿によっ  
てしばしば描かれる（図1）。この黒痣はペストに罹  
患した「患者」のしるしであり、「患者」としての  
聖ロクスは、この痣を指し示すことで、自らがかつ  
てペスト患者であったことを表しているのである。  
なお、天使がこの黒痣を治癒する様子が描かれるこ  
ともある（図2）。

第二に、都市のペスト患者たちを癒す「治癒者」  
としてもしばしば描かれる（図3）。その描写は先に  
紹介した聖ロクス伝の一場面、すなわち巡礼の最中  
に行った治癒の奇跡を描いたものである。また、ペ  
スト患者の治癒に際して聖母の執り成しを願う様子  
や聖ロクスの奇跡に助力する天使が描かれることも  
あり、癒しの描写にはいくつかのヴァリエーション  
が見られる。

その他には、「巡礼者の装い」や「同伴する犬」  
（ゴットルドの獵犬）なども聖ロクスの図像的特徴  
として挙げることができる（図4）。これらの特徴も  
また、聖人伝の描写に基づくものである。そしてこ  
れらの図像的特徴の多くは、フィリピンにおける聖  
ロクスのサントにもそのまま継承されている。

## 3. フィリピンにおけるサント崇敬の起源

元々はイスラーム教が広く信仰されていたフィリ  
ピンにキリスト教が到来したのは、1521年、セブ島  
の港へマゼラン船団が来航した時のことである。こ  
のスペインの船団を率いていたフェルディナンド・  
マゼラン（Ferdinand Magellan, 1480-1521）は周





図1  
《聖ロクスと天使》  
1480年／バルトロメオ・ヴィヴァリーニ／板絵



図2  
《聖ロクスと天使》  
1545年頃／マッテオ・ダ・ブレスキア／キャンバスに油彩



図3  
《ベスト患者をいやす聖ロクスと栄光の聖母》  
1575年頃／ヤコポ・バッサーノ／キャンバスに油彩



図4  
《天使に孤独を慰められる聖ロクス》  
1580年／パオロ・フィアミンゴ／キャンバスに油彩



知のとおり宣教師ではなく航海者であったが、キリスト教国からやってきた彼らは、キリスト教の信仰と文化を初めてフィリピンにもたらした。マゼランたちがフィリピンにもたらしたとされるキリスト教関連の文物の一つに、サント・ニーニョ（幼児キリスト）の像がある。同船団に乗船していた歴史家アントニオ・ピガフェッタ（Antonio Pigafetta, 1491-1534）は次のような証言を記している。

晚餐（昼食）の後、司祭と他の幾人かが女王へ洗礼を施すために浜辺へと行った。かの女王は40人の女性たちを従えてやってきた。我々が彼女を壇上まで案内すると、彼女は敷物の上に座らせられ、他の女性たちは彼女の側につき、司祭の準備が整うまでそうしていた。私は彼女に我々が貴婦人（聖母マリア）の像と非常に美しい木彫の幼児キリスト像、そして十字架を見せた。すると直ぐに彼女は懺悔を行って、そして涙を流しながら洗礼を請うた。〔中略〕彼女は我々に、偶像と取り替えるためにその小さな幼児キリストを自分にくれないかと頼み、そうして立ち去っていった<sup>16</sup>。

[傍点引用者]

この伝説めいた証言をそのまま信じることはできないが、フィリピンの人々がマゼラン船団の来航によってキリスト教の文物を目にし、何らかの印象を受けたのは事実であろう。なお、この時女王に贈られたとされるサント・ニーニョ像は1565年にセブ島へやってきたスペイン人たち（フィリピン総督ミゲル・ロペス・デ・レガスピの船団員）が現地の火事で焼け落ちた家屋より発見した像——それは土着風の衣服や装飾を飾り付けられていた——と同一視され、「セブのサント・ニーニョ」（Santo Niño de Cebu）として現在に至るまでフィリピン人信徒たちの崇敬を広く集めている<sup>17</sup>。

上記のエピソードは、フィリピンにおける「サント」（Santo）すなわち「木彫ないし象牙彫の聖人像」の伝統がサント・ニーニョ像から始まった可能

性を示唆している。とはいえ、この像よりも早く1512年にポルトガルの漂流民によって聖母マリア像が持ち込まれていたとする伝承<sup>18</sup>も存在し、セブのサント・ニーニョ自体の出自も定かでないことから、フィリピンにおけるサント崇敬の起源となる時期を厳密に確定することは難しい。確かなのは、16世紀にいくつかの聖人像がフィリピンに持ち込まれていたこと、そして続く世紀には現地の職人たちの手によって聖人像が掘られるようになっていたことである。

聖人像の伝来以降、サントの伝統確立に寄与したフィリピン人職人たちの技術は、主に二つのルーツが指摘されている。一つは、中国との影響関係の中で発展していたフィリピン独自の（あるいは中国とフィリピンの折衷的な）工芸文化である。たとえば、ルソン島のラグナにはパエテ（Paete）——鑿を意味するパエト（Paet）に由来する——という村が存在するが、この村は1571年に西欧人が訪れた時にはその伝統的な木彫技術で既に知られていた。また、象牙のサントの様式には中国的な要素が見られることから中国由来説も想定されうるものの、そうしたサントの大半もやはりフィリピン人の手によるものが大半であると研究者らは考えているようである<sup>19</sup>。いま一つのルーツは、西欧の職人たちがもたらした工芸文化である。たとえば、1581年にフィリピンへやってきたイエズス会士アントニオ・セデーニョ（Antonio Sedeño, 1535-95）ら宣教師たちが新しい木彫技術と聖人像の造形を伝えたことが研究で指摘されている<sup>20</sup>。したがって、フィリピンのサントは、技術的・表現的観点から言えば、西欧（特にスペイン）、中国、フィリピンの三つに起源を持つということになる。

#### 4. サントの様式的分類

サント研究の先駆者Ferdinando Zóbel de Ayalaは、「フィリピンのサント」（Philippine santos）を「スペイン統治の下、言い換えれば1565年から1898年の間に、フィリピンにおいて着彩され、彫刻さ

れ、成形されて制作された宗教的彫像」と定義している<sup>21</sup>。Ayalaがこのように時代を区切った理由としては、サントの本質をスペイン・カトリックとフィリピンの文化的結合に見ているからだと推測される。この定義をそのまま受容する場合、20世紀以降にフィリピンで制作された聖像を何と呼ぶべきかという問題が残るものの、この期間がフィリピンにおける聖像崇敬および聖像制作の最盛期であったことは間違いない。というのも、1898年はフィリピン独立革命の年であり、これと前後して教会でも改革運動や反教権主義（anticlericalism）の動きが生じているからである<sup>22</sup>。スペインからの独立を以ってフィリピンにおけるスペイン・カトリックの伝統が途絶えたわけではないが、独立を契機として信仰的関心の力点に変化していった——サントのようなスペイン・カトリック由来の信仰文化よりも「解放の神学」のような土着的・今日的問題へと関心の比重が移っていった——ことは確かである<sup>23</sup>。それゆえ、1898年をフィリピンにおける信仰文化の一つの区切りとするのは妥当であろう。

Ayalaはサントを定義しただけでなく、今日研究者の間で一般に認められているサントの様式的分類も試みている。その類型は、「民衆的」(popular)、「古典的」(classical)、「装飾的」(ornate)の三つである。以下、先行研究<sup>24</sup>に即しつつ、各々の様式の特徴を簡単に見ていきたい。

#### 【民衆の様式】

教育を受けていない彫像師の手による、洗練されていない様式。個人の家屋に備える目的で制作された私的信仰のための聖像であると考えられる。個人の家屋に祀るためのものであるゆえにサイズは非常に小さく、彫像師に技量のゆえに彫刻しやすい木製の素材が選ばれ、はっきりとした（言い換えれば、粗野な）彩色が施されている（図5）。

#### 【古典の様式】

十分な技術を有する彫刻師の手による、スペインおよびラテンアメリカの造形的特徴を保持している

様式。ルネサンスからロココに至るまでの、とりわけバロック期の西欧の芸術様式を踏襲しており、同時に装飾のモチーフや衣類の表現には中国からの影響も認められる。広範なカテゴリーがこの様式には含まれており、フィリピンにおけるサントの様式の「典型」とされている。多くの特徴が外来の技術・文化に由来しているが、単なる異文化のコピーではなく、フィリピン独自の特色もその様式の中に認められる（図6）。

#### 【装飾の様式】

古典の様式とほぼ同様の芸術の影響下に形成された様式だが、スペインにおけるバロックおよびロマン主義の様式からの特に強い影響が認められ、細部を豊かにかつ現実的に装飾することにより強い関心が示されている。装飾の様式には二つの異なる素材カテゴリーがあり、一つは「象牙彫」(Ornate ivories)、いま一つは「木彫」(Ornate wood sculpture)である。前者にはさまざまなヴァリエーションがあり、全身が象牙製のものもあれば頭部や手足など一部分だけが象牙製のものもある。どちらも目玉には彩色したガラスを用いるのが一般的である。衣装の装飾には金銀の豪華な刺繍が施されることもあった。これらの装飾の様式のサントは、早くとも18世紀後半以降、そのほとんどは1800年以降に制作されたものだと考えられる（図7）。

## 5. 聖ロクスのサント

サントの主題には、その起源とされているサント・ニーニョはもちろんのこと、聖母マリアやカトリックの聖人たちも選ばれている。イエス・キリストや聖母マリアのサントが人気であることは云うに及ばないが、聖人のサントとしては、フィリピン人信徒の心性により近い来歴・聖性をもつ聖人がより好まれている。たとえば、大天使ミカエルや農民聖イシドロ（マドリッドの聖イシドロ）はサントの主題としてしばしば選ばれており、前者は略奪者たちからの加護が、後者は日々の農業に対する加護



図5  
《聖人像（無原罪の御宿り？）》（民衆の様式）  
制作年不詳／作者不詳／木彫



図6  
《聖母マリア像》（古典の様式）  
制作年不詳／作者不詳／木彫



図7  
《聖母マリア像》（装飾の様式）  
制作年不詳／作者不詳／木彫、シルクに金糸



が、それぞれ期待されている聖人である<sup>25</sup>。そしてこの二者に並んで、聖ロクスもまた、フィリピンのサントとして人気の主題であった。

聖ロクス（そしてそのサント）がフィリピン人信徒たちの間で多くの崇敬を集めていたことは、聖ロクスのサントが数多く遺されていることから明らかなであるが、聖ロクスが疫病の守護聖人であったことから容易に推測できる。たとえば、聖ロクス像の一つ（図8）が制作された南イロコスでは、19世紀後半から20世紀前半にかけて、コレラや腸チフスなどの疫病が連続的に発生していたと言われていた<sup>26</sup>。また、聖ロクスは狂犬病の守護聖人としても認識されており、フィリピンは現代でも狂犬病の発症例が多い国として知られている。以上の背景を考慮すれば、聖ロクスの加護を求めるフィリピン人信徒が何世紀にもわたって数多く存在していたであろうことは想像に難くない<sup>27</sup>。

造形の観点から聖ロクスのサントについて言えることは、まずもって、民衆の様式が圧倒的に多いということである。厳密な統計データが存在するわけではないが、少なくとも先行研究で紹介されている聖ロクス像は、そのほとんどが民衆の様式であり、他の様式の例が挙げられることは稀である。その理由としては、聖ロクスが教会の司祭・宣教師たち以上に民衆の間で人気を得ている聖人だからではないかと推測される<sup>28</sup>。

次に、造形的特徴に注目すると、聖ロクスのサントには以下の三つの要素が典型的特徴として見出される。第一に、左足の太ももの傷（ペスト患者の証である黒痣）を指し示している点。ただし、誤って右足に傷が描かれているケースもある<sup>29</sup>。第二に、天使ないし犬（ゴツタルドの猟犬）という同伴者を伴って制作されることがあるという点。ただし、伝承の過程で同伴者部分が分離されてしまうこともある。また、犬の造形・色彩は統一されていないことが研究で指摘されている<sup>30</sup>。第三に、正面性が強調されている点。つまり、多くの聖ロクス像は、この像へ祈願する信徒と正面から向き合うような造形となっている。

第一の点と第二の点は、聖人伝および西洋美術の伝統に由来する特徴である。第三の点は、民衆の様式のサント全般にしばしば見出される特徴であり、おそらくこの特徴は、家庭用の小さな祭壇に祀られる——つまり、所有者である個々人の信徒と親密な距離にある——聖像という、用途に由来する特徴であろう。むろん、時代と様式の変遷に応じて造形もさまざまに変化するが、以上の三要素は聖ロクスのサント一般に共通して見出される特徴であると言える（図8-11）。



図8  
《聖ロクス像》（民衆の様式）  
制作年不詳／  
作者不詳（南イロコスの職人）／木彫





図9  
《聖ロクス像》(民衆の様式)  
制作年不詳 / 作者不詳 / 木彫



図10  
《聖ロクス像》(民衆の様式)  
制作年不詳 / 作者不詳 / 木彫



図11  
《聖ロクス像》(装飾の様式)  
制作年不詳 /  
作者不詳 (ハンガシナンの職人) / 象牙彫

## 6. 西南学院大学博物館所蔵「聖ロクス像」の特徴

それでは最後に、西南学院大学博物館が所蔵する「聖ロクス像」(図12-13)の特徴について確認していきたい。

19世紀にフィリピンで制作されたとされているこのサントは、素朴な造形をした木製の聖像である。完全な一木造りではなく、胴体と四肢のパーツが継ぎ合わされて制作されており、そのような脆い構造ゆえに右手と両足の部分が失われてしまっている(図14-15)。また、複数の色の顔料によって全身に塗装が施されているが、多くの部分が完全ないし不完全に剥落しており、鼻や頭頂部は元々の木材が露出している(図16)。彫刻や彩色の粗さから考えて、様式は「民衆の様式」に分類される。

聖ロクスのサントに共通する三つの共通要素のうち、「太ももの傷を指し示していること」と「正面性が強調されていること」の二点は明確に見て取ることができる。同伴者を伴っていない点は、元々は犬ないし天使と一組で制作されていたが伝来の過程で散逸してしまった可能性が考えられる。ただし、足元の台座ごと散逸してしまった現在では、元々単独であったのか、同伴者を伴っていたのかを推定することは難しい。

赤い顔料で胸に描かれている十字架(図17-18)は、おそらくこのサントの最大の特徴である。先行研究で紹介されている聖ロクスのサントには、胸に十字架が刻まれているものが皆無であり、そもそも身体に十字架の図像が描かれた聖ロクス像の作例自体が研究で指摘されていない。したがって、この「胸の十字架」という図像的特徴は、決して一般的でないと考えられる。むしろ、本論第1章で確認したように、十字架のしるし自体は聖人伝に由来するものであり、このサントの制作者の独創ではない。もっとも、聖人伝では「左肩」とされていたにもかかわらず「胸」に変わっており、この点はこのサントの制作者による勝手な改変であろう。

ではなぜこのような改変が行われたのだろうか。

可能性としては二つ考えられる。一つは、制作者が聖人伝を詳細に把握しておらず、聖ロクスの身体に刻印された十字架の位置を知らなかったという可能性である。十字架が描かれた聖ロクス像の作例がフィリピンにおいて一般的でないという事実に鑑みれば、これは十分に考える可能性である。いま一つは、肩よりも胸に描く方が「効果的」だったからという可能性である。効果的というのは、祈願する信徒の信心をより強く喚起するという意味であり、聖像や聖像画の多くが正面性を強調して制作されるのと同様の理由である。むしろ、これらの可能性は二者択一ではなく、十字架の位置を知らなかったゆえにその位置を自由に想像し、サントの機能を考慮した結果、胸に描くのが最も相応しいという結論になったのだ、と推測することもできよう。

サントの背面にも注目すべき特徴が見て取れる。それは背中に打ち込まれた釘(留め具)である(図19)。この釘はサント一般に見られるものではない。というのも、サントは通常、自立できるように制作されており、背面から紐等で固定する必要がないからである。もしこの釘が見た目通りサントを固定するためのものであるとすれば、それが付けられた理由として二つの可能性が考えられる。一つは、制作当初から自立に懸念があったため、予備の固定具として制作者の手により打ち込まれたという可能性である。いま一つは、サントの足(台座)の紛失か、あるいは家庭用祭壇の問題ゆえに、サントを自立させられなくなった所有者の手により打ち込まれたという可能性である。どちらの可能性も考えられるが、いずれにせよ、この釘は、この聖ロクス像が——自立できないにもかかわらず——実際に聖像として祭壇に祀られ、信心の対象となっていた事実を示唆する重要な「痕跡」であると言えよう。

## おわりに

サントという「信仰の道具」は、フィリピンにおいて長い伝統があるものの、フィリピン国外ではほとんど知られていない。Ayalaの論文をはじめとす



図12  
《聖ロクス像》(正面)



図13  
《聖ロクス像》(背面)



図14  
右腕部拡大図



図15  
脚部拡大図



図16  
顔面拡大図





図17  
胸の十字架



図18  
十字架拡大図



図19  
背面の釘（留め具）



る20世紀後半以降のサント研究の成果はその状況をわずかに変えつつあるかもしれないが、研究者の間でさえ国際的な知名度を獲得しているとは言い難いのが現状である。

その一方で、コレクターやバイヤーの手を通じてフィリピン国外にサントの実物が持ち出されているのも確かな事実であり、その実例の一つが西南学院大学博物館の所蔵する「聖ロクス像」である。未だ発展途上であるサント研究において、資料の実物を有していることは大きな利点である。この利点を無駄にしないためにも、更なる調査研究と継続的な収集活動を行うことが西南学院大学博物館には求められるだろう。

註

- 1 西南学院大学博物館が所蔵するサントについては、本論文の補遺「西南学院大学博物館のサント・コレクション」を参照。
- 2 フィリピンの美術市場においてサントが注目を集めたのは20世紀後半からであると考えられる。フィリピンの美術史家Esperanza B. Gatbontonは1979年に刊行した研究書において「過去15年にわたってフィリピンのコレクターたちはサント像に大きな注目を寄せ続けている」と述べている。Cf. Esperanza B. Gatbonton, *A Heritage of Saints: Colonial santos in the Philippines*, Manila/Hongkong, Editorial Associates, 1979, p. IX.
- 3 管見の限りでは、日本において開催されたサントをテーマとする展覧会は「フィリピンの聖なる像 サント」（福岡アジア美術館、2003年）のみである。また、展覧会にサントを出品している展覧会としては、「境界は出会いの場 非西欧圏のキリスト教文化」（西南学院大学博物館、2008年）、「信仰の歴史 キリスト教の伝播と受容」（西南学院大学博物館、2016年）、「キリスト教の祈りと芸術 装飾写本から聖画像まで」（西南学院大学博物館、2017年）、「聖母の美 諸教会におけるマリア神学とその芸術的展開」（西南学院大学博物館、2019年）などが挙げられる。
- 4 フォーク・カトリシズムについては以下の文献を参照。Antoine Vergote, "Folk Catholicism: Its Significance, Value and Ambiguities," *Philippine Studies*, 30(1), Ateneo de Manila University, 1982, pp. 5-26.
- 5 邦語論文のうち、サントに間接的に関連するものとして、次の論文が挙げられる。梶原景昭、宮坂敬造「セブ市のサント・ニーニョ信仰——フィリピン地方都市研究の可能性」『民俗学研究』第43巻第3号、1983年、379-386頁。
- 6 Donald Attwater, *The Penguin Dictionary of Saints*, Penguin books, 1965, p. 299.
- 7 テキストは次の版を参照した。Jacobus de Voragine, *The Godlen Legend or Lives of the Saints as Englished by William Caxton*, vol. 5, London, J.M. Dent & Sons, 1900.
- 8 *Ibid.*, pp. 1-2.
- 9 *Ibid.*, pp. 3-4.
- 10 *Ibid.*, pp. 6-7.
- 11 *Ibid.*, pp. 9-12.
- 12 Pierre Bolle, "San Rocco di Montpellier: Una Lunga Ricerca Tra

- Archivi, leggende e Nuove Scoperte," Paolo Ascagni e Nicola Montesano ed., *San Rocco di Montpellier: Studi e Ricerche*, Atti delle Giornate Internazionali di San Rocco (Caorso e Cremona, 2-3 ottobre 2009), Tolve, CSDSD, 2015, p. 17; Paolo Ascagni, *San Rocco contro la Malattia: Storia di un Taumaturgo*, Milano, San Paolo, 1997, pp. 18-20.
- 13 Pierre Bolle, *op. cit.*, pp. 7-56.
- 14 聖ロクス崇敬の成立時期についての研究は以下の文献を参照。Paolo Ascagni, *San Rocco contro la Malattia: Storia di un Taumaturgo*, Milano, San Paolo, 1997, pp. 98-112; Louise Marshall, "A New Plague Saint for Renaissance Italy: Suffering and Sanctity in Narrative Cycles of Saint Roch," J. Anderson ed., *Crossing Cultures: Conflict, Migration, Convergence*, Melbourne, Miegunyah Press, 2009, pp. 543-549; Pierre Bolle and Paolo Ascagni, *Roch of Montpellier: Voghera and His Saint*, translation by Gina Torreggiani, Italian Association Saint Roch of Montpellier Center For Studies on Saint Roch - International Committee, original text 2001 (revised 2010), pp. 21-23.
- 15 聖ロクス表象の類型について、「患者」と「治癒者」の二側面から分類できるという観点は、河田淳「太もの「傷」——15世紀末イタリアにおける聖ロクス信仰の発展」、『ディアファネース 芸術と思想』第3巻、2016年、83-104頁を参照した。
- 16 Gabriel Casal, et al., *The people and Art of the Philippines*, Los Angeles, Museum of Cultural History, University of California, 1981, p. 85.
- 17 *Ibid.*, p. 88.
- 18 Begalado Trata Jose, "Santos: Philippine Images of the Sacred," 『フィリピンの聖なる像 サント』所収、福岡アジア美術館、2003年、33頁（邦訳は同書、15頁）。
- 19 Casal, et al., *op. cit.*, pp. 94-98.
- 20 *Ibid.*, p. 94.
- 21 Fernando Zóbel de Ayala, *Philippines Religious Imagery*, Ateneo de Manila, 1963, p. 10.
- 22 Cesar Adib Majul, "Anticlericalism during the Reform Movement and the Philippine Revolution," Gerald H. Anderson ed., *Studies in Philippine Church History*, Ithaca/London, Cornell University Press, 1969, pp. 152-171.
- 23 19世紀から20世紀にかけてのフィリピンにおけるカトリシズムの変化については次の文献を参照。宮脇聡史「『キリスト教国フィリピン』の現代カトリック協会の社会観・社会関与——その教会観との関わり」、『キリストと世界』第13巻、2003年、1-22頁。
- 24 Fernando Zóbel de Ayala, "Philippine Colonial Sculpture: A Short Survey," *Philippine Studies*, 6(3), 1958, pp. 257-62; Idem, *Philippines Religious Imagery*, pp. 25-33; Gabriel Casal, et al., *op. cit.*, pp. 94-98; Regalado Trota Jose, *Images of Faith: Religious Ivory Carvings from the Philippines*, Pasadena, Pacific Asia Museum, 1990, pp. 21-22.
- 25 『フィリピンの聖なる像 サント』福岡アジア美術館、2003年、9頁の資料解説を参照。
- 26 同書、10頁の資料解説を参照。
- 27 フィリピンにおける聖ロクス崇敬については次の文献を参照。Gatbonton, *op. cit.*, pp. 111-112.
- 28 Gatbontonは聖ロクス像の類型的傾向について「我々が彼（聖ロクス）を教会の『公的な』像として見ることは稀である。大抵の場合、彼の像は小さく、家庭用の大ききで、個人的な信心のために作られた類型のものである」と指摘している。Cf. Gatbonton, *op. cit.*, p. 115.
- 29 Gatbonton, *op. cit.*, p. 114.
- 30 Gatbonton, *op. cit.*, pp. 112-113.

## 引用図版出典一覧

- 図1 《聖ロクスと天使》  
St Roch and the Angels  
1480年／バルトロメオ・ヴィヴァリーニ／板絵  
サンテウフェーミア、ヴェネツィア  
出典：Web Gallery of Art (<https://www.wga.hu/index.html>)
- 図2 《聖ロクスと天使》  
St Roch with the Angels  
1545年頃／マッテオ・ダ・ブレシア／キャンバスに油彩  
ブダペスト国立西洋美術館、ブダペスト  
出典：Web Gallery of Art (<https://www.wga.hu/index.html>)
- 図3 《ベスト患者をいやす聖ロクスと栄光の聖母》  
St Roche among the Plague Victims and the Madonna in Glory  
1575年頃／ヤコポ・バッサーノ／キャンバスに油彩  
ブレラ絵画館、ミラノ  
出典：Web Gallery of Art (<https://www.wga.hu/index.html>)
- 図4 《天使に孤独を慰められる聖ロクス》  
St Roch in Solitude Comforted by an Angel (detail)  
1580年／パオロ・フィアミンゴ／キャンバスに油彩  
サンロッコ、ヴェネツィア  
出典：Web Gallery of Art (<https://www.wga.hu/index.html>)
- 図5 《聖人像（無原罪の御宿り？）》（民衆の様式）  
Unidentified Saint; possibly an Inmaculada Concepcion  
制作年不詳／作者不詳／木彫  
Locsin collection  
出典：Philippines Religious Imagery
- 図6 《聖母マリア像》（古典の様式）  
Apocalyptic Virgin usually associated with the Franciscan Order  
制作年不詳／作者不詳／木彫  
Araneta collection  
出典：Philippines Religious Imagery
- 図7 《聖母マリア像》（装飾の様式）  
Praying Virgin standing on a "pandan" palm  
制作年不詳／作者不詳／木彫、シルクに金糸  
Florentino collection  
出典：Philippines Religious Imagery
- 図8 《聖ロクス像》（民衆の様式）  
St. Roch  
20世紀前半／作者不詳（南イロコスの職人）／木彫  
サン・アグスティン博物館  
出典：The people and Art of the Philippines
- 図9 《聖ロクス像》（民衆の様式）  
St. Roch with Dog  
制作年不詳／作者不詳／木彫  
出典：A Heritage of Saints: Colonial santos in the Philippines
- 図10 《聖ロクス像》（民衆の様式）  
St. Roch with Angel  
制作年不詳／作者不詳／木彫  
出典：A Heritage of Saints: Colonial santos in the Philippines
- 図11 《聖ロクス像》（装飾の様式）  
St. Roch with leather halo and decorated garment  
制作年不詳／作者不詳（パンガシナンの職人）／象牙彫  
出典：A Heritage of Saints: Colonial santos in the Philippines

\* 図12-19は所蔵資料の撮影写真のため割愛。

補遺 西南学院大学博物館のサント・コレクション



補遺図1  
《聖母マリア像》  
Statue of Madonna  
19世紀／フィリピン／木彫  
資料番号：C-a-001



補遺図2  
《聖母マリア像（戴冠の聖母）》  
Statue of Madonna  
19世紀／フィリピン／木彫、ブリキ  
資料番号：C-a-002



補遺図3  
《無原罪の御宿りの聖母像》  
Statue of the Immaculate Conception  
18世紀／フィリピン／木彫  
資料番号：C-a-003



補遺図4  
《教皇像》  
Statue of the Pope  
19世紀／フィリピン／木彫  
資料番号：C-a-004



補遺図5  
《修道士像》  
Statue of the Friar  
19世紀／フィリピン／木彫  
資料番号：C-a-005



補遺図6  
《修道士像》  
Statue of the Friar  
19世紀／フィリピン／木彫（頭部は骨製）  
資料番号：C-a-006



補遺図7  
《大天使ミカエル像》  
Statue of Michael the Archangel  
19世紀／フィリピン／木彫  
資料番号：C-a-008



補遺図8  
《サント・ニーニョ像》  
Statue of Santo Niño  
19世紀／フィリピン／木彫  
資料番号：C-a-009



補遺図9  
《聖ロクス像》  
Statue of St. Roch  
19世紀／フィリピン／木彫  
資料番号：C-a-010

## サント関連資料



補遺図10  
《聖フランシスコ・ザビエル像》  
Statue of St. Francisco Xavier  
18-19世紀／ゴア（インド）／木彫  
資料番号：C-a-007

本資料はフィリピンではなくインドで制作された聖像であるため、サントの定義には当てはまらない。しかしその民芸的特徴や西欧の宣教師によってもたらされたと思われる技術的・造形的起源はサントに類似しているため、サント関連資料として位置づけた。





# 西南学院大学博物館所蔵「オランダ製『ワインボトル』」

鬼東 芽依

## 1 はじめに

本稿では、西南学院大学博物館が所蔵しているオランダ製「ワインボトル」(図1)について解説する。本資料は、オランダ国内の伝世品で、日蘭貿易に関連する資料として購入したものである。江戸時代の長崎・出島では、オランダ東インド会社の商館員たちがワインを持ち込んでワインボトルを廃棄しており(扇浦 2002: 98頁)、近年の発掘調査で出土例が多くみられる。出島に持ち込まれたワインは、贈答品としてオランダ商館長から長崎奉行などに贈られている(間庭 1976: 100頁)ことや、慶安3(1650)年にオランダ商館長から徳川家綱へ献上された(間庭 1976: 108頁)ことが知られている。ほかにも、ワインボトルの形を模したガラス製の徳利の存在も知られており(神戸市立博物館編 2011: 28頁)、日本国内で生産されたガラス製品にも影響がみられる。そのため、オランダ製のワインボトルは近世の日蘭関係を考古学的に検討するうえで参考となる遺物の一つである。

本稿では、オランダ製ワインボトルをガラス瓶に関する考古学的観察のもとに図示し、長崎市中・江戸府内近世遺跡でのオランダ製ワインボトル出土例を集成して紹介する。次に、史料から長崎・出島を中心とするオランダ人のワインボトル使用状況や、日本人にとってワインボトルがどのように捉えられていたのかを検討する。さらに、長崎出島以外へのオランダ製ワインボトルの流通の実態を、史料をもとに簡単に検討する。

## 2 本館所蔵のオランダ製フラスコ型ワインボトルについて

### 2-1. 本資料の概要

本資料の概要を、写真と実測図(図1・図2)をもとに述べる。本資料は首部(頸部)がやや傾いているため、二方向から実測した。なお、ガラス瓶に関する考古学的観察方法については桜井準也の研究(桜井 2019)、ガラス瓶の各部位の名称(図3)については山本孝造の研究(山本 1990: 333頁)、成形時の「欠点」の名称(図4)については渡辺宗男・天野八郎の研究(渡辺宗男・天野八郎 1975: 543頁, 図5. 21)を参考にした。

器高は17.4cm、外口径は2.7cm、内口径は2.0cm、胴部最大径は14.5cm、底径は12.4cmで、色調は濃緑色である。首部(頸部)はやや傾いている。底部は内側に上げ底(ヒール)状に大きく盛り上がりしており、キック(底部内面側頂点)は丸みを帯びている。首部には成形時、おそらく吹きおぼしの際にできたと思われる「首しわ」といわれる繊細な縦位の擦痕が無数にみられる。また、首部・胴部には最大で6mm程度の気泡がまばらにみられる。口部下側には、やや鋭いつば状になった突帯が付いており、口唇部の内側・外側には、口唇に直交するような幅1~2mm程度の傷が、内側には27本、外側には9本ほどみられる。しかし、内側の傷には潰れた箇所が多く、実際にはこれよりも本数が多かった可能性がある。間隔は狭いところで約2mmである。これらの傷は、ワインボトルの封および開封をする際にできた傷だと考えられる。ワインの封の手法の一つに、「シーリング・ワックス」で密閉するものがある。

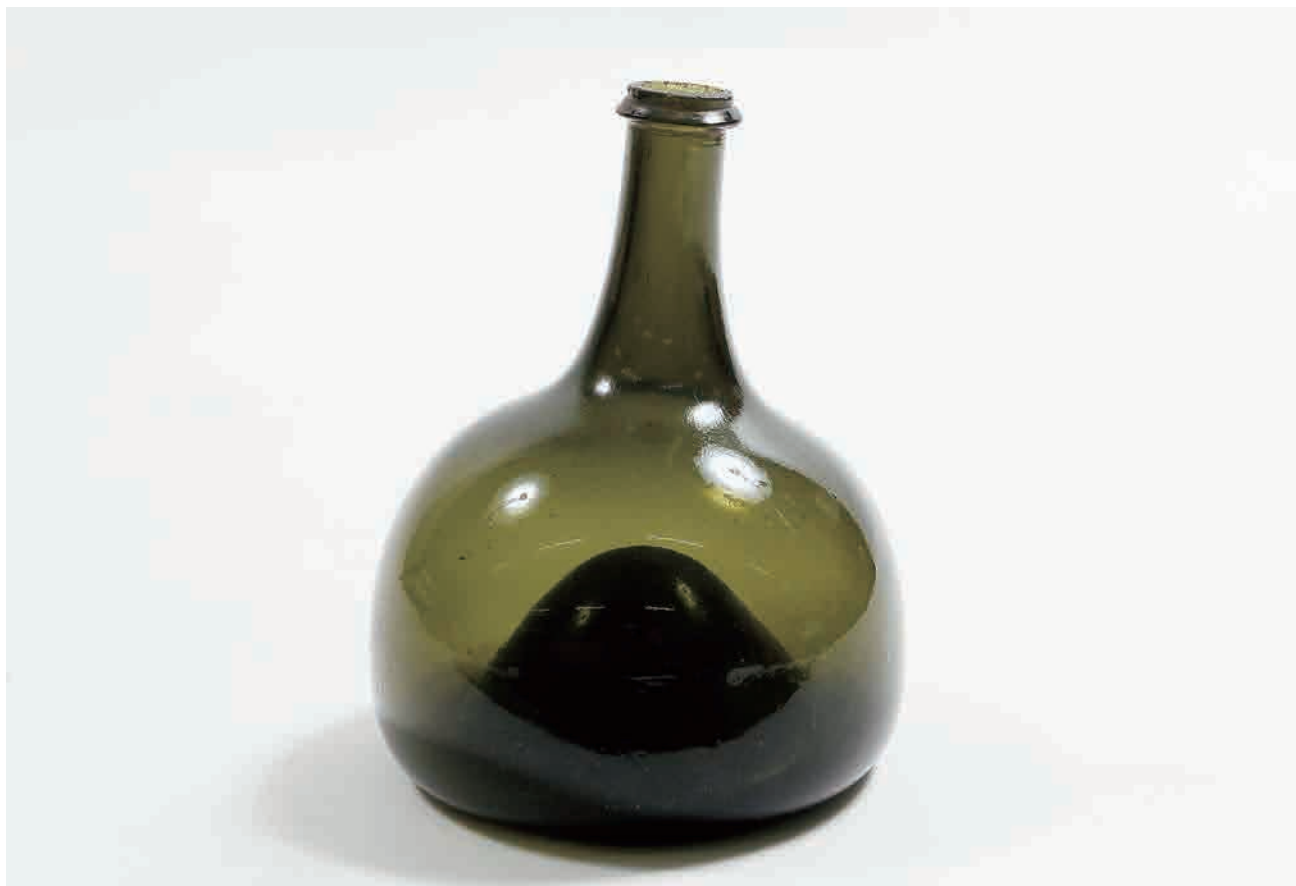


図1 オランダ製ワインボトル (西南学院大学博物館蔵) 上:全体 下:口部(口唇部)

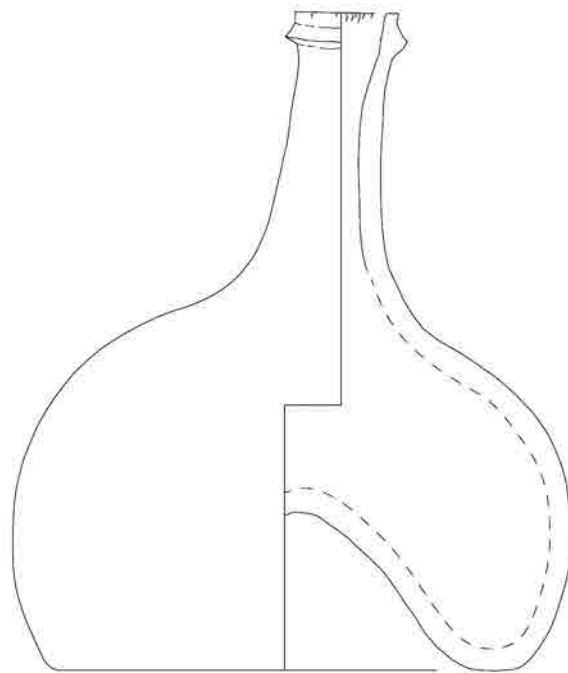
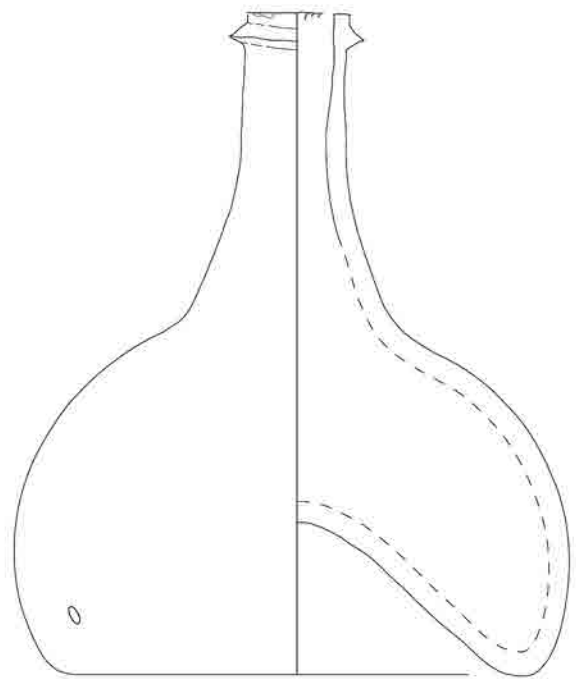


图2 实测图 (S=1/2)



コルクで栓をしたのち、熱で溶かした蠟（ワックス）に浸して密閉することで、湿気や虫害から守ることができる（山本 1990：293頁）。ほかに、コルク栓を外側から「針金（ストリング）」で縛り、その上から銀紙で包むという手法もある（山本 1990：294頁）。これらの封の手段から考察するに、口唇部外側の傷は「針金（ストリング）」などで縛る際にできた傷で、口唇部内側の傷は、開封の際にコルクや蠟などを取り除く際にできたとも考察できる。また、傷の数からして、一度の使用のみでできたとは考えにくいと、何度も再利用されていた可能性が示唆される。

本資料の形態的な特徴は、肩部から胴部にかけて半球形状に丸みを帯びる点や、底部が内側に盛り上がり極端な上げ底（ヒール）になっている点である。その特徴的な形状からイギリスなどでは「Onion（タマネギ）」（Dungworth 2012：P. 38, Fig. 1）、オランダでは「kattenkop（猫頭）」（Van den Bossche 2001：pp. 119-121）などと呼ばれ、国内では「フラスコ型」（高田・古賀編 2000, 宮下編 2008）と呼ばれる。本稿では、日本国内でオランダ製ワインボトルの出土例が一番多い長崎・出島和蘭商館跡の報告書（高田・古賀編 2000）に倣い、以下本資料と同形状のオランダ製ワインボトルをフラスコ型とする。フラスコ型ワインボトルは17～18世紀を中心に流通していたが、19世紀ごろになると現在も流通しているようなブルゴーニュ型・シャンパーニュ型のワインボトル（図5：西近畿文化財調査研究所編 1998：140頁, 第128図）が主流となり、類例をみなくなる。そのため、本資料は17～18世紀を中心にオランダで製作されたワインボトルとして一般的な例といえる。

## 2-2. 長崎市中・江戸府内遺跡出土のオランダ製ワインボトル

オランダ製のフラスコ型ワインボトルは、「オランダ東インド会社の船が訪れたいたる所で発見され」（岡 2019b：78頁）ている。日本においても、オランダ人が滞在していた出島和蘭商館跡では、多

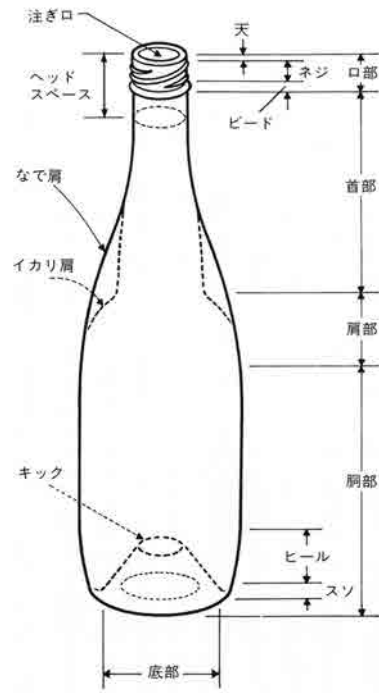


図3 ガラス瓶の各部位の名称（山本 1990：333頁）

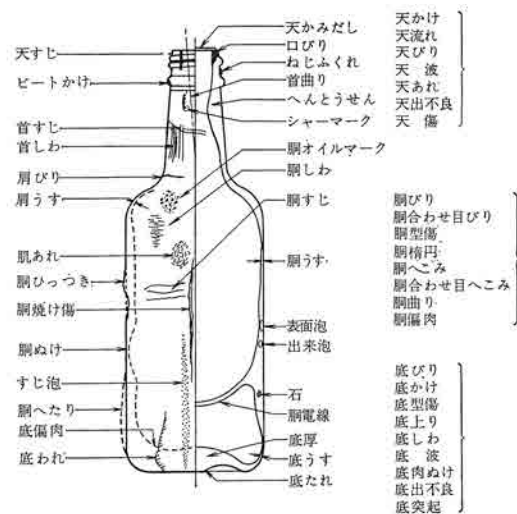


図4 ガラス瓶成形時の欠点の名称（渡辺宗男・天野八郎 1975：543頁, 図5. 21）



図5 ワイン瓶の形態（西近畿文化財調査研究所編 1998：140頁, 第128図）

表1 長崎市中・江戸府内出土のオランダ製ワインボトル

長 崎 市 中 出 土								
遺 跡 名	出土地点	大 き さ (cm)				色 調	年 代	報 告 書
		高 さ	口 径	底 径	胴部最大幅			
出島和蘭商館跡	SD 2	-	2.91	-	-	-	-	古門・川口編 2005：21頁第9図63
	元治築足	-	2.70	-	-	-	-	古門・川口編 2005：21頁第9図64
	元治築足	-	2.88	-	-	-	-	古門・川口編 2005：21頁第9図65
	元治築足	-	3.00	-	-	-	-	古門・川口編 2005：21頁第9図66
	元治築足	-	-	8.70	-	-	-	古門・川口編 2005：21頁第9図67
	ドウK外 D13-TC3c層	-	-	13.60	-	-	-	山口・田中編 2018：80頁第1表3
	OTTU外 D11-TaKダマリ	-	3.20	-	-	-	-	山口・田中編 2018：80頁第1表4-1
	OTTU外 D11-TaKダマリ	-	3.20	-	-	-	-	山口・田中編 2018：80頁第1表4-2
	エTP3 EZEHZ 7層	-	3.30	-	-	-	緑色	17~18世紀 岡編 2019b：82頁第2表14
	エTP 1 ECWHU11	-	-	7.30	-	-	緑色	17~18世紀 岡編 2019b：82頁第2表15
長崎奉行所 (立山役所) 跡	SD 1 上層	-	3.15	-	-	-	-	川口ほか編 2005：96頁第75図118
	SD 1 下層	-	3.15	-	-	-	-	川口ほか編 2005：96頁第75図119
	SD 1 下層	-	2.94	-	-	-	-	川口ほか編 2005：96頁第75図120
	SD 1 下層	-	-	-	14.20	-	-	川口ほか編 2005：96頁第75図124
	SD 1 上層	-	-	10.65	-	-	-	川口ほか編 2005：96頁第75図125
	SK75	-	-	11.34	-	-	-	川口ほか編 2005：96頁第75図126
	SD 1 下層	-	-	12.00	-	-	-	川口ほか編 2005：96頁第75図127
	SD1下層	-	-	11.10	-	-	-	川口ほか編 2005：96頁第75図128
桜町遺跡 ※1	30号土坑	-	2.87	-	-	暗緑色	19世紀前	扇浦編 2000：71頁第32図7
	30号土坑	-	3.26	-	-	暗緑色	19世紀前	扇浦編 2000：71頁第32図8
	31号土坑	-	-	-	14.44	暗緑色	19世紀中	扇浦編 2000：71頁第32図9
	1層	16.50	2.10	11.20	-	-	-	宮下編 2008：33頁第30図1
	1層	30.00	2.00	7.20	-	-	-	宮下編 2008：33頁第30図2
	-	-	-	8.40	-	-	-	19世紀 扇浦編 2018：19頁遺物観察表46
	Y4~6 1a層	-	-	10.00	-	-	-	宮下編 2019：41頁第5表2
万才町遺跡	SK63 ※2	-	3.19	-	-	暗緑色	-	宮崎・寺田編 1995：151頁第118図18
	SK26	-	2.2	-	-	-	-	川口ほか編 2007：55頁第10表3，第41図3
栄町遺跡	グリッド29-18、 レベル3.10	-	2.80	-	-	-	18世紀	永松編 1993：68頁第50図8
	グリッド40-14、 レベル3.13	-	-	10.50	-	-	18世紀	永松編 1993：68頁第50図9
岩原目付屋敷跡	SX 5 上層	-	-	11.22	13.70	-	-	川口ほか編 2005：96頁第75図123
江 戸 府 内 出 土								
細工町遺跡	330号遺構	20.30	3.10	10.00	12.00	-	-	新宿区厚生部遺跡調査会 1992：66頁第57図6

凡例

- (1) この表1の遺跡の掲載順序については、長崎県内と東京都内の報告書で実測図・写真などで詳細が報告されているもののうち、報告点数が多い順にまとめた。
- (2) 大きさの数値は、報告書で示されている数値以外に報告書中の実測図から筆者が再計測した数値も含まれる。

註

- ※1…桜町遺跡の1997年の調査では、ワインボトル・ジンボトルを含む洋酒瓶が数点出土した(高田編 1999：34頁)。うち、何点がワインボトルかは不明である。
- ※2…報告書内ではジンボトルとされている(宮崎・寺田編 1995，151頁：第118図)が、実測図は首部(頸部)から肩部にかけてなだらかに丸みをおびており、ワインボトルの可能性があるので、ここに含めた。

くの出土例がみられる。また、ワインを含む南蛮酒は「上流支配階級の贈答品の花形」（間庭 1976：94頁）で、オランダ商館長から長崎奉行などにしばしば贈られていたため、長崎奉行所立山役所跡をはじめとした長崎市内各地の遺跡からも出土例がみられる。今回は、長崎市中・江戸府内の近世遺跡から出土した主なワインボトルを集成しまとめた（表1）。

長崎市内では、出島和蘭商館跡・長崎奉行所立山役所跡（長崎市江戸町）・桜町遺跡（長崎市桜町）・万才町遺跡（長崎市江戸町）・栄町遺跡（長崎市栄町）などから出土している。出島和蘭商館は、オランダ人たちが実際にワインボトルを廃棄した場所と考えられるため、ワインボトルの出土例が極めて多い。一例を挙げると、オランダ商館長の居宅であったとされるカピタン部屋跡の調査では、「玉葱形」のワインボトルの口部（頸部）個体が349点、胴部個体が2935点、底部個体が706点出土している（山口・豊田編 2008：226頁）。長崎奉行所立山役所跡においては、2002～2004年の調査においてワインボトルが多数出土している。底部個体数は23点、口縁部は13点、そのほかにも類が特定できない破片が多数出土している（川口ほか編 2005：90頁）。長崎奉行にはオランダ商館長からワインが贈られていたという史実があるが、川口氏は「調査範囲が奉行所の本体部分から外れて」いるため、「奉行や目付の周辺で使用されたものは少なく」、「家臣や役人が使用したものが多いと推測される」としている（川口ほか編 2005：157頁）。そのほかにもワインボトルが出土している桜町遺跡、万才町遺跡、栄町遺跡などは、長崎奉行所立山役所と長崎奉行所西役所をつなぐ幹線道路の沿線上に位置していることから、近世を通じて「有力町人」や「商人」、地役人などが居住する一等地であった（川口ほか編 2007：3-4頁）。長崎奉行だけではなく、町年寄や乙名など長崎地役人の有力な町人たちも「オランダ渡り」のワインを嗜むか、もしくはワインボトル自体を貴重な舶来品として珍重していたと考えられる。

江戸府内では、細工町遺跡（東京都新宿区）から出土している。出土例が少なく、江戸府内の出土状

況については今後の課題としたい。

### 3 史料にみられるフラスコ型ワインボトル

#### 3-1. フラスコ型ワインボトルが描かれた史料

蘭学が盛んになると、知識人らによってオランダの風俗・文化についての概説書が著された。そのような概説書の中には、ワインについての解説とともにワインボトルが図示された例もある。長崎版画<sup>1</sup>では、しばしばオランダ人たちの饗宴の様子が描かれたが、18世紀に制作された長崎版画にもフラスコ型ワインボトルが描かれている。江戸時代中期ごろに制作されたと考えられている『出島蘭館図巻（西南学院大学博物館蔵）』にも同様のワインボトルが描かれており、出島で日常的に使用されていたことがわかる。ここからは、江戸時代に制作された史料におけるワインボトルに関して紹介する。

『蘭説弁惑』（図6）

『蘭説弁惑』は、蘭学者・大槻玄沢<sup>2</sup>のオランダに関する夜話を門人である有馬元晁が書き記したものである。天明7（1787）年に成稿した。この史料には、ワインボトルとみられるボトル瓶の図が描かれている。ワインボトルと思われる「ろんで・ほつとる」は、「五合たらず入俗にこれを丸ふらすことよふ」と簡単な解説を伴う。また、本文には「ふらすこは本名「ふれすく」此方にいふ類のものにはあらず。油薬名酒などいる、硝子器<sup>びいどろうつは</sup>をいふ。ここに諸図を出して、これを示す」とある。この文章からも、「丸ふらすこ」が「名酒」を入れていた瓶の一つであることがわかる。本文では直前に「葡萄酒」の項目があり、そこで「うゑいん」すなわちワインについて述べていることや、挿図として他にワイングラスなども描いており、それと関連してワインボトルも共に描いた可能性が高く、希少な例である。『出島蘭館図巻』（図7・8）

江戸時代中期に制作されたとみられる、出島の様子を描いたものである。元禄12（1699）年に幕府勘定頭・荻原重秀が長崎を巡察し、唐絵目利兼御用絵師・渡辺秀石に唐人屋敷と出島の絵図制作を命じた。その際に描いたと伝わる『長崎唐蘭館図巻（神



図6 『蘭説弁惑』（国立国会図書館デジタルコレクション）より「ろんで・ぼつとる」（右頁右側）

戸市博物館蔵』の、蘭館部分のみを写したものがこの『出島蘭館図巻』であると思われる。食事・演奏会・ピリヤードなどの様子が描かれ、出島に滞在していた商館員たちの日常生活に焦点を当てて描いたと思われる。また、役人として出島に出入りしていた日本人の姿や、出島で飼われていたさまざまな動物たちが描かれている。

本史料の中には二つのフラスコ型ワインボトルが描かれている。一つは<sup>よろいびつ</sup> 鎧櫃と思われる箱の上にジンボトルと並んで置かれている。ワインボトルには白い封がされており、中にまだワインが入っていると考えられる。もう一つは、従者が手に持っている。これも同様に白い封がされている。この封は注ぎ口を覆うような見た目であるが、材質や封の方法をこの絵図から特定することは難しい。しかしながら、江戸時代の国内においてワインが主に消費されていた出島において、ワインボトルがどのように扱われていたのかを伺えるものである。

長崎版画（図9・図10）

長崎版画は、江戸時代の長崎で版行された版画で、オランダ人の文化や風俗が主な題材となっていた（植松 2017：126頁）。その中には、オランダ人たちの食事や饗宴の様子が描かれたものがあり、フラスコ型ワインボトルが描かれた例もある。『阿蘭陀人食事之図』（図9）は18世紀に制作された長崎版画である。テーブルの左端に、ジンボトルと並んでワインボトルが置かれている。ジンボトルと比較すると極端に小さい印象を受けるが、色や形状、場面からしてワインボトルと考えてよいだろう。『阿蘭陀人康楽之図』（図10）には酒を酌み交わす男女の図が描かれている。足元にはいくつものワインボトルが転がっている。いずれの版画も18～19世紀に制作されたと考えられており、フラスコ型ワインボトルが流通していた年代と大まかに一致する。長崎版画は異国情緒を感じさせるために人気を博したが、ワインボトルも、勿論異国的なもののひとつとして捉えられていたのだろう。





図7 『出島蘭館図巻』(西南学院大学博物館提供)より 鏡櫃の上に置かれたワインボトルとジンボトル



図8 『出島蘭館図巻』(西南学院大学博物館提供)より 従者がワインボトルを右手に持っている。





图9 『阿蘭陀人食事之図』（長崎歴史文化博物館提供）



图10 『阿蘭陀人康樂之図』（神戸市立博物館提供）



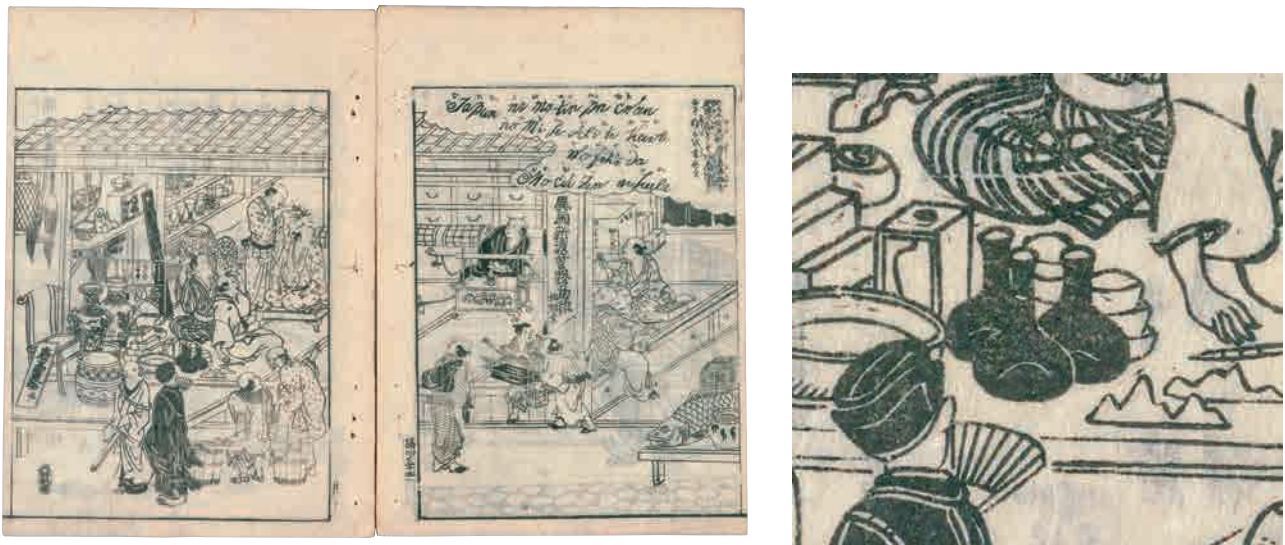


図11 『撰津名所図会』（国立国会図書館デジタルコレクション）より 唐高麗物屋・疋田蝙蝠堂の図

### 3-2. フラスコ型ワインボトルの流通状況について

フラスコ型ワインボトルを含むオランダ製の酒瓶は、内容物の消費後も容器自体が貴重な舶来品として国内に流通していたと考えられる。長崎に滞在していたオランダ東インド会社の乗組員たちが海へ投げ捨てた酒瓶を、長崎市中の人々が拾い、高値で売っていたという話も存在する（由水 1983：163-164頁）<sup>3</sup>。また、同様に海に捨てられた空瓶を「水夫が潜って回収」したり、「出島出入りの役人」が「駄賃代わりに空瓶を要求」したりしていたともいわれる（扇浦 2002：98-99頁）。さらには、拾われた瓶を「綿に包み、桐箱に収め」、「江戸や大坂の知り合い・親戚に贈った」（山本 1990：249頁）ともいわれ、日本国内での伝世品も知られている（永松 1993：147頁）。ここからは、これらの記述を踏まえながら、オランダ製ワインボトルの流通状況について史料をもとに検討していきたい。

『撰津名所図会』（図11）

撰津名所図会は、寛政8（1796）～寛政10（1798）年に刊行された。四巻大坂部上にある唐高麗物屋の挿絵の中に、フラスコ型ワインボトルが描かれている。この唐高麗物屋は疋田蝙蝠堂<sup>へんぶく</sup>といい、長崎を通して輸入されたオランダ・唐渡の商品を販売していたといわれる（宗政編 2000）。この図は、

店内でエレキテルの実演をしていることで有名である。左側にオランダ製のガラスや中国製陶磁器などが並んでいるが、エレキテルの実演を見て楽しんでいる二人の男性の傍らに、3本のワインボトルが置かれている。特徴的な丸みを帯びた形だけではなく、よく見ると底部のキックの部分まで描きこまれており、フラスコ型ワインボトルで間違いのないだろう。どのようにしてこの唐高麗物屋まで持ち込まれたかは定かではないが、長崎を訪れた大坂の商人や、長崎市中に住む人々が手に入れたものが大坂に持ち込まれたとも考えられ、日本国内でのオランダ製ワインボトルの流通の一端を知る史料となりえる。

『加賀屋引札（再版）』（図12）

加賀屋は、「江戸通塩町東側中程」<sup>とおしおちよう</sup>（現東京都中央区日本橋）にあったギヤマン問屋である。「和物・唐物・蘭物」という表記から、長崎を通じて仕入れたガラス製品を扱っていたのではないかと考えられる。この引札は神戸市立博物館所蔵のもので、同館所蔵の慶応3（1867）年の箱書きのある「蛭<sup>ひる</sup>つき付」<sup>4</sup>の梱包紙として伝来したものである。オランダ製ワインボトルとみられるものは描かれていないが、このような問屋が江戸にも存在したため、貴重なオランダ製ワインボトルも江戸まで流通していた

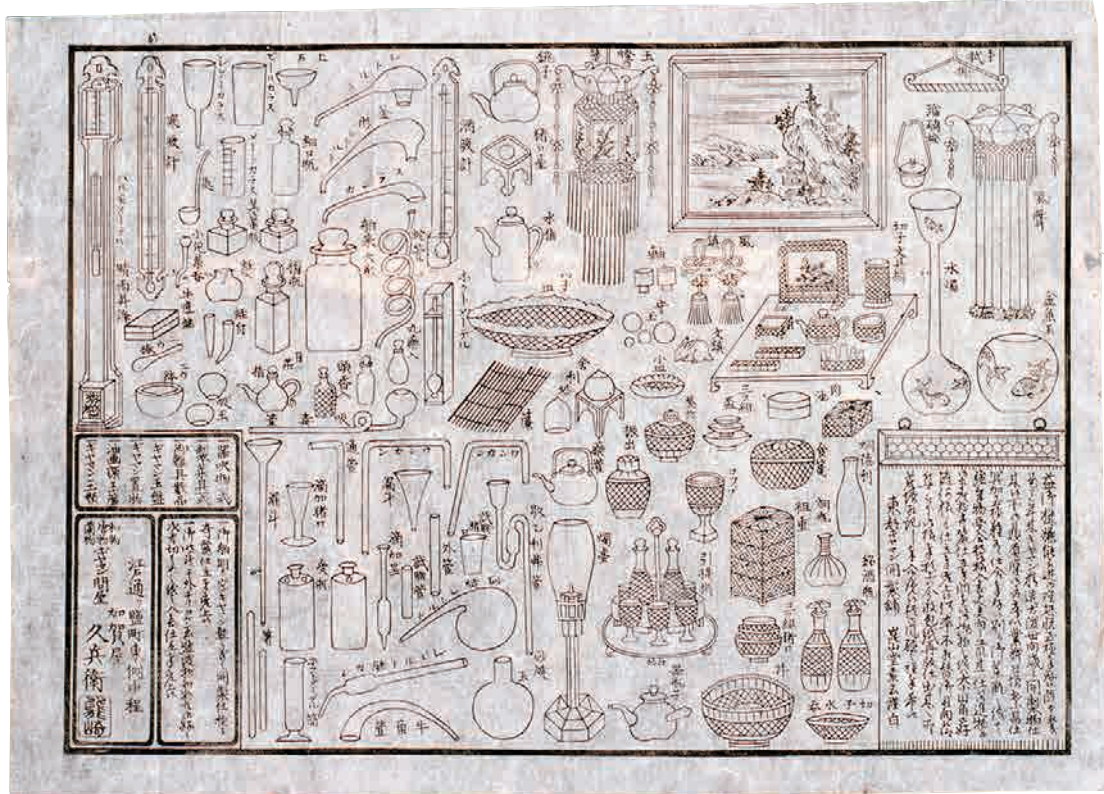


図12 『加賀屋引札 (再版)』 (神戸市立博物館提供)

状況が伺われる。

#### 4 おわりに

西南学院大学博物館所蔵のオランダ製ワインボトルについて、考古学的観点から特徴を観察・図化し、さらに史料にみられるフラスコ型ワインボトルと比較検討した。最後に、オランダ製ワインボトルの流通状況についても簡潔に整理した。

本資料の特徴として、口部（口唇部）の傷が挙げられる。長崎市内出土のオランダ製ワインボトルについては、特にこのような使用痕についての報告例は現在のところ知られていない。本資料はオランダ国内で伝来されていたことから、オランダ国内で何度も再利用された可能性が考えられる。そこで、このような使用痕がみられるのは、オランダ国内に限ったものであるのか、日本国内にも類例があるのか、今後さらに検討を重ねていきたい。

出土状況については、今回は長崎市内を中心とし

た検討にとどまった。長崎・出島以前にオランダ人が滞在していた平戸和蘭商館跡の報告書<sup>5</sup>においてもガラス製品の出土が言及されているが、具体的な器種については述べられていない。しかしながら、オランダ製のワインボトルが含まれている可能性は高いため、平戸和蘭商館跡での出土状況については今後の研究課題としたい。また、江戸・大坂など、国内の各地における近世のワインボトル出土状況や流通状況についても整理して検討したい。

#### 謝辞

本稿を執筆するにあたり、以下の方々のご協力を賜りました。

ワインボトルを考古学的に観察・検討するうえで、西南学院大学国際文化学部教授伊藤慎二先生に多大なご教授をいただきました。ここに深謝の意を表します。

長崎奉行のワインボトルをめぐる殺傷事件への対



応については、熊本大学大学院人文社会科学研究所准教授安高啓明先生にご教授いただきました。ここに感謝の意を表します。

近世史料の読解については、西南学院大学大学院国際文化研究科博士前期課程迫田ひなのさんにご協力頂きました。ここに礼申し上げます。

## 参考文献

- 植松有希・印田由貴子編 2017『長崎版画と異国の面影』板橋区立美術館・読売新聞社・美術館連絡協議会
- 岡泰正 2018「出島出土のガラス器について」山口美由紀・田中亚貴子編 2018『国指定史跡 出島和蘭商館跡 銅蔵跡他中央部発掘調査報告書第二分冊』76-85頁、長崎市教育委員会
- 岡泰正 2019a「ガラス製品」山口美由紀ほか編 2019『出島和蘭商館跡：中島川河川改修事業に伴う発掘調査報告書』154-156頁、長崎市教育委員会
- 岡泰正 2019b「出島和蘭商館跡 江戸町側出土の西洋陶器及びガラス器について」山口美由紀ほか編 2019『出島和蘭商館跡：出島表門架橋に伴う発掘調査報告書』59-86頁、長崎市教育委員会
- 扇浦正義編 2000『桜町遺跡：サンガーデン桜町マンション建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』長崎市埋蔵文化財調査協議会
- 扇浦正義 2002「長崎出島と旧市街地出土のオランダ貿易遺物」小林克編『掘り出された都市―日蘭出土資料の比較から―』81-107頁、日外アソシエーツ株式会社
- 扇浦正義編 2018『桜町遺跡：長崎市桜町8番26・27における埋蔵文化財発掘調査報告書』長崎市教育委員会
- 川口洋平ほか編 2005『長崎奉行所（立山役所）跡・岩原目付屋敷跡・畑柏町遺跡』長崎県文化財調査報告書第183集、長崎県教育委員会
- 川口洋平 2007『世界航路へ誘う港市・長崎・平戸』新泉社
- 川口洋平ほか編 2007『万才町遺跡Ⅱ 県庁新別館増築工事に係る埋蔵文化財発掘調査報告書』長崎県文化財調査報告書第192集、長崎県教育委員会
- 神戸市立博物館編 1998『阿蘭陀絵伊万里とびいどろ・ぎやまん展―江戸のオランダ趣味―』福山市立福山城博物館
- 神戸市立博物館編 2011『和ガラスの神髄 びいどろ史料庫名品選』神戸市立博物館
- 国史大辞典編集委員会編 1980『国史大辞典』吉川弘文館
- 国立科学博物館・読売新聞社編 2015『ワイン展―ぶどうから生まれた奇跡―』読売新聞社
- 桜井準也 2019『増補 ガラス瓶の考古学』六一書房
- 新宿区厚生部遺跡調査会編 1992『細工町遺跡―（仮称）新宿区細工町高齢者在宅サービスセンター建設に伴う緊急発掘調査報告書―』新宿区厚生部遺跡調査会
- 杉本つとむ解説・注 1972『紅毛雑話・蘭説弁惑』八坂書房
- 高田美由紀編 1999『桜町遺跡 医院併用住宅建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』長崎市教育委員会
- 高田美由紀・古賀朋緒編 2000『国指定史跡 出島和蘭商館跡 西側建造物群復元に伴う発掘調査報告書』長崎市教育委員会
- 田中亚貴子・田中学・片多雅樹 2019「近世長崎市中におけるガラス関連遺物について」長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター編『長崎県埋蔵文化財センター研究紀要第9号』60-82頁、長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター
- 永積洋子 1979「オランダ商館の脇荷貿易について―商館長メイランの

- 設立した個人貿易協会（1826-1830年）―』日本歴史学会編『日本歴史』第379号、55-90頁、吉川弘文館
- 永松実 1993「発掘された食文化の洋風化について」箭内健次『長崎出島の食文化』143-168頁、親和銀行
- 永松実編 1993『栄町遺跡：ビル建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』長崎市埋蔵文化財調査協議会
- 西近畿文化財調査研究所編 1998『播州葡萄園 園舎遺跡発掘調査報告書』稲美町教育委員会・西近畿文化財調査研究所
- 萩原博文 2003『平戸オランダ商館 日蘭・今も続く小さな交流の物語』長崎新聞社
- 広川彌撰 1800『長崎聞見録 卷之五』河内屋源七郎版
- 古門雅高・川口洋平編 2005『出島 一般国道499号線電線共同溝整備工事に伴う緊急調査報告書』長崎県文化財調査報告書第184集、長崎県教育委員会
- 町田利幸・前田加美編 2014『出島和蘭商館跡 一般国道499号線電線共同溝整備工事に伴う埋蔵文化財発掘調査』長崎県埋蔵文化財センター調査報告書第11集、長崎県埋蔵文化財センター
- 間庭辰蔵 1976『南蛮酒伝来史』柴田書店
- 宮崎貴夫・寺田正剛編 1995『万才町遺跡 長崎県庁新別館建替に伴う発掘調査報告書』長崎県文化財調査報告書第123集、長崎県教育委員会
- 宗政五十緒編 2000『上方風俗 大阪の名所図会を読む』東京堂出版
- 宮下雅史編 2008『桜町遺跡：長崎市桜町8番24号における共同住宅建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』長崎市埋蔵文化財調査協議会
- 宮下雅史編 2019『桜町遺跡：長崎市桜町4番11における埋蔵文化財発掘調査報告書』長崎市教育委員会
- 山口美由紀・豊田亜貴子編 2008『国指定史跡 出島和蘭商館跡 カピタン部屋跡他西側建造物群発掘調査報告書』長崎市教育委員会
- 山口美由紀・田中亚貴子編 2018『国指定史跡 出島和蘭商館跡 銅蔵跡他中央部発掘調査報告書』長崎市教育委員会
- 山口美由紀ほか編 2019『出島和蘭商館跡：中島川河川改修事業に伴う発掘調査報告書』長崎市教育委員会
- 山口美由紀・田中亚貴子編 2019『出島和蘭商館跡：出島表門架橋に伴う発掘調査報告書』長崎市教育委員会
- 山本孝造 1990『びんの話』日本能率協会
- 由水常雄 1983『ガラスの話』新潮社
- 渡辺宗男・天野八郎 1975『びんガラス』作花清夫ほか編 1975『ガラスハンドブック』543-545頁、朝倉書店
- Van den Bossche, Willy 2001 *Antique Glass Bottles*, Antique Collectors Club Ltd; London.
- Dungworth, David 2012 Three and a Half Centuries of Bottle Manufacture, *Industrial Archaeology Review*, 34(1):pp. 37-50.

## 註

- (1) 長崎版画とは、江戸時代の長崎で版行された版画を指す。主に中国やオランダなどの人・文物・風俗を画題とした木版画である。画題が異国趣味に特化していることから、長崎の土産物として人気を博した（植松 2017：126頁）。
- (2) 大槻玄沢（1757-1827）は江戸中期の蘭学者・医者である。宝暦7（1757）年に陸奥国磐井郡中里に生まれる。安永7（1778）年に、江戸で杉田玄白の門に入り、オランダ医学の研究を始めた。天明5（1785）年に、長崎に遊学して、さらにオランダ語の学識を深めた。翌年仙台藩医に召し抱えられ、江戸詰となって京橋に移り住み、オランダ語を教える学塾を開き芝蘭堂と名付けた。これは蘭学塾として最初のものであり、多くの俊才を育てた（国史大辞典編集委員会編 1980：642-643頁）。

- (3) 由水常雄によれば、酒瓶をめぐって「殺傷事件」が起こり「長崎奉行所」が「嚴重な酒瓶拾取禁止令」を出し、オランダ側には「ガラス酒瓶を海中に投棄することを禁止するように勸告した」とされている（由水 1983：164頁）が、長崎奉行所の司法制度を研究する安高啓明先生（熊本大学大学院人文社会科学部准教授）のご教授によれば、そのような禁止令を確認したことはないということであった。この事件をめぐった一連の出来事に関しては、近世社会におけるワインボトルの流通に関する重要な事件として捉え、調査を続けたい。
- (4) 蛭付は、汚れた血を吸い出すための医療器具である。細い口を肌にあてて、太い口から蛭を落として患部に当て、悪血を吸わせる（神戸市立博物館編 2011：97頁）。
- (5) 平戸和蘭商館跡の報告書は、以下のものを参照した。  
 平戸市教育委員会編 1988『平戸和蘭商館跡：現状変更（家屋改築）に伴う発掘調査の報告』平戸市の文化財25, 平戸市教育委員会  
 平戸市教育委員会編 1989『史跡和蘭商館跡Ⅱ』平戸市の文化財29, 平戸市教育委員会  
 平戸市教育委員会編 1992『平戸和蘭商館跡の発掘・鄭成功住居跡の発掘』平戸市の文化財34, 平戸市教育委員会  
 平戸市教育委員会編 1993『平戸和蘭商館跡の発掘Ⅳ／馬込遺跡の発掘Ⅰ／坊主畑第3遺跡の発掘』平戸市の文化財35, 平戸市教育委員会  
 平戸市教育委員会編 1994『中野窯跡の発掘／平戸和蘭商館跡の発掘Ⅴ／馬込遺跡の発掘Ⅲ』平戸市の文化財38, 平戸市教育委員会  
 平戸市教育委員会編 1996『平戸和蘭商館跡Ⅵ／大浜遺跡／浦小川遺跡』平戸市の文化財40, 平戸市教育委員会  
 平戸市教育委員会編 1999『1639年築造倉庫の基礎遺構』平戸市の文化財45, 史跡平戸和蘭商館跡の発掘調査7, 平戸市教育委員会  
 平戸市教育委員会編 2003『1639年・1637年築造倉庫の発掘』平戸市の文化財, 史跡平戸和蘭商館跡の発掘調査8, 平戸市教育委員会  
 平戸市教育委員会編 2005『史跡平戸和蘭商館跡の発掘調査Ⅸ』平戸市の文化財53, 平戸市教育委員会  
 平戸市教育委員会編 2008『史跡平戸和蘭商館跡11』平戸市の文化財60, 平戸市教育委員会  
 平戸市教育委員会編 2009『平戸和蘭商館跡の発掘調査12』平戸市の文化財63, 平戸市教育委員会  
 平戸市教育委員会編 2010『史跡平戸和蘭商館跡の発掘調査13』平戸市の文化財65, 平戸市教育委員会

鬼東 芽依（おにつか めい） 西南学院大学大学院国際文化研究科博士前期課程、大野城心のふるさと館  
 運営事業学芸員





---

---

# 西南学院大学博物館研究紀要

第9号

---

発行日 2021(令和3)年3月20日

発行 西南学院大学博物館  
〒814-8511 福岡市早良区西新3丁目13番1号

印刷 大同印刷株式会社

---

---

# Research Bulletin of Seinan Gakuin University Museum

## Vol.9

### MONOGRAPH

The Letter Siebold sent to SONOGI after he returned Holland

Katsunori MIYAZAKI

The Source of the Maria Kannon worshipped by Kirishitan: The Arrival of the Images of Mary and its Transformation in China

Yui MIYAKAWA

Prostitution case on the Choryang Waegwan in 1690, based on the record of *Mainichiki*

Hinano SAKODA

Introduction of historical documents “Joboku-cho” recording the rehabilitation system allowing the criminals to remove their tattoos and to rejoin society (2)

Kaho NAGAYA  
Hiroaki YASUTAKA

+ ————— + ————— +

### RESEARCH on Museum Collections

Statue of St. Roch

Tomoya SHIMOZONO

Dutch wine bottle

Mei ONITSUKA

March, 2021 edited by

**SEINAN**  
GAKUIN UNIVERSITY